

資 料

目 次

第1章 国際軍事情勢

資料 1	第二次世界大戦後の武力紛争	315
資料 2	各国の主要な核戦力	318
資料 3	主要弾道・巡航ミサイルの性能諸元	319
資料 4	第1次戦略兵器削減条約（START ） 第2次戦略兵器削減条約（START ）及び 戦略核兵器削減条約（モスクワ条約）の概要	320
資料 5	国連平和維持活動一覧	321
資料 6	主要国・地域の兵力一覧（概数）	322
資料 7	主要国・地域の正規軍及び予備兵力（概数）	322

第2章 わが国の防衛政策

資料 8	衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問に対する答弁書 （昭和56年5月29日提出） - 抜粋 -	323
資料 9	衆議院議員土井たか子君提出小泉内閣発足にあたって国政の基本政策に関する質問に対する答弁書 （平成13年5月8日提出） - 抜粋 -	323
資料10	国防の基本方針	323
資料11	平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について	323
資料12	「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」に関する内閣官房長官談話	327
資料13	中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）について	328
資料14	「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）について」に関する内閣官房長官談話	331
資料15	今後の防衛力整備について	332
資料16	平成15年度主要事業の経費	332
資料17	平成15年度に調達する主要装備	334
資料18	主要装備の勢力推移	335
資料19	戦車、主要火器などの保有数・性能諸元	336
資料20	主要艦艇の就役数・性能諸元	336
資料21	主要航空機の保有数・性能諸元	337
資料22	誘導弾の性能諸元	338
資料23	防衛関係費（当初予算）の推移	339
資料24	一般会計歳出（当初予算）の主要経費の推移	339
資料25	防衛関係費（当初予算）の用途別構成の推移	340
資料26	各国国防費の推移	340
資料27	日米安全保障共同宣言 - 21世紀に向けての同盟 - （仮訳）	341
資料28	日米防衛協力のための指針	342
資料29	日米共同訓練の実績（平成14年度）	346
資料30	武器輸出三原則など	347
資料31	対米武器技術供与についての内閣官房長官談話	348
資料32	弾道ミサイル防衛（BMD）に係る日米共同技術研究に関する内閣官房長官談話	348

第3章 緊急事態への対応

資料33	自衛隊の主な行動	349
資料34	自衛官に認められた武器使用規定	350
資料35	テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の概要（2003（平成15）年5月9日）	351

第4章 より安定した安全保障環境の構築への貢献

資料36	自衛隊が行った国際平和協力業務の実績	352
資料37	自衛隊が実施した国際緊急援助活動の実績	352
資料38	二国間防衛交流の主要実績（最近5年間）	353
資料39	多国間安全保障対話の主要実績（アジア太平洋地域・最近5年間）	354
資料40	2003年IISSアジア安全保障会議における石破長官スピーチ「アジア太平洋の安全保障に関する地域的展望」（原文は英語）	354
資料41	国際機関への防衛庁職員の派遣実績（最近5年間）	356

第5章 国民と防衛

資料42	自衛官の定員及び現員	356
資料43	自衛官などの応募及び採用状況（平成14年度）	356
資料44	自衛官の教育体系の概要	357
資料45	自衛官の心がまえ	358
資料46	留学生受入実績（平成14年度）	358
資料47	調達方法別の装備品などの調達額の推移	359
資料48	日本の防衛生産額などの推移	359
資料49	防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要	359
資料50	SACO最終報告（仮訳）	360
資料51	普天間飛行場の移設に係る政府方針	363

参照条文

資料52 日本国憲法（抄） 364
 資料53 日米安全保障条約第五条 364
 資料54 日米安全保障条約第六条 364
 資料55 自衛隊法第七条 364
 資料56 自衛隊法第七十六条 364
 資料57 自衛隊法第七十八条 365
 資料58 自衛隊法第七十九条の二 365
 資料59 自衛隊法第八十一条 365
 資料60 自衛隊法第八十一条の二 365
 資料61 自衛隊法第八十二条 365
 資料62 自衛隊法第八十三条 365
 資料63 自衛隊法第八十四条 365
 資料64 自衛隊法第八十八条 366
 資料65 自衛隊法第九十条 366
 資料66 自衛隊法第九十一条の二 366
 資料67 自衛隊法第九十二条の四 366
 資料68 自衛隊法第九十五条 366
 資料69 自衛隊法第九十五条の二 366
 資料70 自衛隊法第九十六条の二 366
 資料71 自衛隊法第九十七条 367
 資料72 自衛隊法第百条の八 367
 資料73 自衛隊法第二百二十二条 367
 資料74 自衛隊法別表第四 367
 資料75 国際連合憲章第五十一条 367

その他の資料

資料76 自衛隊・防衛問題に関する世論調査（平成14年度） 368
 資料77 防衛庁における情報公開の実績（平成14年度） 373
 資料78 防衛庁における政策評価の実績（平成14年度） 373

防衛年表

..... 374

資料1 第二次世界大戦後の武力紛争

地域	紛争名	期間	当事者	摘要
ア	国共内戦	1945～49	中国国民党 中国共産党	中国国民党と中国共産党の直接対立化を契機として中国共産党による中国の統一
	インドネシア独立戦争	1945～49	オランダ インドネシア	オランダからの独立をめぐる紛争
	インドシナ戦争	1946～54	フランス ベトナム民主共和国(北ベトナム)	フランスからの独立をめぐる紛争
	第1次印パ紛争	1947～49	インド パキスタン	独立直後のカシミールの帰属をめぐる紛争
	マラヤの反乱	1948～57	英国 共産ゲリラ	英領マレー各州の支配権を握ろうとする共産ゲリラの試み
	マラヤの反乱	1957～60	マラヤ連邦 共産ゲリラ	マラヤ連邦各州の支配権を握ろうとする共産ゲリラの試み
	朝鮮戦争	1950～53	韓国、米国など(国連) 北朝鮮、中国	北朝鮮の武力による朝鮮半島の統一の試み
ジ	金門・馬祖砲撃	1954～78	台湾 中国	金門・馬祖両島をめぐる砲撃、宣伝戦
	ラオス内戦	1959～75	ラオス政府(右派、中立派) パテト・ラオ(左派) 北ベトナム	ラオス政府と北ベトナムの支援を受けたパテト・ラオ軍との間の紛争
	チベット反乱	1959	ダライ・ラマ派 中国政府	チベット問題をめぐるダライ・ラマ派の反乱
	中印国境紛争	1959～62	インド 中国	国境線をめぐる紛争
	ベトナム戦争	1960～75	南ベトナム、米国など 南ベトナム民族解放戦線、北ベトナム	米国の支援を受けた南ベトナム政府と北ベトナム及び南ベトナム民族解放戦線との間の紛争
	ゴア紛争	1961	インド ポルトガル	インドによるポルトガル領ゴアなどの植民地の併合
	西イリアン紛争	1961～62	インドネシア オランダ	西ニューギニアの領有をめぐる紛争
ア	マレーシア紛争	1963～66	英国、マレーシア フィリピン	北ボルネオの領有をめぐる紛争
	マレーシア紛争	1963～66	英国、マレーシア インドネシア	マレーシア結成に反対したインドネシアの対決政策
	第2次印パ紛争	1965～66	インド パキスタン	カシミールの帰属をめぐる紛争
	中ソ国境紛争	1969	中国 ソ連	国境をめぐる珍宝島(ダマンスキー島) 新疆裕民地区などで衝突が発生
	カンボジア内戦	1970～75	カンボジア政府 カンプチア民族統一戦線	政府(ロンノル派)と民族統一戦線(シハヌーク派・カンボジア共産党)との内戦

地域	紛争名	期間	当事者	摘要
ア ジ ア	第3次印パ紛争	1971	インド、バングラデシュ パキスタン	バングラデシュ(東パキスタン)の独立を契機とした紛争
	西沙群島紛争	1974	南ベトナム 中国	西沙群島の領有をめぐる紛争
	ティモール内戦	1975~78	親インドネシア派・インドネシア(義勇兵) 即時独立派(左派)	ポルトガルの非植民地化政策に伴う内戦
	ベトナム・カンボジア紛争	1977~91	ベトナム カンボジア	ベトナムとカンボジアとの国境紛争とベトナムのカンボジアへの軍事介入
	中越紛争	1979	中国 ベトナム	ベトナムのカンボジアへの軍事介入に反対する中国とベトナムとの紛争
	南沙群島紛争	1988	中国 ベトナム	南沙群島の領有をめぐる紛争
	タジク紛争	1992~97	タジキスタン政府 反政府イスラム武装勢力	1992年の内戦後、アフガン領内に流出したイスラム系武装勢力とタジク政府との間のタジク・アフガン国境地域での紛争 1997.6 和平協定成立
	カンボジア武力衝突	1997~98	ラナリット第1首相(当時)派部隊 フン・セン 第2首相派部隊	政府の主導権を握るラナリット第1首相(当時)派部隊とフン・セン第2首相派部隊との武力衝突
中 東 北 ア フ ガ ニ ス タ ン	第1次中東戦争	1948~49	イスラエル エジプト、シリア、ヨルダン、レバノン、イラク	イスラエル国家の独立を否定するアラブ諸国の試み
	アルジェリア戦争	1954~62	フランス政府 FLN(アルジェリア民族解放戦線)	フランスからの独立をめぐる紛争
	キプロス紛争	1955~59	英国政府 EOKA(キプロス戦士全国組織)	英国の支配を排除してキプロスをギリシャと併合させようとしたギリシャ系住民の試み
	第2次中東戦争	1956	英国、フランス、イスラエル エジプト	スエズ運河をめぐるエジプトと英仏間の紛争、イスラエルは英仏側で参戦
	レバノン出兵	1958	レバノン政府、米国 レバノン反乱派	キリスト教徒大統領シャムーンが再度就任しようとしたため、反乱が発生。米国はレバノン政府の要請で派兵
	クウェート出兵	1961	クウェート、英国 イラク	イラクがクウェート併合を図ったため、英国が派兵
	イエメン内戦	1962~69	イエメン政府、エジプト イエメン王党派	共和政府に対する王党派の闘争
	キプロス内戦	1963~64	キプロス政府、ギリシャ トルコ系キプロス人、トルコ	ギリシャ系キプロス人の権力強化に反対するトルコ系キプロス人の反発
	アルジェリア・モロッコ国境紛争	1963~88	アルジェリア モロッコ	国境地区の領有をめぐる紛争
	第3次中東戦争	1967	イスラエル エジプト、シリア、ヨルダン	イスラエルの独立保持をめぐる紛争
	第4次中東戦争	1973	イスラエル エジプト、シリア	エジプトとシリアが第3次中東戦争によってイスラエルに占領された失地の回復を企図した紛争
	西サハラ紛争	1973~	モロッコ政府、モーリタニア政府(78年、モーリタニアはポリサリオ解放戦線と平和協定を締結) ポリサリオ解放戦線(アルジェリアが支援)	スペイン領サハラ(西サハラ)からスペイン撤退後の主権をめぐる紛争 1988.8 モロッコとポリサリオ解放戦線は帰属を住民投票で決定することで合意(その後住民投票は実施されず) 97.9 モロッコとポリサリオ解放戦線は、88年の合意の実施を妨げていた諸問題につき原則合意
	キプロス紛争	1974~	キプロス トルコ	中立派大統領(マカリオス)の追放によるキプロスのギリシャへの併合阻止及びトルコ系住民の保護のためトルコが軍事介入
	南北イエメン紛争	1978~79	北イエメン 南イエメン、反北イエメン政府グループ	政府軍と北イエメン民族解放戦線などの反政府グループ、南イエメン軍による国境付近における紛争
	アフガニスタン紛争	1979~89	カルマル政権、ソ連 反カルマル・反ソ勢力 1986.5以降、ナジブラ政権、ソ連 反ナジブラ・反ソ勢力	タラキ・アミン政権の土地改革などに対する反抗が国内で続いていたが、ソ連がこれに軍事介入 1989.2 ソ連軍撤退完了
	イラン・イラク戦争	1980~88	イラン イラク	国境河川の領有権などをめぐる紛争 1988.8 停戦成立
レバノン内戦	1975~91	キリスト教徒右派(イスラエル、イラク支援) アラブ平和維持軍(シリア軍)・イスラム教徒左派	キリスト教徒右派とイスラム教徒左派との抗争にシリアが介入 1989 ターフ合意(国民和解憲章)成立 91 内戦終結	
レバノン侵攻	1982	イスラエル PLO、シリア	PLO制圧のため、イスラエル軍レバノンに侵攻(2000年、撤退完了)	
スーダン南部内戦	1983~	スーダン中央政府 南部反政府勢力(スーダン人民解放軍など) 細部は武装勢力の分裂により不明	スーダン中央政府による南部3州のアラブ化政策に反発する南部反政府勢力との間の紛争	
アフガニスタン内戦	1989~2001	1989.2以降、ナジブラ政権 反ナジブラ政府勢力 1992.6以降、ラバニ政権 反ラバニ政府勢力 1996.9以降、タリバーン政権 反タリバーン政府勢力	ソ連軍撤退後も内戦が継続したが、2001年、タリバーン政権崩壊により終結	

地域	紛争名	期間	当事者	摘要
中東・北アフリカ	湾岸戦争	1990～91	イラク クウェート、米国、英国、サウジアラビア、エジプトなど	イラクがクウェートに侵攻、米国、英国等28か国が国連決議を受けて派兵 1991.4 正式停戦
	イエメン内戦	1994	サーレハ大統領(北)とベイド副大統領(南)を中心とする旧南北政治指導者	統一後の政治運営をめくり旧南北指導者層間での対立が激化、旧南北両軍の衝突で内戦に突入 北軍のアデン制圧で内戦終結
	アフガニスタン軍事作戦	2001.10～	タリバーン、アル・カイダ 米国、英国、フランス、カナダ、豪州などの各国及び北部同盟などの反タリバーン勢力	米国同時多発テロを行ったアル・カイダ及びこれをかくまったタリバーンをアフガニスタンから排除するための米英や北部同盟などによる軍事作戦 2001.12 カンダハル陥落 その後もタリバーン、アル・カイダの掃討作戦を継続中
	イラク軍事作戦	2003.3～	イラク 英米など	大量破壊兵器査察に協力しないイラクのフセイン政権に対し大量破壊兵器の武装解除を行うため武力行使
中部	コンゴ動乱	1960～63	コンゴ政府 分離派、ベルギー	コンゴの統一保持に対する分離独立派の反乱、国連による調停で国家統一保持
	チャド・リビア紛争	1960～94	チャド リビア	政権をめぐる部族間の対立とアオズ地区の領有をめぐるチャド・リビア間の対立 1994.5 リビア軍がアオズ地区から完全撤収
	エチオピア内戦	1962～93	エチオピア政府 エリトリア・ティグレ解放勢力	政府とエリトリア州・ティグレ州の分離独立を要求する反政府勢力との紛争 1993.5 エリトリア独立
	南ローデシア紛争	1965～79	南ローデシア政府 ZANU(ジンバブエ・アフリカ民族同盟) ZAPU(ジンバブエ・アフリカ人民同盟)	スミス白人政権と黒人ゲリラ組織との紛争
	ナイジェリア内戦	1967～70	ナイジェリア政府 ビアフラ州	ナイジェリアの統一保持に対する分離独立派による紛争
	ナミビア独立紛争	1975～90	南アフリカ政府 SWAPO(南西アフリカ人民機構)	ナミビアの独立を求めるSWAPOと南アフリカ政府との対立
	アンゴラ内戦	1975～91	MPLA(アンゴラ解放人民運動) FNLA(アンゴラ民族解放戦線)、UNITA(アンゴラ全面独立民族同盟) FNLAはアンゴラ独立後弱体化	ポルトガルからの独立(1975.11)に伴った解放グループ間の対立抗争
	モザンビーク内戦	1975～91	モザンビーク解放戦線(FRELIMO) 反政府組織 モザンビーク民族抵抗運動(RENAMO)	1975年のポルトガルからの独立以来続いた社会主義路線を歩む政府勢力FRELIMOと南アフリカ共和国の支援を受けたRENAMOとの紛争
	エチオピア・ソマリア紛争	1977～78	エチオピア 西ソマリア解放戦線、ソマリア	オガデン地方をめぐる紛争
	ソマリア内戦	1988～	バール政権 反政府勢力、その後複数の武装勢力間	北部で激化したバール政権と反政府ゲリラとの間の戦闘が、全国に波及し、複数勢力間の内戦に発展
	リベリア内戦	1989～	ドウ政権 NPFL(国民愛国戦線) その後複数の武装勢力間	ドウ政権とNPFLとの間の武力闘争が進展・複雑化した、複数勢力間の内戦 1997.7 大統領選挙等が行われ、NPFLのテラー議長を大統領に選出
	ルワンダ内戦	1990～94	ルワンダ政府 RPF(ルワンダ愛国戦線)	フツ族による政権とツツ族主導のRPFとの間の紛争
	ザイール内戦	1996～97	モブツ政権 コンゴ・ザイール解放民主勢力連盟(ADFL)等	ザイール東部地域のツツ族系住民バニャムレンゲが、武装蜂起したことを契機に始まった、モブツ大統領の独裁政権とそれに反対する勢力の武力闘争 1997.5 コンゴ・ザイール解放民主勢力連盟(ADFL)がコンゴ民主共和国への国名変更を宣言
	シエラレオネ紛争	1997～98	AFRC(軍事革命評議会) ECOMOG(西アフリカ諸国経済共同体平和維持軍)	下級兵士のクーデター(民選のカバ大統領を追放)により発足したAFRC政権と民政回復を求めたナイジェリア、ECOMOGとの紛争 1998.5 カバ大統領が帰国
	コンゴ共和国内戦	1997	政府軍 前大統領派(アンゴラが支援)	大統領選挙をめぐるリスバ大統領派(政府軍)とサス・ンゲソ前大統領派の私兵が衝突 1997.10 サス・ンゲソ前大統領が大統領に復帰
	エチオピア・エリトリア紛争	1998～2000	エチオピア エリトリア	両国間の未確定の国境線をめぐる紛争 2000.6 両国が休戦合意受け入れ
	ギニア・ビサオ内戦	1998～	政府軍 元参謀長派	大統領派と元参謀長派との紛争
	コンゴ民主共和国内戦	1998～99	カビラ政権(アンゴラ等が支援) DRC(コンゴ民主連合)等の反政府勢力(ルワンダ等が支援)	ツツ族とフツ族の対立に起因する、カビラ大統領率いる政府軍と反政府勢力との紛争。周辺諸国を巻き込んで拡大 1999.8 紛争の停戦合意が成立
	シエラレオネ内戦	1998～99	ECOMOG(西アフリカ諸国経済共同体平和維持軍) RUF(革命統一路線)	政府を支援するナイジェリア主導のECOMOGと旧軍事政権の兵士が合流した反政府勢力RUFとの紛争 1999.7 政府とRUFとの間で和平合意成立
アンゴラ内戦	1998～2002	政府軍 UNITA(アンゴラ全面独立民族同盟)	政府軍と反政府勢力UNITAとの紛争 2002.3 両者が停戦協定に調印	
コートジボワール内戦	2002.9～	コートジボワール政府 MPC(コートジボワール愛国運動)など	退役を拒否する軍人らの蜂起を契機に内戦状態に突入	

地域	紛争名	期間	当事者	摘要
欧州	ギリシャ内戦	1946～49	ギリシャ政府 ELAS(ギリシャ人民解放軍)	共産党が反乱軍を指導して山岳を利用したゲリラ戦を展開
	ベルリン封鎖	1948～49	英国、米国、フランス ソ連	ソ連による西ベルリンへの交通路遮断をめぐる紛争
	ハンガリー動乱	1956	ハンガリー政府、ソ連 ハンガリー民族主義派	ハンガリー国民の民族革命的運動に対するソ連の介入、これに対する運動
	チェコ事件	1968	チェコ・スロバキア ソ連を含むワルシャワ条約機構加盟5か国	チェコ・スロバキアの自由化を阻止するための武力介入
	北アイルランド紛争	1969～98	カトリック系過激派組織 プロテスタント系過激派組織	北アイルランドの少数派であるカトリック系住民の地位向上と独立をめぐる紛争 1998年に和平合意
	ナゴルノ・カラバフ紛争	1988～	アゼルバイジャン アルメニア武装勢力	アゼルバイジャン領ナゴルノ・カラバフ自治州のアルメニア系住民がアルメニアへの帰属換えを要求し、アゼルバイジャン軍と武力衝突
	ルーマニア政変	1989	チャウシェスク政権(国内軍・秘密警察) ルーマニア民主化グループ(ルーマニア人民軍)	独裁、抑圧政策を強行するチャウシェスク政権を民主化運動グループ及び市民側を支持する人民軍が打倒
	アブハジア紛争	1991～	アブハジア グルジア	グルジア共和国アブハジア自治共和国が「アブハジア共和国」として独立宣言。グルジア政府と武力紛争
	スロベニア内戦	1991	スロベニア 旧ユーゴ連邦軍	旧ユーゴ連邦からの独立を目指すスロベニアとそれを阻止すべく介入した連邦軍側との紛争 1991年7月停戦成立
	クロアチア内戦	1991～95	クロアチア 旧ユーゴ連邦軍、セルビア人武装勢力	旧ユーゴ連邦からの独立を目指すクロアチアとそれを阻止すべく介入した連邦軍側との紛争 旧ユーゴ連邦解体後もセルビア人武装勢力との内戦が継続 1995年11月に和平協定成立
州	ボスニア・ヘルツェゴビナ内戦	1992～95	ムスリム政府(武装勢力、クロアチア人武装勢力) セルビア人武装勢力	ボスニア・ヘルツェゴビナの旧ユーゴからの独立問題を契機としたムスリム、セルビア人、クロアチア人3民族間の勢力争い 1995年12月に和平協定成立
	チェチェン紛争	1994～96 1999～	ロシア政府 チェチェン武装勢力	ロシアからの独立を目指すチェチェン共和国武装勢力とそれを阻止しようとするロシア政府との紛争 1996年に停戦合意。1999年から武力衝突
	コソボ紛争	1998～99	ユーゴ連邦政府、セルビア共和国政府 アルバニア系武装勢力	ユーゴ連邦からの独立を目指すアルバニア系武装勢力とそれを阻止しようとするユーゴ連邦政府及びセルビア共和国政府との紛争 1999年ユーゴスラビア連邦政府、米欧露提示の和平案を受諾
	グアテマラの反革命	1954	グアテマラ政府 反革命派	政府の農地改革などに反抗した保守勢力のクーデターで政権が交代
米州	キューバ革命	1956～59	バチスタ政権 反政府派	極端な弾圧政策のため国民の支持を失ったバチスタ政権を、反政府派が打倒
	キューバ進攻	1961	キューバ政府 キューバ亡命者	在米キューバ人がキューバに進攻して敗退
	キューバ危機	1962	米国 ソ連、キューバ	ソ連の中距離ミサイルがキューバに持込まれたことから起きた危機
	ベネズエラの反乱活動	1962～63	ベネズエラ政府 反乱派	社会改革の穏健派の政権に対する共産党、MIRなどの反乱活動
	ドミニカ共和国内乱	1965	ドミニカ政府、米国 反乱派	若手将校グループが立憲主義復帰を目指して反乱を起こしたことから内戦状態に発展、米軍及び米州機構平和維持軍が介入
	ニカラグア内戦	1979～90	ニカラグア政府 反政府派	サンディニスタ民族解放戦線(FSLN)などによる革命・政権樹立後、同政権の左傾化に反対する勢力(コントラ)がゲリラ戦を展開
	エルサルバドル内戦	1979～92	エルサルバドル政府 反政府派	ファラブンド・マルチ民族解放戦線(FMLN)が現政府打倒のためゲリラ戦を展開
	フォークランド(マルビーナス)紛争	1982	英国 アルゼンチン	フォークランド(マルビーナス)諸島の領有権をめぐる軍事衝突
州	グレナダ派兵	1983	グレナダ反乱派 米国、ジャマイカ、バルバドス、東カリブ海諸国	東カリブ海諸国機構設立条約加盟国が同条約に基づく集団措置として、また、米国などが上記措置への支援の要請に応じて、グレナダに派兵
	パナマ派兵	1989	英国 パナマ	パナマの実権を握るノリエガ国防軍最高司令官と米国との間の対立

資料2 各国の主要な核戦力

	米 国	ロ シ ア	英 国	フ ラ ンス	中 国
ミサイル	550基	735基			20基
ICBM (大陸間弾道ミサイル)	ミニットマン 型 500 ピースキーパー 50	SS - 18型 150 SS - 19型 150 SS - 24型 36 SS - 25型 360 SS - 27型 39			DF - 5(CSS - 4) 20

		米 国	ロ シ ア	英 国	フ ラ ンス	中 国
ミ サ イ ル	IRBM MRBM	_____	_____	_____	_____	約130～150基 DF - 3(CSS - 2) 60～80 DF - 4(CSS - 3) 20 DF - 21(CSS - 5) 50
	SLBM (潜水艦発射弾道 ミサイル)	432基 トライデントC - 4 型 192 トライデントD - 5 型 240 (弾道ミサイル搭載原子力潜水艦18隻)	216基 SS - N - 18型 80 SS - N - 20型 40 SS - N - 23型 96 (弾道ミサイル搭載原子力潜水艦13隻)	58基 トライデントD - 5 型 58 (弾道ミサイル搭載原子力潜水艦4隻)	64基 M - 4 型 32 M - 45型 32 (弾道ミサイル搭載原子力潜水艦4隻)	12基 JL - 1(CSS - N - 3) 12 (弾道ミサイル搭載原子力潜水艦1隻)
長距離(戦略)爆撃機		115機 B - 2 21 B - 52 94	78機 Tu - 95(ペア) 63 Tu - 160 15 (ブラックジャック)	_____	_____	_____

(注) 資料は、ミリタリー・バランス(2002～2003)などによる。

資料3 主要弾道・巡航ミサイルの性能諸元

区 分	国 別	名 称	最大射程(km)	弾頭(威力)	誘導方式	備 考
ICBM	米 国	ミニットマン	13,000	MIRV(335KT×3)	慣 性	固燃3段
		ピースキーパー	9,600	MIRV(300～475KT×10)	慣 性	固燃3段
	ロ シ ア	SS - 18	10,200～15,000	MIRV(1.3MT×8、500～550KT×10又は550～750KT×10)又は単弾頭(24MT)	慣 性	液燃2段
		SS - 19	9,000～10,000	MIRV(550KT×6又は500～750KT×6)	慣 性	液燃2段
		SS - 24	10,000	MIRV(550KT×10)	慣 性	固燃3段
		SS - 25	10,500	単弾頭(550KT)	慣 性	固燃3段
	SS - 27	10,500	単弾頭(550KT)	慣 性	固燃3段	
中 国	DF - 5(CSS - 4)	12,000～13,000	単弾頭(1～3MT)又はMIRV(150～350KT×4～6)	慣 性	液燃2段	
SLBM	米 国	トライデントC - 4	7,400	MIRV(100KT×8)	慣 性 + 天 測	固燃3段
		トライデントD - 5	12,000	MIRV(100KT×8又は475KT×8)	慣 性 + 天 測	固燃3段
	ロ シ ア	SS - N - 8	7,800～9,100	単弾頭(1MT又は800KT)	慣 性 + 天 測	液燃2段
		SS - N - 18	6,500～8,000	単弾頭(450KT)又はMIRV(500KT×3又は100KT×7)	慣 性 + 天 測	液燃2段
		SS - N - 20	8,300	MIRV(200KT×10)	慣 性 + 天 測	固燃3段
	ア	SS - N - 23	8,300	MIRV(100KT×4)	慣 性 + 天 測	液燃3段
	英	トライデントD - 5	12,000	MIRV(100KT×8又は475KT×8)	慣 性 + 天 測	固燃3段
	仏	M - 4	4,000～5,000	MRV(100KT×6)	慣 性	固燃3段
M - 45		6,000	MRV(100KT×6)	慣 性	固燃3段	
中 国	JL - 1(CSS - N - 3)	2,150～2,500	単弾頭(90～250KT)	慣 性	固燃2段	
IRBM MRBM	中 国	DF - 3(CSS - 2)	2,650～2,800	単弾頭(1～3MT)	慣 性	液燃1段
		DF - 4(CSS - 3)	4,750	単弾頭(1～3MT)	慣 性	液燃2段
		DF - 21(CSS - 5)	2,150～2,500	単弾頭(90～250KT)	慣 性 + GPS + レーダー	固燃2段

区分	国別	名称	最大射程 (km)	弾頭 (威力)	誘導方式	備考
SRBM	中国	DF - 11 (CSS - 7)	280 ~ 530	単弾頭 (2KT、10KT又は20KT)	慣性 + GPS + 終末誘導	固燃1段
		DF - 15 (CSS - 6)	600	単弾頭 (90KT)	慣性 + 終末誘導	固燃1段
巡航ミサイル (長射程)	米国	トマホーク (TLAM - N)	2,500	単弾頭 (200KT)	慣性 + 地形照合	海上 / 海中発射型
		AGM - 86B	2,500	単弾頭 (200KT)	慣性 + 地形照合	空中発射型
	ロシア	SS - N - 21	2,400	単弾頭 (200KT)	慣性 + 地形照合	海中発射型
		AS - 15	3,000	単弾頭 (200 ~ 250KT)	慣性 + 地形照合	空中発射型

(注) 資料は、「ジェーン戦略兵器システム」などによる。

資料4 第1次戦略兵器削減条約 (START) 第2次戦略兵器削減条約 (START) 及び戦略核兵器削減条約 (モスクワ条約) の概要

1 第1次戦略兵器削減条約 (START)

経緯	1990年5月～6月の米ソ首脳会談において基本合意。 1991年7月31日の米ソ首脳会談においてSTART 署名。 1992年5月23日、米とロシア、ウクライナ、ベラルーシ及びカザフスタンのCIS4か国はSTART 議定書に署名。 ウクライナのNPT加盟により、1994年12月5日START 発効。 2001年12月5日、米露両国とも履行完了。
概要	戦略核運搬手段の上限は、1,600基 (機)、このうち、重ICBMについては154基。 弾頭数の上限は6,000発。 ・弾道ミサイルの上限：4,900発 ・重ICBMの上限：1,540発 ・移動式ICBMの上限：1,100発 射程600kmを超えるSLCMについては、政治的拘束力を持つ声明によって880発を上限とする。
備考	Tu - 22Mバックファイアについては、旧ソ連が空軍用300機、海軍用200機を超えず、また、大陸間攻撃任務に就かせないことをSTART 外で宣言。

2 第2次戦略兵器削減条約 (START)

経緯	1992年6月17日、米露首脳会談において、多弾頭大陸間弾道ミサイル (ICBM) の全廃を含め、戦略核兵器の大幅削減につき合意。 1993年1月3日、START 署名。 1997年9月、第2段階の履行期限を2007年末まで5年間延長する共同議定書署名。
概要	第1段階 2004年12月31日まで ・総弾頭数：3,800～4,250発の間か、それ以下で各国が自主的に決める数。 ・多弾頭ICBM (MIRV)：1,200発 重ICBM (SS - 18)：650発 ・SLBM：2,160発
	第2段階 2007年12月31日まで ・総弾頭数：3,000～3,500発の間か、それ以下で各国が自主的に決める数。 ・多弾頭ICBM (MIRV)：全廃 重ICBM (SS - 18)：全廃 ・SLBM：1,700～1,750発の間か、それ以下で各国が自主的に決める数。
備考	検証手続としては、原則としてSTART で合意された手続を適用。

3 戦略核兵器削減条約 (モスクワ条約)

経緯	2001年11月13日、米露大統領が、双方の保有する核弾頭の削減を宣言。 2002年5月24日、モスクワにおける米露首脳会談で署名。
概要	2012年12月31日までに戦略核弾頭を1,700～2,200発に削減。双方は、所定の上限内で戦略攻撃兵器の構成を独自に決定。 START が有効であることに合意。
備考	条約の履行のために、二国間委員会を1年に2回以上召集する。 2003年3月6日、米上院にて批准。 2003年5月14日、ロシア下院にて批准。 2003年6月10日、発効。

資料5 国連平和維持活動一覧

1 活動が終了した国連平和維持活動

(2003年5月末現在)

P K O 活 動	活動期間	展 開 地 域
第1次国連緊急隊 (UNEF)	1956 .11 ~ 67 .6	スエズ運河地帯、シナイ半島、ガザ
レバノン国連監視団 (UNOGIL)	58 .6 ~ 58 .12	レバノン・シリア国境
コンゴ国連軍 (ONUC)	60 .7 ~ 64 .6	コンゴ
西イリアン国連保安隊 (UNSF)	62 .10 ~ 63 .4	西イリアン
イエメン国連監視団 (UNYOM)	63 .7 ~ 64 .9	イエメン
ドミニカ事務総長代表使節団 (DOMREP)	65 .5 ~ 66 .10	ドミニカ共和国
国連インド・パキスタン監視団 (UNIPOM)	65 .9 ~ 66 .3	インド・パキスタン国境
第2次国連緊急隊 (UNEF)	73 .10 ~ 79 .7	スエズ運河地帯、シナイ半島
国連アフガニスタン・パキスタン仲介ミッション (UNGOMAP)	88 .5 ~ 90 .3	アフガニスタン・パキスタン国境
国連イラン・イラク軍事監視団 (UNIIMOG)	88 .8 ~ 91 .2	イラン・イラク国境
国連アンゴラ監視団 (UNAVEM)	89 .1 ~ 91 .5	アンゴラ
国連ナミビア独立支援グループ (UNTAG)	89 .4 ~ 90 .3	ナミビア
国連中米監視団 (ONUCA)	89 .11 ~ 92 .1	コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア
第2次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM)	91 .5 ~ 95 .2	アンゴラ
国連エルサルバドル監視団 (ONUSAL)	91 .7 ~ 95 .4	エルサルバドル
国連カンボジア先遣ミッション (UNAMIC)	91 .10 ~ 92 .3	カンボジア
国連保護隊 (UNPROFOR)	92 .3 ~ 95 .12	92 .3 ~ 95 .3 旧ユーゴ 95 .3 ~ 95 .12 ボスニア・ヘルツェゴビナ
国連カンボジア暫定機構 (UNTAC)	92 .3 ~ 93 .9	カンボジア
国連ソマリア活動 (UNOSOM)	92 .4 ~ 93 .3	ソマリア
国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	92 .12 ~ 94 .12	モザンビーク
第2次国連ソマリア活動 (UNOSOM)	93 .3 ~ 95 .3	ソマリア
国連ウガンダ・ルワンダ監視団 (UNOMUR)	93 .6 ~ 94 .9	ウガンダ
国連リベリア監視団 (UNOMIL)	93 .9 ~ 97 .9	リベリア
国連ハイチ・ミッション (UNMIH)	93 .9 ~ 96 .6	ハイチ
国連ルワンダ支援団 (UNAMIR)	93 .10 ~ 96 .3	ルワンダ
国連アオソウ帯監視団 (UNASOG)	94 .5 ~ 94 .6	リビア・チャド国境
国連タジキスタン監視団 (UNMOT)	94 .12 ~ 00 .5	タジキスタン
第3次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM)	95 .2 ~ 97 .6	アンゴラ
国連クロアチア信頼回復活動 (UNCRO)	95 .3 ~ 96 .1	クロアチア
国連予防展開隊 (UNPREDEP)	95 .3 ~ 99 .2	マケドニア
国連ボスニア・ヘルツェゴビナ・ミッション (UNMIBH)	95 .12 ~ 02 .12	ボスニア・ヘルツェゴビナ
国連東スラボニア、バラニャ及び西スレム暫定機構 (UNTAES)	96 .1 ~ 98 .1	東スラボニア、バラニャ、西スレム (クロアチア)
国連ブレヴラカ監視団 (UNMOP)	96 .1 ~ 02 .12	ブレヴラカ半島 (クロアチア)
国連ハイチ支援団 (UNSMIH)	96 .7 ~ 97 .7	ハイチ
国連グアテマラ人権監視団 (MINUGUA)	97 .1 ~ 97 .5	グアテマラ
国連アンゴラ監視団 (MONUA)	97 .6 ~ 99 .2	アンゴラ
国連ハイチ暫定ミッション (UNTMIH)	97 .8 ~ 97 .11	ハイチ
国連ハイチ文民警察ミッション (MIPONUH)	97 .12 ~ 00 .3	ハイチ
国連文民警察サポート・グループ (UNPSG)	98 .1 ~ 98 .10	東スラボニア、バラニャ、西スレム (クロアチア)
国連中央アフリカ共和国ミッション (MINURCA)	98 .4 ~ 00 .2	中央アフリカ
国連シエラレオネ監視ミッション (UNOMSIL)	98 .7 ~ 99 .10	シエラレオネ
国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET)	99 .10 ~ 02 .5	東ティモール

(注) 1 出典：国連資料等

2 UNAMICは後にUNTACに吸収された。

2 活動中の国連平和維持活動

P K O 活 動	活動期間	活動規模	展 開 地 域
国連休戦監視機構 (UNTSO)	1948.6~	113	エジプト、ヨルダン、レバノン、イスラエルなど
国連インド・パキスタン軍事監視団 (UNMOGIP)	49.1~	44	ジャム・カシミール、印パ間停戦ライン
国連キプロス平和維持隊 (UNFICYP)	64.3~	1,373	キプロス
国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	74.6~	1,042	ゴラン高原 (シリア)
国連レバノン暫定隊 (UNIFIL)	78.3~	1,998	南部レバノン
国連イラク・クウェート監視団 (UNIKOM)	91.4~	13	イラク・クウェート
国連西サハラ住民投票監視団 (MINURSO)	91.4~	224	西サハラ
国連グルジア監視団 (UNOMIG)	93.8~	116	アブハジア (グルジア)
国連コソボ暫定行政ミッション (UNMIK)	99.6~	4,476	コソボ
国連シエラレオネ・ミッション (UNAMSIL)	99.10~	14,900	シエラレオネ
国連コンゴ民主共和国ミッション (MONUC)	99.11~	4,314	コンゴ民主共和国及び周辺国首都
国連エチオピア・エリトリア・ミッション (UNMEE)	00.7~	4,032	エチオピア・エリトリア国境
国連東ティモール支援団 (UNMISSET)	02.5~	4,351	東ティモール

(注) 活動規模については、2003年3月末現在の人員規模 (UNMIK、UNMEEについては2003年2月時点)。

資料6 主要国・地域の兵力一覧 (概数)

陸 上 兵 力		海 上 兵 力		航 空 兵 力		
国名など	陸上兵力 (万人)	国名など	トン数 (万トン)	隻 数	国名など	作戦機数
中 国	160	米 国	548.1	990	米 国	3,460
イ ン ド	110	ロ シ ア	206.0	760	中 国	2,570
北 朝 鮮	95	中 国	93.4	740	ロ シ ア	2,150
韓 国	56	英 国	79.0	250	イ ン ド	800
パキスタン	55	フ ラ ン ス	38.9	260	エジプト	650
米 国	49	イ ン ド	32.6	150	シ リ ア	610
ベトナム	41	ト ル コ	22.1	210	韓 国	600
ト ル コ	40	台 湾	20.7	340	北 朝 鮮	590
イ ラ ク	35	ド イ ツ	20.3	150	英 国	580
イ ラ ン	33	ス ペ イ ン	20.2	140	フ ラ ン ス	550
ミャンマー	33	ブ ラ ジ ル	19.3	150	ト ル コ	530
ロ シ ア	32	イ タ リ ア	18.1	150	台 湾	530
エジプト	32	インドネシア	16.9	120	ド イ ツ	510
エチオピア	25	オーストラリア	14.8	90	イスラエル	500
台 湾	24	韓 国	14.4	210	ウクライナ	480
日 本	14.8	日 本	39.8	140	日 本	480

- (注) 1 資料は、陸、空については「ミリタリー・バランス (2002~2003)」など、海については「ジェーン年鑑 (2003~2004)」などによる。
 2 日本は、平成14 (2002) 年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦機数は航空自衛隊の作戦機 (輸送機を除く。) 及び海上自衛隊の作戦機 (固定翼機のみ) の合計である。
 3 作戦機数のうち、は空軍、海軍及び海兵隊の作戦機数を含んでいることを示す。
 4 配列は、兵力の大きい順になっている。

資料7 主要国・地域の正規軍及び予備兵力 (概数)

国名など	兵役制	正規軍 (万人)	予備兵力 (万人)	
米 国	志 願	141	126	
ロ シ ア	徴兵・志願	99	200	
英 国	志 願	21	26	
フ ラ ン ス	志 願	26	10	
ド イ ツ	徴 兵	30	39	
イ タ リ ア	徴兵・志願	22	7	
イ ン ド	志 願	130	54	
中 国	徴 兵	227	60	
北 朝 鮮	徴 兵	110	65	
韓 国	徴 兵	69	450	
エジプト	徴 兵	44	25	
イスラエル	徴 兵	16	43	
日 本	志 願	陸	14.8	3.7 (0.5)
		海	4.4	0.1
		空	4.5	0.08

- (注) 1 資料は、「ミリタリー・バランス (2002~2003)」などによる。
 2 日本は、平成14 (2002) 年度末における各自衛隊の実勢力を示す。() 内は即応予備自衛官の現員数であり、外数。
 3 イタリアは、2004年末までに志願制へ移行するとしている。また、ロシアは、徴兵制から志願制への移行を優先課題としている。

資料8 衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問に対する答弁書
(昭和56年5月29日提出) 抜粋

集団的自衛権と憲法第九条、国際法との関係については必ずしも明瞭でないので、これを明らかにすることがこの際必要と考えるので、ここに質問主意書を提出する。

集団的自衛権について次のとおり質問する。

- 一 内閣としての統一した定義
- 二 独立主権国家たる日本は当然自衛権を持ち、その中に集団的自衛権も含まれるのか。
- 三 集団的自衛権は憲法上「禁止」されているのか。とすれば憲法何条のどこにどのように規定されているのか。
- 四 「禁止」されていず政策上の問題として「やらない」としているのか。
- 五 集団的自衛権が「ない」ということで我が国の防衛上、実質的に不利を蒙むことはあるか。

一から五までについて

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止する権利を有しているものとされている。

我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。

なお、我が国は、自衛権の行使に当たっては我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することを旨としているのであるから、集団的自衛権の行使が憲法上許されないことによつて不利益が生じるというようなものではない。

資料9 衆議院議員土井たか子君提出小泉内閣発足にあたって国政の基本政策に関する質問に対する答弁書
(平成13年5月8日提出) 抜粋

小泉内閣発足にあたって国政の基本政策にたいする総理大臣ご自身の認識を知るため、次の問題を質したい。いずれも内閣総理大臣就任の前にも、自民党総裁選挙ならびに総裁就任時の記者会見での発言をめぐって疑義のある問題点であり、国政の基本問題として看過できない。

したがって、次の事項について質問する。

- 一 小泉氏は集団的自衛権について、憲法解釈を変更して、その行使を認めることを検討すべきだとしているが、いままでの政府の見解はどうか。また、憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を認めることは許されるのかどうか。あらためて小泉内閣の統一見解を問う。

一について

政府は、従来から、我が国が国際法上集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えてきている。

憲法は我が国の法秩序の根幹であり、特に憲法第九条については過去五十年余にわたる国会での議論の積み重ねがあるので、その解釈の変更については十分に慎重でなければならないと考える。

他方、憲法に関する問題について、世の中の変化も踏まえつつ、幅広い議論が行われることは重要であり、集団的自衛権の問題について、様々な角度から研究してもいいのではないかと考えている。

資料10 国防の基本方針

(昭和32年5月20日 国防会議決定)
(昭和32年5月20日 閣議決定)

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。

- a 国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
- s 民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。
- d 国力国情に応じ自衛のため必要限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。
- f 外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果し得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

資料11 平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について

(平成7年11月28日 安全保障会議決定)
(平成7年11月28日 閣議決定)

平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。

これに伴い、昭和51年10月29日付け閣議決定「防衛計画の大綱について」は、平成7年度限りで廃止する。

(別紙)

平成8年度以降に係る防衛計画の大綱

策定の趣旨

- 1 我が国は、国の独立と平和を守るため、日本国憲法の下、紛争の未然防止や解決の努力を含む国際政治の安定を確保するための外交努力の推進、内政の安定による安全保障基盤の確立、日米安全保障体制の堅持及び自らの適切な防衛力の整備に努めてきたところである。
- 2 我が国は、かかる方針の下、昭和51年、安定化のための努力が続けられている国際情勢及び我が国周辺の国際政治構造並びに国内諸情勢が当分の間大きく変化しないという前提に立ち、また、日米安全保障体制の存在が国際関係の安定維持等に大きな役割を果たし続けると判断し、「防衛計画の大綱」(昭和51年10月29日国防会議及び閣議決定。以下「大綱」という。)を策定した。爾来、我が国は、大綱に従って防衛力の整備を進めてきたが、我が国の着実な防衛努力は、日米安全保障体制の存在及びその円滑かつ効果的な運用を図るための努力と相まって、我が国に対する侵略の未然防止のみならず、我が国周辺地域の平和と安定の維持に貢献している。
- 3 大綱策定後約20年が経過し、冷戦の終結等により米ソ両国を中心とした東西間の軍事的対峙の構造が消滅するなど国際情勢が大きく変化するとともに、主たる任務である我が国の防衛に加え、大規模な災害等への対応、国際平和協力業務の実施等より安定した安全保障環境の構築への貢献という分野においても、自衛隊の役割に対する期待が高まってきていることにかんがみ、今後の我が国の防衛力の在り方について、ここに「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」として、新たな指針を示すこととする。
- 4 我が国としては、日本国憲法の下、この指針に従い、日米安全保障体制の信頼性の向上に配慮しつつ、防衛力の適切な整備、維持及び運用を図ることにより、我が国の防衛を全うするとともに、国際社会の平和と安定に資するよう努めるものとする。

国際情勢

この新たな指針の策定に当たって考慮した国際情勢のすう勢は、概略次のとおりである。

- 1 最近の国際社会においては、冷戦の終結等に伴い、圧倒的な軍事力を背景とする東西間の軍事的対峙の構造は消滅し、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいている。他方、各種の領土問題は依然存続しており、また、宗教上の対立や民族問題等に根ざす対立は、むしろ顕在化し、複雑で多様な地域紛争が発生している。さらに、核を始めとする大量破壊兵器やミサイル等の拡散といった新たな危険が増大するなど、国際情勢は依然として不透明・不確実な要素をはらんでいる。
- 2 これに対し、国家間の相互依存関係が一層進展する中で、政治、経済等の各分野において国際的な協力を推進し、国際関係の一層の安定化を図るための各般の努力が継続されており、各種の不安定要因が深刻な国際問題に発展することを未然に防止することが重視されている。安全保障面では、米口間及び欧州においては関係諸国間の合意に基づく軍備管理・軍縮が引き続き進展しているほか、地域的な安全保障の枠組みの活用、多国間及び二国間対話の拡大や国際連合の役割の充実へ向けた努力が進められている。
主要国は、大規模な侵略への対応を主眼としてきた軍事力について再編・合理化を進めるとともに、それぞれが置かれた戦略環境等を考慮しつつ、地域紛争等多様な事態への対応能力を確保するため、積極的な努力を行っている。この努力は、国際協調に基づく国際連合等を通じた取組と相まって、より安定した安全保障環境を構築する上でも重要な要素となっている。このような中で、米国は、その強大な力を背景に、引き続き世界の平和と安定に大きな役割を果たし続けている。
- 3 我が国周辺地域においては、冷戦の終結やソ連の崩壊といった動きの下で極東ロシアの軍事力の量的削減や軍事態勢の変化がみられる。他方、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在している中で、多数の国が、経済発展等を背景に、軍事力の拡充ないし近代化に力を注いでいる。また、朝鮮半島における緊張が継続するなど不透明・不確実な要素が残されており、安定的な安全保障環境が確立されるには至っていない。このような状況の下で、我が国周辺地域において、我が国の安全に重大な影響を与える事態が発生する可能性は否定できない。しかしながら、同時に、二国間対話の拡大、地域的な安全保障への取組等、国家間の協調関係を深め、地域の安定を図ろうとする種々の動きがみられる。

日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、こうした安定的な安全保障環境の構築に資するとともに、この地域の平和と安定にとって必要な米国の関与と米軍の展開を確保する基盤となり、我が国の安全及び国際社会の安定を図る上で、引き続き重要な役割を果たしていくものと考えられる。

我が国の安全保障と防衛力の役割

(我が国の安全保障と防衛の基本方針)

- 1 我が国は、日本国憲法の下、外交努力の推進及び内政の安定による安全保障基盤の確立を図りつつ、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安全保障体制を堅持し、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備してきたところであるが、かかる我が国の基本方針は、引き続きこれを堅持するものとする。

(防衛力の在り方)

- 2 我が国はこれまで大綱に従って、防衛力の整備を進めてきたが、この大綱は、我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となって我が国周辺地域における不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有するという「基盤的防衛力構想」を取り入れたものである。この大綱で示されている防衛力は、防衛上必要な各種の機能を備え、後方支援体制を含めてその組織及び配備において均衡のとれた態勢を保有することを主眼としたものであり、我が国の置かれている戦略環境、地理的特性等を踏まえて導き出されたものである。

このような基盤的な防衛力を保有するという考え方については、国際情勢のすう勢として、不透明・不確実な要素をはらみながら国際関係の安定化を図るための各般の努力が継続されていくものとみられ、また、日米安全保障体制が我が国の安全及び周辺地域の平和と安定にとって引き続き重要な役割を果たし続けるとの認識に立てば、今後ともこれを基本的に踏襲していくことが適当である。

一方、保有すべき防衛力の内容については、冷戦の終結等に伴い、我が国周辺諸国の一部において軍事力の削減や軍事態勢の変化がみられることや、地域紛争の発生や大量破壊兵器の拡散等安全保障上考慮すべき事態が多様化していることに留意しつつ、その具体的在り方を見直し、最も効率的で適切なものとする必要がある。また、その際、近年における科学技術の進歩、若年人口の減少傾向、格段に厳しさを増している経済財政事情等に配慮しておかなければならない。

また、自衛隊の主たる任務が我が国の防衛であることを基本としつつ、内外諸情勢の変化や国際社会において我が国の置かれている立場を考慮すれば、自衛隊もまた、社会の高度化や多様化の中で大きな影響をもたらし得る大規模な災害等の各種の事態に対して十分に備えておくとともに、より安定した安全保障環境の構築に向けた我が国の積極的な取組において、適時適切にその役割を担っていくべきである。

今後の我が国の防衛力については、こうした観点から、現行の防衛力の規模及び機能について見直しを行い、その合理化・効率

化・コンパクト化を一層進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図ることにより、多様な事態に対して有効に対応し得る防衛力を整備し、同時に事態の推移にも円滑に対応できるように適切な弾力性を確保し得るものとするのが適当である。

(日米安全保障体制)

3 米国との安全保障体制は、我が国の安全の確保にとって必要不可欠なものであり、また、我が国周辺地域における平和と安定を確保し、より安定した安全保障環境を構築するためにも、引き続き重要な役割を果たしていくものと考えられる。

こうした観点から、日米安全保障体制の信頼性の向上を図り、これを有効に機能させていくためには、情報交換、政策協議等の充実、共同研究並びに共同演習・共同訓練及びこれらに関する相互協力の充実等を含む運用面における効果的な協力態勢の構築、装備・技術面での幅広い相互交流の充実並びに在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための各種施策の実施等に努める必要がある。

また、このような日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、地域的な多国間の安全保障に関する対話・協力の推進や国際連合の諸活動への協力等、国際社会の平和と安定への我が国の積極的な取組に資するものである。

(防衛力の役割)

4 今後の我が国の防衛力については、上記の認識の下に、以下のとおり、それぞれの分野において、適切にその役割を果たし得るものとする必要がある。

a 我が国の防衛

ア 周辺諸国の軍備に配慮しつつ、我が国の地理的特性に応じ防衛上必要な機能を備えた適切な規模の防衛力を保有するとともに、これを最も効果的に運用し得る態勢を築き、我が国の防衛意思を明示することにより、日米安全保障体制と相まって、我が国に対する侵略の未然防止に努めることとする。

核兵器の脅威に対しては、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的な役割を果たしつつ、米国の核抑止力に依存するものとする。

イ 間接侵略事態又は侵略につながるおそれのある軍事力をもってする不法行為が発生した場合には、これに即応して行動し、早期に事態を収拾することとする。

直接侵略事態が発生した場合には、これに即応して行動しつつ、米国との適切な協力の下、防衛力の総合的・有機的な運用を図ることによって、極力早期にこれを排除することとする。

s 大規模災害等各種の事態への対応

ア 大規模な自然災害、テロリズムにより引き起こされた特殊な災害その他の人命又は財産の保護を必要とする各種の事態に際して、関係機関から自衛隊による対応が要請された場合などに、関係機関との緊密な協力の下、適時適切に災害救援等の所要の行動を実施することとし、もって民生の安定に寄与する。

イ 我が国周辺地域において我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合には、憲法及び関係法令に従い、必要に応じ国際連合の活動を適切に支持しつつ、日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用を図ること等により適切に対応する。

d より安定した安全保障環境の構築への貢献

ア 国際平和協力業務の実施を通じ、国際平和のための努力に寄与するとともに、国際緊急援助活動の実施を通じ、国際協力の推進に寄与する。

イ 安全保障対話・防衛交流を引き続き推進し、我が国の周辺諸国を含む関係諸国との間の信頼関係の増進を図る。

ウ 大量破壊兵器やミサイル等の拡散の防止、地雷等通常兵器に関する規制や管理等のために国際連合、国際機関等が行う軍備管理・軍縮分野における諸活動に対し協力する。

我が国が保有すべき防衛力の内容

で述べた我が国の防衛力の役割を果たすための基幹として、陸上、海上及び航空自衛隊において、それぞれ1に示される体制を維持し、2及び3に示される態勢等を保持することとする。

1 陸上、海上及び航空自衛隊の体制

a 陸上自衛隊

ア 我が国の領域のどの方面においても、侵略の当初から組織的な防衛行動を迅速かつ効果的に実施し得るよう、我が国の地理的特性等に従って均衡をとって配置された師団及び旅団を有していること。

イ 主として機動的に運用する各種の部隊を少なくとも1個戦術単位有していること。

ウ 師団等及び重要地域の防空に当たり得る地对空誘導弾部隊を有していること。

エ 高い練度を維持し、侵略等の事態に迅速に対処し得るよう、部隊等の編成に当たっては、常備自衛官をもって充てることを原則とし、一部の部隊については即応性の高い予備自衛官を主体として充てること。

s 海上自衛隊

ア 海上における侵略等の事態に対応し得るよう機動的に運用する艦艇部隊として、常時少なくとも1個護衛隊群を即応の態勢で維持し得る1個護衛艦隊を有していること。

イ 沿岸海域の警戒及び防備を目的とする艦艇部隊として、所定の海域ごとに少なくとも1個護衛隊を有していること。

ウ 必要とする場合に、主要な港湾、海峡等の警戒、防備及び掃海を実施し得るよう、潜水艦部隊、回転翼哨戒機部隊及び掃海部隊を有していること。

エ 周辺海域の監視哨戒等の任務に当たり得る固定翼哨戒機部隊を有していること。

d 航空自衛隊

ア 我が国周辺のほぼ全空域を常時継続的に警戒監視するとともに、必要とする場合に警戒管制の任務に当たり得る航空警戒管制部隊を有していること。

イ 領空侵犯及び航空侵襲に対して即時適切な措置を講じ得る態勢を常時継続的に維持し得るよう、戦闘機部隊及び地对空誘導弾部隊を有していること。

ウ 必要とする場合に、着上陸侵襲阻止及び対地支援の任務を実施し得る部隊を有していること。

エ 必要とする場合に、航空偵察、航空輸送等の効果的な作戦支援を実施し得る部隊を有していること。

2 各種の態勢

自衛隊が以下の態勢を保持する際には、自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、統合幕僚会議の機能の充実等による各自衛隊の統合的かつ有機的な運用及び関係各機関との間の有機的協力関係の推進に特に配慮する。

a 侵略事態等に対応する態勢

ア 日米両国間における各種の研究、共同演習・共同訓練等を通じ、日米安全保障体制の信頼性の維持向上に努めるとともに、直接侵略事態が発生した場合、各種の防衛機能を有機的に組み合わせることにより、その態様に即応して行動し、有効な能力を発揮し得ること。

イ 間接侵略及び軍力をもってする不法行為が発生した場合には、これに即応して行動し、適切な措置を講じ得ること。

ウ 我が国の領空に侵入した航空機又は侵入するおそれのある航空機に対し、即時適切な措置を講じ得ること。

s 災害救援等の態勢

国内のどの地域においても、大規模な災害等人命又は財産の保護を必要とする各種の事態に対して、適時適切に災害救援等の行動を実施し得ること。

d 国際平和協力業務等の実施の態勢

国際社会の平和と安定の維持に資するため、国際平和協力業務及び国際緊急援助活動を適時適切に実施し得ること。

f 警戒、情報及び指揮通信の態勢

情勢の変化を早期に察知し、機敏な意思決定に資するため、常時継続的に警戒監視を行うとともに、多様な情報収集手段の保有及び能力の高い情報専門家の確保を通じ、戦略情報を含む高度の情報収集・分析等を実施し得ること。

また、高度の指揮通信機能を保持し、統合的な観点も踏まえて防衛力の有機的な運用を迅速かつ適切になし得ること。

g 後方支援の態勢

各種の事態への対処行動等を効果的に実施するため、輸送、救難、補給、保守整備、衛生等の各後方支援分野において必要な機能を発揮し得ること。

h 人事・教育訓練の態勢

適正な人的構成の下に、厳正な規律を保持し、各自衛隊・各機関相互間及び他省庁・民間との交流の推進等を通じ、高い士気及び能力並びに広い視野を備えた隊員を有し、組織全体の能力を発揮し得るとともに、国際平和協力業務等の円滑な実施にも配慮しつつ、隊員の募集、処遇、人材育成・教育訓練等を適切に実施し得ること。

3 防衛力の弾力性の確保

防衛力の規模及び機能についての見直しの中で、養成及び取得に長期間を要する要員及び装備を、教育訓練部門等において保持したり、即応性の高い予備自衛官を確保することにより、事態の推移に円滑に対応できるように適切な弾力性を確保することとする。

主要な編成、装備等の具体的規模は、別表のとおりとする。

防衛力の整備、維持及び運用における留意事項

1 各自衛隊の体制等

で述べた防衛力を整備、維持及び運用することを基本とし、その具体的実施に際しては、次の諸点に留意してこれを行うものとする。

なお、各年度の防衛力の具体的整備内容のうち、主要な事項の決定に当たっては、安全保障会議に諮るものとする。

a 経済財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力の整備、維持及び運用を行うものとする。

その際、格段に厳しさを増している財政事情を踏まえ、中長期的な見通しの下に経費配分を適切に行うことにより、防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るように特に配慮する。

s 関係地方公共団体との緊密な協力の下に、防衛施設の効率的な維持及び整備並びに円滑な統廃合の実施を推進するため、所要の態勢の整備に配慮するとともに、周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

d 装備品等の整備に当たっては、緊急時の急速取得、教育訓練の容易性、装備の導入に伴う後年度の諸経費を含む費用対効果等についての総合的な判断の下に、調達価格等の抑制を図るための効率的な調達補給態勢の整備に配慮して、その効果的な実施を図る。

その際、適切な国産化等を通じた防衛生産・技術基盤の維持に配慮する。

f 技術進歩のすう勢に対応し、防衛力の質的水準の維持向上に資するため、技術研究開発の態勢の充実に努める。

2 将来情勢に重要な変化が生じ、防衛力の在り方の見直しが必要になると予想される場合には、その時の情勢に照らして、新たに検討するものとする。

(別表)

陸上自衛隊	編成定数 常備自衛官定員 即応予備自衛官員数		16万人 14万5千人 1万5千人
	基幹部隊	平時地域配備する部隊	8個師団 6個旅団
		機動運用部隊	1個機甲師団 1個空挺団 1個ヘリコプター団
		地对空誘導弾部隊	8個高射特科群
主要装備	戦車 主要特科装備	約900両 約900門/両	
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊(機動運用) 護衛艦部隊(地方隊) 潜水艦部隊 掃海部隊 陸上哨戒機部隊	4個護衛隊群 7個隊 6個隊 1個掃海隊群 13個隊
	主要装備	護衛艦 潜水艦 作戦用航空機	約50隻 16隻 約170機
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊 要撃戦闘機部隊 支援戦闘機部隊 航空偵察部隊 航空輸送部隊 地对空誘導弾部隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個飛行隊 9個飛行隊 3個飛行隊 1個飛行隊 3個飛行隊 6個高射群
	主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約400機 約300機

資料12 「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」に関する内閣官房長官談話

(平成7年11月28日)

- 政府は、本日、安全保障会議及び閣議において、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」を決定いたしました。これは、昭和51年にいわゆる「基盤的防衛力構想」を取り入れて策定された「防衛計画の大綱」に代わるものであります。今後はこれを受けまして、平成8年度以降の中期的な防衛力整備計画の策定作業が進められることとなります。
- 今般、このように「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」を策定し、新たな指針を示すこととしたのは、「防衛計画の大綱」策定後約20年が経過し、冷戦の終結等により東西間の軍事的対峙の構造が消滅するなど国際情勢が大きく変化するとともに、主たる任務である我が国の防衛に加え、大規模な災害等への対応、より安定した安全保障環境の構築への貢献という分野においても、自衛隊の役割に対する期待が高まっていることを考慮したものであります。
- 新「防衛大綱」においては、まず、日本国憲法の下にこれまで我が国がとってきた防衛の基本方針については、引き続き堅持することとしております。
 なお、集団的自衛権の行使のように我が国の憲法上許されないとされている事項について、従来の政府見解に何ら変更がないことは当然であります。
- 次に今後の我が国の防衛力については、基盤的な防衛力を保有するというこれまでの考え方を基本的に踏襲することとしておりますが、これは国際情勢のすう勢として、不透明・不確実な要素をはらみながら国際関係の安定化を図るための各般の努力が継続されていくものとみられ、また、日米安全保障体制が我が国の安全及び周辺地域の平和と安定にとって引き続き重要な役割を果たし続けるとの認識に立っていることによるものであります。
 また、今後の防衛力の内容については、現行の防衛力の規模及び機能について見直しを行い、その合理化・効率化・コンパクト化を一層進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図ることにより、多様な事態に対して有効に対応し得る防衛力を整備することとしております。その際、近年における科学技術の進歩、若年人口の減少傾向、格段に厳しさを増している経済財政事情等に配慮して、最も効率的で適切な態勢を追求しており、主要な部隊の編成や装備の具体的な規模については、別表に掲げるところであります。
- 日米安全保障体制については、これが、我が国の安全確保にとって不可欠なものであり、また、我が国周辺地域における平和と安定を確保し、より安定した安全保障環境を構築するためにも引き続き重要な役割を果たしていくとの認識を示しております。
 これは、日米安全保障体制に基づく米軍の存在と米国の関与が我が国周辺地域の安定要因となっており、また、日米安全保障体制を基調とする日米両国間の安全保障、政治、経済など各般の分野における幅広く緊密な協力関係が我が国周辺地域の平和と安定に貢献しているとの趣旨を示したものであります。したがって、ここでいう「我が国周辺地域における平和と安定を確保し」との表現により、日米安全保障条約にいう「極東」の範囲の解釈に関する政府統一見解を変更するようなものではありません。
 また、日米安全保障体制の信頼性の向上を図り、これを有効に機能させていくため、政策協議等の充実、運用面における効果的な協力態勢の構築、装備・技術面での幅広い相互交流の充実及び在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための各種施策の実施等に努める必要があるとしていますが、この在日米軍に関連した施策には、在日米軍駐留支援のみならず、在日米軍の施設・区域が高度に集中している沖縄において、日米安全保障条約の目的達成との調和を図りつつ、施設・区域の整理・統合・縮小を推進することが含まれているところであり、これに積極的に取り組んでいく所存であります。
- 防衛力の役割については、我が国への侵略に対する防衛がその中心であることは当然の前提ではありますが、大規模災害等への対応として、関係機関との緊密な協力の下、適時適切に災害救援等の行動を実施するとともに、我が国の平和と安全に重要な影響を与え

ような事態が発生した場合に、憲法及び関係法令に従い、適切に対応していく旨述べております。また、より安定した安全保障環境の構築への貢献として、国際平和協力業務や安全保障対話・防衛交流の推進、軍備管理・軍縮分野における諸活動への協力を進めていくこととしております。

なお、武器輸出三原則等に関しては、装備・技術面での幅広い相互交流の充実による日米安全保障体制の効果的運用との調和を図りつつ、国際紛争等を助長することを回避するというその基本理念を維持していく所存であります。

7 政府は、今回の決定を国会に御報告いたします。

国民の皆様におかれましても、御理解と御協力を切に希望する次第であります。

資料13 中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）について

（平成12年12月15日 安全保障会議決定）
（平成12年12月15日 閣議決定）

平成13年度から平成17年度までを対象とする中期防衛力整備計画について、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定）に従い、別紙のとおり定める。

別紙

「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）」

計画の方針

平成13年度から平成17年度までの防衛力整備に当たっては、内外の諸情勢に的確に対応し、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定。以下「防衛大綱」という。）に定める防衛力の水準への円滑な移行に留意しつつ、引き続き防衛大綱に従い、以下を計画の基本として、適切な防衛力の整備に努めることとする。

- 1 基幹部隊、主要装備等については、引き続き、防衛力の合理化・効率化・コンパクト化を推進し、防衛大綱に定める体制への移行をおおむね達成するとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図る。その際、特に次の諸点に留意する。
 - a 情報通信技術の急速な進歩・普及に伴い、戦闘様相の広域化・高速化や兵器の高性能化が促進される可能性があること、各種情報システムに対してネットワークや情報システムを利用した電子的な攻撃（サイバー攻撃）が行われる可能性が生じていること等を踏まえ、情報通信技術を積極的に取り込みつつ、防衛庁・自衛隊を通じた高度なネットワーク環境の整備、各種指揮通信システムの整備、情報セキュリティの確保等の諸施策を重点的に推進する。
 - s ゲリラや特殊部隊による攻撃、核・生物・化学兵器による攻撃（NBC攻撃）等各種の攻撃形態への対処能力の向上を図る。
 - d 各種の災害に対してきめ細かく対応し得るよう災害派遣能力の充実・強化を図る。
 - f 防衛力を支える人的基盤の重要性に鑑み、精強で質の高い人材の確保・育成、秘密保全を含む服務規律の徹底、隊員の福利厚生を含む処遇改善等の人事教育施策を幅広く進める。また、自衛隊の活動に対する国民の理解を促進するため、平素からの国民各層との様々な交流等の諸施策を推進する。
- 2 我が国の安全の確保にとって必要不可欠なものであり、アジア太平洋地域における平和と安定を維持するために引き続き重要な役割を果たしている日米安全保障体制の信頼性の向上を図るため一層の努力を傾注し、平素から日米間の安全保障面での緊密な協力関係を増進する。
- 3 より安定した安全保障環境の構築に貢献するため、同盟国である米国とも密接に連携しつつ、安全保障対話、防衛交流等の各種施策を推進する。
- 4 その時々々の経済情勢、防衛大綱策定以降更に一段と厳しさを増している財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、節度ある防衛力の整備に一層努力する。

基幹部隊の見直し等

- 1 陸上自衛隊については、装備の近代化にも留意しつつ、新たに5個の師団及び1個の混成団について改編を実施する。その際、1個の師団及び1個の混成団は旅団に改編するとともに、改編した師団及び旅団のそれぞれについて、その一部の部隊を、即応性の高い予備自衛官を主体として編成する。

これらの改編に伴い、陸上自衛隊の編成定数及び常備自衛官定員を引き続き計画的かつ段階的に削減することとし、計画期間末の編成定数については、おおむね16万6千人程度、常備自衛官定員についてはおおむね15万6千人程度、即応予備自衛官員数については、おおむね1万人程度をめどとする。なお、陸上自衛隊の常備自衛官の充足については、上記の削減を踏まえつつ、計画期間末において、おおむね14万6千人程度をめどとする。

また、上記に加え、3個の師団について、改編を前提とした装備品の調達等に着手し、基幹部隊の体制移行をおおむね達成する。
- 2 海上自衛隊については、護衛艦部隊（地方隊）のうち1個護衛隊を廃止し、基幹部隊の体制移行を完了する。
- 3 航空自衛隊については、警戒管制部隊のうち見直しに着手していない方面隊等の一部の警戒群を警戒隊とし、基幹部隊の体制移行を完了する。

自衛隊の能力等に関する主要事業

- 1 防空能力
 - a 防空要撃能力については、将来における技術的水準の動向に対応して、現有の要撃戦闘機（F-15）を今後とも有効に活用するため、近代化のための改修に着手する。
 - s 重要地域等の防空火力については、引き続き、現有の地对空誘導弾（ペトリオット）の能力向上を行う。また、地对空誘導弾（ホーク）改善用装備品を整備するとともに、将来の経空脅威の動向に的確に対応するため、新中距離地对空誘導弾を整備する。

また、短距離地对空誘導弾、近距離地对空誘導弾、高射機関砲等を整備する。
- 2 周辺海域の防衛能力及び海上交通の安全確保能力
 - a 艦艇については、護衛艦、潜水艦、掃海艇、ミサイル艇等を建造する。護衛艦の建造に当たっては、護衛艦部隊全般の効率的な在り方に留意しつつ、更新・近代化を推進することとし、特に、ミサイル護衛艦（DDG）については対空能力の充実を図るとともに、ヘリコプター搭載護衛艦（DDH）については指揮通信機能及びヘリコプター運用能力等の充実を図る。

- s 航空機については、現有の固定翼哨戒機（P - 3C）の能力向上のための改修を引き続き行うとともに、哨戒ヘリコプター（SH - 60J及びSH - 60J改）及び新掃海・輸送ヘリコプターを整備する。
- 3 着上陸侵攻対処能力
- a 洋上・水際撃破能力等については、引き続き、支援戦闘機（F - 2）を整備する。
 - s 火力、装甲機動力、対戦車火力については、老朽装備の更新・近代化を主体に、火砲、多連装ロケットシステム、戦車、装甲車、多目的誘導弾システムを含む対戦車火器等を引き続き整備するとともに、空中火力の向上のため、対戦車ヘリコプター（AH - 1S）の減勢に伴い、戦闘ヘリコプターを新たに整備する。
- 4 ゲリラによる攻撃等各種の攻撃形態への対処能力
- a ゲリラや特殊部隊による攻撃に対して効果的に対処し得るよう、専門の部隊を新編するほか、装備、訓練等の充実を図るとともに、関係機関との密接な協力を努める。
また、島嶼部への侵略や災害に適切に対処し得るよう、初動展開・情報収集能力を高めた所要の部隊を新編する。
 - s NBC攻撃に対して探知・防護・除染・防疫・救出・治療等の面で効果的に対処し得るよう、人員、装備等の面で機能の充実を図る。また、特に生物兵器対処については、研究及び教育の充実を図る。
- 5 災害救援
- 都市災害、山間地災害、島嶼災害、特殊災害等各種の災害において、関係機関と連携しつつ適切に災害救援を実施し得るよう、各々の災害の特性に応じた災害派遣能力の向上を図る。
また、災害発生時の初動対処を適切に実施し得るよう、災害派遣に即応すべき部隊の指定等による即応態勢の強化を図る。
さらに、より適切に災害救援を実施し得るよう、災害派遣に予備自衛官を活用できるようにする。
- 6 在外邦人等の輸送
- 外国における災害、騒乱等の緊急事態に際し、生命等の保護を要する邦人等を本邦等の安全な地域に退避させるための輸送活動を、関係機関と連携しつつ適切に実施し得るよう、各種の施策を推進する。
- 7 情報能力
- 情報については、我が国周辺の安全保障環境をはじめとする国際情勢等の各種情報をより迅速・正確に把握するため、技術の進歩に的確に対応しつつ、各種情報収集器材・装置の充実を図る。また、偵察機（RF - 4）及び電子戦データ収集機（EP - 3）の改善に着手するなど、収集・処理・分析・配布等情報に係る各分野の能力を総合的に充実・強化するとともに、能力の高い情報専門家を確保するための各種施策を推進する。
さらに、状況の変化に対応しつつ、秘密保全について万全を期すため、防衛庁・自衛隊全般にわたる体制の整備や関連する部隊等の充実・強化等のための各種施策を推進する。
- 8 警戒監視能力
- 警戒監視については、軍事科学技術の進展等に対応してその能力の向上を図るため、自動警戒管制組織の航空警戒管制機能の近代化に着手するとともに、引き続き、固定式3次元レーダー装置及び移動式警戒監視システムを整備する。また、引き続き早期警戒機（E - 2C）の改善を推進するなど、艦艇、航空機による警戒監視態勢を維持・強化する。
- 9 情報通信能力
- 情報通信については、民間の情報通信技術の発展を踏まえて防衛統合デジタル通信網（IDDN）の整備を完了するとともに、引き続き衛星通信を利用する等、従来の指揮通信能力の向上を図る。
また、防衛庁・自衛隊全体として、情報通信技術の急速な進歩・普及に対応して、特に次の諸施策を重点的に推進する。
- a 社会全体の高度ネットワーク化の進展にも鑑み、各組織毎、各システム毎のネットワークを抜本的に集約一元化する等により、防衛庁・自衛隊を通じた高度なネットワーク環境を整備する。
 - s 中央から第一線までの情報共有等を目指すとともに、自衛隊の統合運用にも資するよう、各種指揮通信システムの整備を推進する。
 - d 情報セキュリティの確保を図るため、ネットワークの監視、緊急対処等を一元的に実施する組織の設置、情報セキュリティ要員の確保・育成等の施策を推進する。また、情報セキュリティの確保に関し、政府全体での対応に貢献するため、関係機関との連携を強化する。
- 10 機動力及び輸送力
- 機動力及び輸送力については、引き続き、輸送ヘリコプター（CH - 47J）等を整備する。また、より安定した安全保障環境の構築に貢献する等の観点から、国外運航のための装備、訓練の充実を図るとともに、今後の輸送力の在り方について検討を行う。
- 11 夜間行動能力
- 各種の戦闘が昼夜継続するような戦闘様相の変化に対応するとともに、各種災害を含む多様な事態に的確に対応し得るよう、夜間行動能力を強化するための各種暗視装置・器材の充実を図る。
- 12 教育訓練体制
- 引き続き、各種の練習機及び教育訓練用器材等を整備するとともに、訓練施設を整備するほか、派米訓練の充実を図る。
また、自衛隊の任務の多様化に対応した訓練を充実する。
- 13 救難体制
- 救難能力の向上及び効率化を図るため、引き続き、救難飛行艇（US - 1A及びUS - 1A改）、救難ヘリコプター（UH - 60J）、救難捜索機（U - 125A）等を整備する。
- 14 事故防止・安全対策
- 自衛隊の訓練や行動に当たり、国民に被害を与え、隊員の生命を失うことにつながる各種事故を防止するため、安全教育の徹底等、事故防止・安全対策を推進する。
- 15 防衛力を支える人的基盤の維持拡充のための施策
- a 自衛隊の任務の遂行に必要な精強性を確保するとともに、情報通信技術の急速な進歩・普及、自衛隊の任務の多様化・国際化、装備品の高度化等に対応し得るよう、質の高い人材の確保・育成を図る。また、少子・高齢化社会の到来をも踏まえ、精強性を維持

しつつ、有為な人材を確保するため、新たな人事管理の在り方について検討する。

- s 部隊の厳正な規律を保持するため、高い倫理意識を持った人材の確保・育成及び秘密保全を含む厳正な服務規律の徹底のため、各種の施策を推進する。
 - d 隊員の高い士気を保持するため、福利厚生を含む隊員の処遇改善及び就職援護の充実等の施策を推進する。処遇改善に当たっては、隊舎・宿舎等の生活関連施設の建設・改修を引き続き推進するとともに、特に、整備工場や警衛所等の勤務環境を改善するため、関連施設の整備・充実を図る。
 - f 自衛隊中央病院をはじめとする医療施設を整備するほか、メンタルヘルスケア（精神的健康）の充実等、隊員の精神的精強性の保持に努める。
 - g 防衛基盤の育成・拡大を図るとの観点から、予備自衛官の安定的確保と民間の優れた専門技能の有効活用を旨として、予備自衛官制度へ公募制を導入する。
 - h 自衛隊の各種活動に対する国民の理解を一層深めるため、平素から、地域社会及びNPO（民間の非営利団体）をはじめとする国民各層と様々な交流を推進する。
- 16 技術研究開発
- a 固定翼哨戒機（P-3C）の後継機、輸送機（C-1）の後継機、現有戦車の後継戦車、各種指揮統制システムその他の装備、器材等について研究開発を推進するとともに、技術進歩のすう勢等を十分に勘案して、先端的な技術の確立に資するため、技術実証型研究を含む各種研究を行う。
特に技術開発の実施に当たっては、情報通信技術をはじめとする科学技術の著しい進展を積極的に取り込むとともに、民生品、民生技術の活用等により、開発経費や量産単価等のライフサイクルコストの抑制に努める。また、固定翼哨戒機（P-3C）の後継機及び輸送機（C-1）の後継機について一部の共用化を図る等の工夫を行う。
 - s 情報通信技術を含めた化学技術の動向、官民の技術水準等を踏まえ、技術研究開発の実施の在り方を幅広く見直す。また、研究開発の一層の効率性等を確保し、評価結果を適切に事業に反映すべく、評価体制を含む技術研究開発体制の見直しを行う。
- 17 継戦能力及び抗たん性
- 継戦能力及び抗たん性の確保については、引き続き、弾薬の整備等各種施策を推進する。
- 18 施設
- 老朽建物の建替を推進するとともに、新たな体制への移行をも考慮しつつ、装備品等の取得及び部隊の編成に必要な施設を整備するほか、弾薬施設、訓練施設等の整備を図る。
- 19 基地周辺対策
- 防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和を図るため、引き続き、基地周辺対策を推進する。
- 20 その他
- a 戦闘機の訓練の効率化、事故防止、基地周辺の騒音軽減及び人道支援等の国際協力活動の迅速な実施と多目的な輸送に資するとともに、我が国の防空能力の向上を図るため、空中における航空機に対する給油機能及び国際協力活動にも利用できる輸送機能を有する航空機を整備する。
 - s 弾道ミサイル防衛（BMD）については、海上配備型上層システムを対象とした日米共同技術研究を引き続き推進するとともに、技術的な実現可能性等について検討の上、必要な措置を講ずる。
 - d 調達改革・取得改革について、その成果を評価しつつ、引き続き推進する。特に、調達価格等の一層の抑制を図るため、装備品等のライフサイクルを通じた情報の電子化・共有化等を可能とするCALS/ECの導入、民生品・民生技術の活用等により、効率的な調達補給態勢の整備・充実を図る。
 - f 情報通信技術の急速な進歩・普及等、今後の我が国の経済・産業構造の変動や防衛大綱の策定以降更に一段と厳しさを増している財政事情等を踏まえ、防衛生産・技術基盤を適切に維持していくための諸施策を検討し、実施する。

日米安全保障体制の信頼性の向上を図るための施策

- 1 アジア太平洋地域の情勢を中心として日米双方が関心を有する国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策等についての密接な協議を継続する。
- 2 我が国に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画についての検討及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む日米共同作業を推進し、引き続き、運用面における効果的な協力態勢の構築に努める。また、共同演習・訓練を充実する。
- 3 日米それぞれが行う地域的な安全保障対話・防衛交流及び国際的な軍備管理・軍縮のための活動について密接に連携するとともに、情報通信技術等の分野においても、米国との密接な協力を行うための施策を推進する。
- 4 引き続き、日米共同研究等装備・技術面での幅広い相互交流の充実を努める。
- 5 引き続き、在日米軍駐留支援及び沖縄の施設・区域の整理・統合・縮小を含む在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。

より安定した安全保障環境の構築への貢献

- 1 同盟国である米国と密接に連携しつつ、周辺諸国をはじめとする関係諸国との間の信頼関係の増進等を図ることにより、引き続き、より安定した安全保障環境の構築に積極的に貢献する。このため、引き続き各レベルの交流を積極的に推進するほか、災害や捜索救難等に関する共同訓練に取り組むなど、二国間・多国間の安全保障対話・防衛交流等の諸施策を計画的かつ重層的に推進する。
- 2 国際平和協力業務等を関係機関と密接に連携しつつより効率的かつ効果的に実施し得るための施策を推進するとともに、国際連合を含む国際機関等が行う軍備管理・軍縮分野における諸活動に対し、引き続き協力する。

整備規模

前期（自衛隊の能力等に関する主要事業）に示す装備品のうち、主要なものの具体的整備規模は、別表のとおりとする。

所要経費

- 1 計画期間中の防衛関係費の総額の限度は、下記3の額を含め、平成12年度価格でおおむね25兆1,600億円程度をめどとする。
- 2 各年度の予算の編成に際しては、国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化、合理化に努め、おおむね25兆100億円程度の

枠内で決定するものとする。

その際、「今後の防衛力整備について」（昭和62年1月24日安全保障会議及び閣議決定）に示された節度ある防衛力の整備を行うという精神は、引き続きこれを尊重するものとする。

- 3 将来における予見し難い事象への対応、より安定した安全保障環境の構築への貢献等特に必要があると認める場合にあっては、安全保障会議の承認を得て、上記2の額その他、1,500億円程度を限度として、これら事業の実施について措置することができる。
- 4 この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、情報通信技術をはじめとする技術的水準の動向、経済財政事情等内外諸情勢を勘案し、上記1に定める額の範囲内において、必要に応じ見直しを行う。

その他

- 1 情報通信技術をはじめとする科学技術の進歩がこれまでの防衛戦略に大きな変化をもたらす可能性に留意する必要があること等を踏まえて、将来にわたって的確に防衛力整備を進めていくため、将来の防衛力の在り方や防衛力整備の進め方について検討を行う。
- 2 SACO（沖縄に関する特別行動委員会）関連事業については着実に実施し、その所要経費については別途明らかにすることとする。

（別表）

区 分	種 類	整 備 規 模
陸 上 自 衛 隊	戦 車	91両
	火炮（迫撃砲を除く。）	47両
	多連装ロケットシステム	18両
	装 甲 車	129両
	戦闘ヘリコプター	10機
	輸送ヘリコプター（CH - 47JA）	7機
	地对空誘導弾（ホーク）改善用装備品 新中距離地对空誘導弾	0.25個群 1.25個群
海 上 自 衛 隊	護 衛 艦	5隻
	潜 水 艦	5隻
	そ の 他	15隻
	自衛艦建造計 （トン数）	25隻 （約8.6万トン）
	哨戒ヘリコプター（SH - 60J及びSH - 60J改）	39機
	新掃海・輸送ヘリコプター	2機
航 空 自 衛 隊	要撃戦闘機（F - 15）近代化改修	12機
	支援戦闘機（F - 2）	47機
	輸送ヘリコプター（CH - 47J）	12機
	空中における航空機に対する給油機能及び国際協力活動にも利用できる輸送機能を有する航空機	4機

資料14 「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）について」に関する内閣官房長官談話

（平成12年12月15日）

- 1 政府は、本日、安全保障会議及び閣議において、「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）について」を決定いたしました。この計画は、平成7年11月に決定された防衛計画の大綱の下、現中期防に引き続き、継続的かつ計画的に防衛力を整備するために策定したものであります。5年前に政府は、冷戦終結という国際情勢の大きな変化を踏まえ、21世紀に向けての我が国の防衛力の在り方を示すものとして、防衛計画の大綱を策定したところですが、本日決定されたこの計画は、20世紀を締めくくるに当たり防衛大綱の達成に着実な道筋をつけるものと考えております。
- 2 冷戦終結後の国際社会においても、幾多の重要な事象や様々な動きが見られることから、政府としては、この計画を策定するに当たり、まず、現下の国際情勢について、防衛大綱の策定に当たって考慮された国際情勢のすう勢との関係をいかに評価すべきか検討しました。その結果、全般的状況としましては、主要国間の関係は種々の問題をはらみながらも基本的には安定しており、地球的規模の武力紛争の発生の可能性は低くなっておりますが、一方で、複雑で多様な要因を背景にした地域紛争の発生、大量破壊兵器等の拡散の進行等、さまざまな不安定要因が存在しております。このような中、国際社会による種々の安定化努力が継続しています。また、アジア太平洋地域については、朝鮮半島における先般の歴史的な南北首脳会談などの前向きな動きも見られる一方、冷戦終結後も軍事力の拡充・近代化が見られるなど依然として不透明・不確実な要素が残されております。このような状況の下、日米安全保障体制は我が国の安全の確保にとって必要不可欠なものであり、また、アジア太平洋地域における平和と安定を維持するために引き続き重要な役割を果たしていくものと考えられます。かかる認識に立てば、現下の国際情勢は、防衛計画の大綱に定められた防衛力の役割や我が国が保有すべき防衛力の内容等の基本的枠組みを見直さなければならないような諸情勢の基本的な変化はないと考えられます。このようなことを踏まえれば、引き続き、安定的な安全保障環境を構築するための外交努力を行うとともに、日米安全保障体制の信頼性の向上を図りつつ、防衛計画の大綱の下、節度ある防衛力を整備することが適切と考えられます。
- 3 この計画期間中の防衛関係費の総額の限度は、将来における予見し難い事象への対応、より安定した安全保障環境の構築への貢献等特に必要があると認める場合、安全保障会議の承認を得て、これら事業の実施について措置することができる1,500億円程度を含め、平成12年度価格でおおむね25兆1,600億円程度をめどとし、各年度の予算編成に際しては、おおむね25兆100億円程度の枠内で決定するものとし、また、この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、情報通信技術をはじめとする技術的水準の動向、経済財政事情等内外諸情勢を勘案し、上記の防衛関係費の総額の範囲内において必要に応じ見直しを行うこととしております。なお、SACO（沖縄に関する特別行動委員会）関連事業については着実に実施し、その所要経費については別途明らかにすることといたします。
- 4 この計画に基づき、防衛力の合理化・効率化・コンパクト化を進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的向上に努めてま

いります。他方で、情報通信技術をはじめとする科学技術の進歩がこれまでの防衛戦略に大きな変化をもたらす可能性などに留意することも必要であります。このようなことから、将来にわたって的確に防衛力整備を進めていくため、科学技術の動向等を注視し、将来の防衛力の在り方や防衛力整備の進め方について検討を行うこととしております。

- 5 最後に、この計画においては、戦闘機の訓練の効率化、事故防止、基地周辺の騒音軽減及び人道支援等の国際協力活動の迅速な実施と多目的な輸送に資するとともに、我が国の防空能力の向上を図るため、空中における航空機に対する給油機能及び国際協力活動にも利用できる輸送機能を有する航空機を整備することとしております。この航空機の機種選定については、安全保障会議で慎重審議の上、平成13年度中に決定することとしております。
- 6 政府は、今回の決定を国会に御報告いたします。
 国の防衛は、国家の最も基礎的な施策であり、絶やまぬ努力が必要であります。
 国民の皆様におかれましても、御理解と御協力を切に希望する次第であります。

(以上)

資料15 今後の防衛力整備について

(昭和62年1月24日 安全保障会議決定)
 (昭和62年1月24日 閣議決定)

- 1 我が国は、平和憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安保体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備してきたところであるが、かかる我が国の方針は、今後とも引き続き堅持する。
- 2 「中期防衛力整備計画」(昭和60年9月18日閣議決定)は、上記の基本方針の下に策定されたものであり、その期間中の各年度の防衛関係経費については、同計画に定める所要経費の枠内でこれを決定するものとする。
- 3 「中期防衛力整備計画」終了後の昭和66年度以降の防衛関係経費の在り方については、同計画終了までに、改めて国際情勢及び経済財政事情等を勘案し、前記の平和国家としての我が国の基本方針の下で決定を行うこととする。
- 4 今回の決定は、「当面の防衛力整備について」(昭和51年11月5日閣議決定)に代わるものとするが、同閣議決定の節度ある防衛力の整備を行うという精神は、引き続きこれを尊重するものとする。

資料16 平成15年度主要事業の経費

1 主要事項

(単位：百万円)

区 分	平成14年度 予 算 額	平成15年度 予 算 額	備 考
1 各種事態への対応			
a ゲリラや特殊部隊の侵入対処	(14,914)	(19,201)	移動監視レーダーなどの整備、個人用暗視装置の整備、特殊作戦群(仮称)の新編など
s 不審船などへの対処	(2,857)	(9,048)	P-3C用静止画像伝送装置の整備、平頭弾の整備、特別警備隊員の増員など
d 生物兵器による攻撃への対処	(3,553)	(3,562)	野外型生物剤検知装置などの運用研究、感染症検査室の新設など
f 各種災害への対処	(45,482)	(67,591)	ヘリコプター映像伝送装置の整備、救難ヘリコプターの整備など
2 高度情報通信ネットワークの構築	(141,126) 123,740	(133,630) 157,778	防衛情報通信基盤(DII)の整備、サイバー攻撃に対する対処手法の研究など
3 人事施策・教育訓練の充実			
a 隊員施策の推進	(195,712) 197,024	(188,893) 194,212	
ア 生活関連施設など	(90,398) 97,660	(87,849) 94,941	新基準の隊舎整備率 90.6% 91.6% C規格(55m ²)以上の宿舎充足率 67.8% 68.8%
イ 処遇改善	(71,235) 70,816	(70,948) 69,833	諸手当の改善、雑役務の部外委託など
ウ 就職援護	(1,905) 1,905	(1,884) 1,884	技能訓練・進路相談など
エ 衛生施策	(32,174) 26,642	(28,212) 27,554	自衛隊病院などの医療体制の整備(自衛隊中央病院の建替など)
s 教育訓練の充実	(804,402) 797,419	(798,024) 799,341	教育訓練用器材・消耗品、航空機・艦船・車両などの油購入費、演習・訓練などに伴う輸送費、航空機・艦船・武器などの維持修理費など
4 装備の充実と将来への対応			
a 正面装備	(765,999) 796,592	(763,000) 782,750	新中距離地对空誘導弾、新掃海・輸送ヘリコプター、イージス・システム搭載護衛艦、ボーイング767空中給油・輸送機
s 研究開発	(155,385) 133,441	(176,333) 150,429	固定翼哨戒機・輸送機の後継機、新架橋、戦闘機搭載用赤外線捜索追尾装置(IRST)などの試作

(注) 上段()内は契約ベースであり、下段は歳出ベースである。

2 装備の充実

(単位：百万円)

区 分	数 量	総 額	平成15年度の予算額	後 年 度 負 担 額
陸上装備				
90式戦車	17両	13,560	0	13,560
89式装甲戦闘車	1両	650	0	650
96式装輪装甲車	31両	3,894	0	3,894
99式自走155mmリゅう弾砲	8両	7,828	0	7,828
多連装ロケットシステムMLRS	3両	5,818	0	5,818
87式偵察警戒車	1両	273	0	273
化学防護車	2両	394	0	394
軽装甲機動車	150両	4,757	0	4,757
その他		7,386	17	7,369
合 計		44,560	17	44,544
誘導弾				
地对空誘導弾ホーク改善用装備品	-	2,615	0	2,615
地对空誘導弾(ペトリオット)	-	16,913	210	16,703
地对空誘導弾ペトリオット改善用装備品	2個高射群分	20,643	121	20,522
新中距離地对空誘導弾	0.5(-)個群	20,664	0	20,664
81式短距離地对空誘導弾改善用装備品	2セット	7,486	0	7,486
93式近距離地对空誘導弾	7セット	4,573	0	4,573
91式携帯地对空誘導弾	52セット	2,584	0	2,584
88式地对艦誘導弾	-	2,942	0	2,942
96式多目的誘導弾システム	2セット	3,355	0	3,355
01式軽対戦車誘導弾	170セット	4,639	0	4,639
その他		1,541	132	1,409
合 計		87,953	462	87,490

(単位：百万円)

区 分	数 量	総 額	平成15年度の予算額	後 年 度 負 担 額
航空機				
陸上自衛隊				
観測ヘリコプター(OH-1)	2機	4,895	0	4,895
多用途ヘリコプター(UH-60JA)	1機	3,683	0.1	3,683
多用途ヘリコプター(UH-1J)	6機	7,480	0	7,480
輸送ヘリコプター(CH-47JA)	1機	5,299	0.1	5,299
戦闘ヘリコプター(AH-64D)	2機	14,791	21	14,770
小 計	12機	36,148	21	36,127
海上自衛隊				
哨戒ヘリコプター(SH-60K)	7機	48,602	32	48,570
新掃海・輸送ヘリコプター	1機	5,358	330	5,028
小 計	8機	53,960	362	53,598
航空自衛隊				
支援戦闘機(F-2)	6機	71,534	2	71,532
輸送ヘリコプター(CH-47J)	4機	14,066	1	14,065
ボーイング767空中給油・輸送機	1機	24,654	14	24,640
早期警戒機E-2C改善用装備品	(2.5機分)	7,624	80	7,543
救難捜索機(U-125A)	1機	5,565	98	5,467
救難ヘリコプター(UH-60J)	2機	8,063	0	8,063
新初等練習機(T-7)	9機	2,139	9	2,130
小 計	23機	133,644	203	133,441
合 計	43機	223,752	586	223,166
艦船				
甲型警備艦(DDG)	1隻	136,533	1,794	134,739
潜水艦(SS)	1隻	45,363	48	45,315
掃海艇(MSC)	1隻	13,228	5	13,222
その他	1隻	200	13	187
合 計	4隻	195,324	1,860	193,464

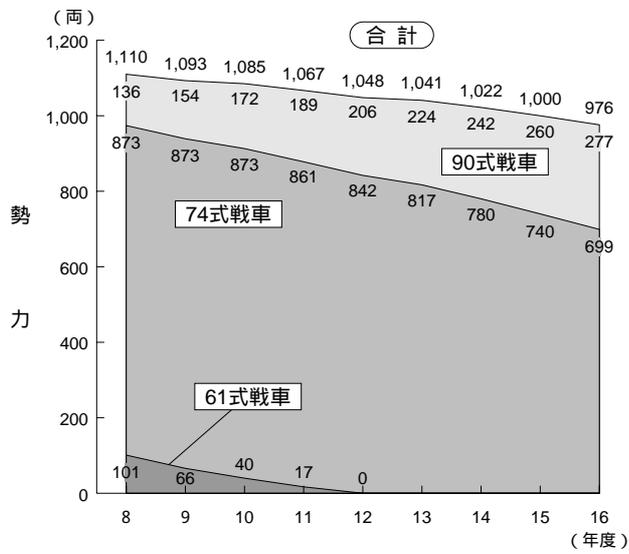
- (注) 1 金額は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
 2 地对空誘導弾ホーク改善用装備品の額は、誘導弾の改善に要する経費である。
 3 地对空誘導弾(ペトリオット)の額は、射耗用ミサイルの整備等に要する経費などである。
 4 91式携帯地对空誘導弾の額は、ヘリコプター搭載用の訓練弾の整備に要する経費などを含む。
 5 88式地对艦誘導弾の額は、訓練用ミサイルの整備に要する経費などである。
 6 早期警戒機E-2C改善用装備品については、既就役機の改善に係る事業であるため、平成15年度の機数の合計には含まない。また、額については、機体改修費を含む。

資料17 平成15年度に調達する主要装備

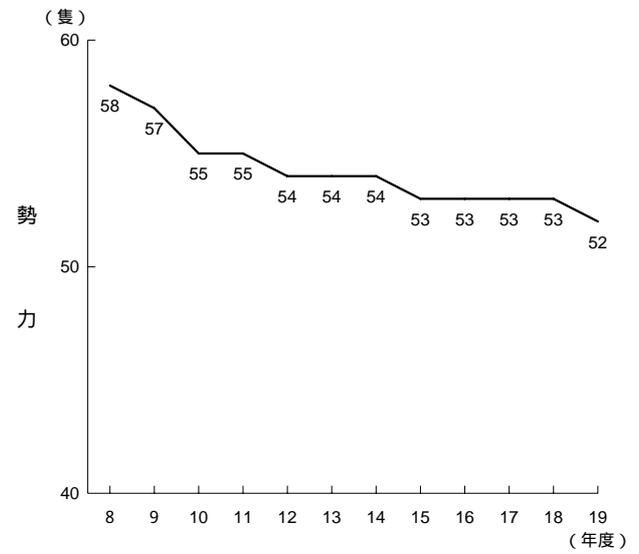
種 別	単 位	調 達 量		種 別	単 位	調 達 量			
		平成14年度	平成15年度			平成14年度	平成15年度		
陸 上 自 衛 隊	89式小銃	丁	2,948	3,397	海 上 自 衛 隊	7,700トン型護衛艦	隻	1	1
	9mm機関けん銃	丁	56	27		2,700トン型潜水艦	隻	1	1
	5.56mm機関銃MINIMI	丁	193	267		510トン型掃海艇	隻	1	1
	12.7mm重機関銃	丁	141	141		哨戒ヘリコプター (SH - 60K)	機	7	7
	87式対戦車誘導弾発射装置	セット	23	21		新掃海・輸送ヘリコプター	機	-	1
	81mm迫撃砲L16	門	56	26		救難飛行艇 (US - 1A)	機	1	-
	120mm迫撃砲RT	門	11	6		計器飛行練習機 (TC - 90)	機	1	-
	96式自走120mm迫撃砲	両	2	-		初級操縦練習ヘリコプター (OH - 6DA)	機	2	-
	99式自走155mmリゅう弾砲	両	7	8		P - 3Cの画像情報収集機への改修	機	-	1
	多連装ロケットシステムMLRS	両	3	3		航 空 自 衛 隊	支援戦闘機 (F - 2)	機	8
	87式自走高射機関砲	両	1	-	輸送ヘリコプター (CH - 47J)		機	2	4
	90式戦車	両	18	17	ボーイング767空中給油・輸送機		機	1	1
	89式装甲戦闘車	両	1	1	早期警戒機E - 2Cの改善		機	0.5	2.5
	軽装甲機動車	両	149	150	救難捜索機 (U - 125A)		機	-	1
	96式装輪装甲車	両	15	31	救難ヘリコプター (UH - 60J)		機	1	2
	87式偵察警戒車	両	1	1	新初等練習機 (T - 7)		機	10	9
	87式砲弾薬車	両	1	1	輸送機・救難機等基本操縦練習機 (T - 400)		機	1	-
	99式弾薬給弾車	両	1	1	地对空誘導弾ベトリオットの改善		個群	2	2.25
	90式戦車回収車	両	1	1	軽装甲機動車		両	-	4
	91式戦車橋	両	2	1					
78式雪上車	両	18	18						
化学防護車	両	2	2						
衛 隊	観測ヘリコプター (OH - 1)	機	2	2					
	多用途ヘリコプター (UH - 60JA)	機	2	1					
	多用途ヘリコプター (UH - 1J)	機	3	6					
	輸送ヘリコプター (CH - 47JA)	機	2	1					
	戦闘ヘリコプター (AH - 64D)	機	2	2					
	連絡偵察機 (LR - 2)	機	1	-					
	新中距離地对空誘導弾	個群	-	0.5 (-)					
	81式短距離地对空誘導弾の改善	セット	2	2					
	93式近距離地对空誘導弾	セット	13	7					
	91式携帯地对空誘導弾	セット	39	52					
96式多目的誘導弾システム	セット	2	2						
01式軽対戦車誘導弾	セット	242	170						

資料18 主要装備の勢力推移

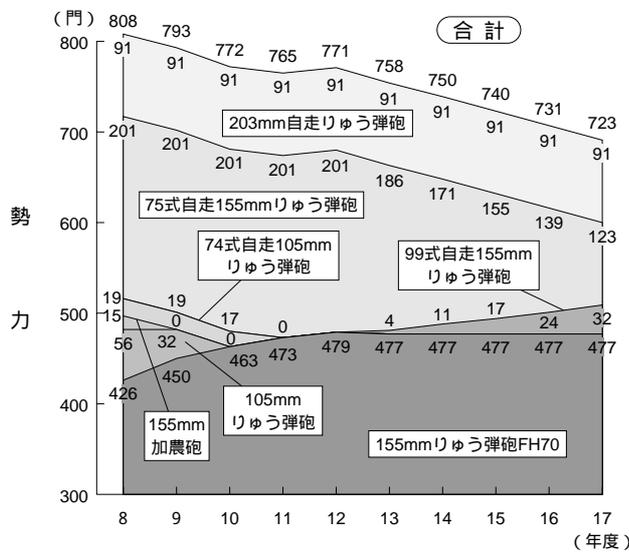
(1) 戦車の勢力推移



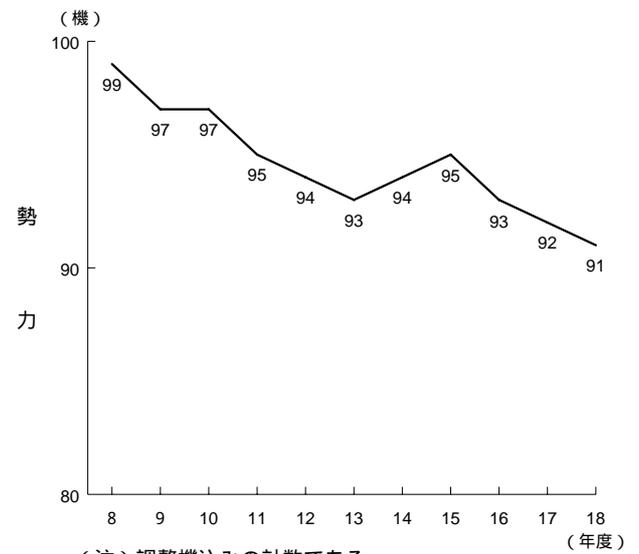
(3) 護衛艦の勢力推移



(2) 主要火炮の勢力推移

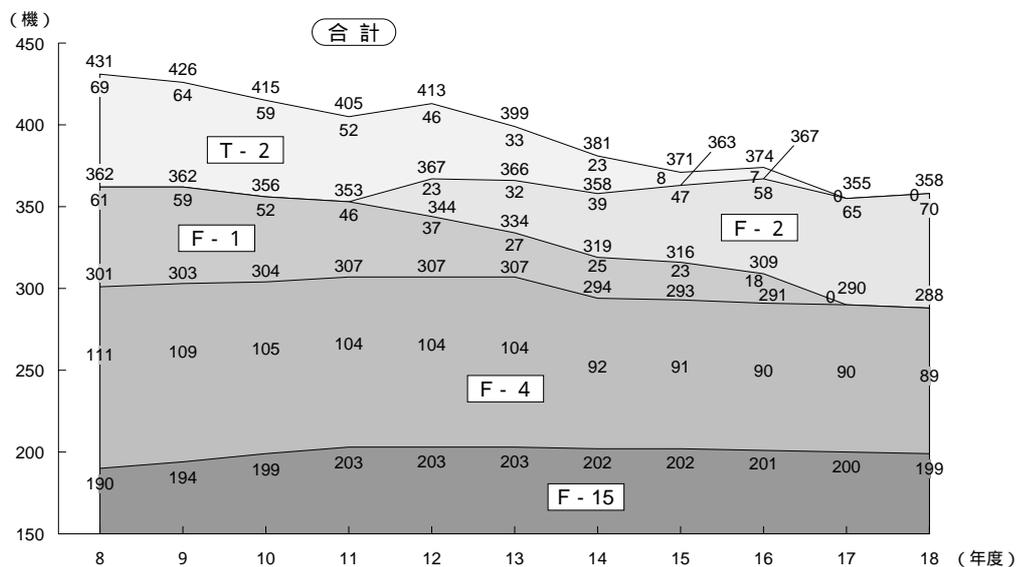


(4) 哨戒ヘリコプターの勢力推移



(注) 調整機込みの計数である。

(5) 戦闘機等の勢力推移



(注) 予備機込みの計数である。

資料19 戦車、主要火器などの保有数・性能諸元

保有数

(2003. 3. 31現在)

種 類	保有概数
無 反 動 砲	3,190
迫 撃 砲	1,880
野 戦 砲	750
ロケット弾発射機等	1,700
高 射 機 関 砲	110
戦 車	1,020
装 甲 車	980

(注) 装甲車以外の各種砲には、自走砲を含む。

性能諸元(その1)

品 目	口径 (mm)	全長 (m)	重量 (kg)	最大射程 (km)
84mm無反動砲	84	1.1	16	1
81mm迫撃砲L16	81	1.3	38	6
155mmりゅう弾砲FH70	155	12.4	9,600	30 (RAP)
75式自走155mmりゅう弾砲	155	7.8	25,300	19
203mm自走りゅう弾砲	203	10.7	28,500	30 (RAP)
87式自走高射機関砲	35	7.99	38,000	-

- (注) 1 射程距離は、りゅう弾による。
 2 RAP：噴進弾 (Rocket Assisted Projectile)
 3 155mmりゅう弾砲FH70の重量は補助動力装置を含む。

性能諸元(その2)

品 目	車両総重量 (トン)	最高速度 (km時)	乗員 (人)	主要搭載火器
90式戦車	約50	70	3	120mm戦車砲
96式装輪装甲車	約15	100	10	12.7mm重機関銃又は自動てき弾銃
89式装甲戦闘車	約27	70	10	35mm機関砲
82式指揮通信車	約14	100	8	12.7mm重機関銃
87式偵察警戒車	約15	100	5	25mm機関砲

資料20 主要艦艇の就役数・性能諸元

就役数

(2003. 3. 31現在)

区 分	数 (隻)	基準排水量 (千トン)
護 衛 艦	54	203
潜 水 艦	16	40
機 雷 艦 艇	31	27
哨 戒 艦 艇	7	1
輸 送 艦 艇	8	30
補 助 艦 艇	26	97
計	142	398

性能諸元

種 別	型 別	基準排水量 (トン)	最大速力 (ノット)	主 要 装 備
護 衛 艦	こんごう型	7,250	30	127ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 イージス装置一式 VLS装置一式 SSM装置一式 短魚雷発射管×2
	しらね型	5,200	32 (31)	5インチ砲×2 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置×1 アスロック装置×1 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×3
	はたかぜ型	4,600 (4,650)	30	5インチ砲×2 高性能20ミリ機関砲×2 タータ装置×1 SSM装置一式 アスロック装置×1 短魚雷発射管×2
	たかなみ型	4,650	30	127ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 VLS装置一式 SSM装置一式 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	むらさめ型	4,550	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 VLS装置一式 SSM装置一式 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1

種 別	型 別	基準排水量 (トン)	最大速度 (ノット)	主 要 装 備	
護 衛 艦	あ さ ぎ り 型	3,500 (3,550)	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置一式 SSM装置一式	アスロック装置一式 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	あ ぶ く ま 型	2,000	27	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×1 SSM装置一式	アスロック装置一式 短魚雷発射管×2
潜 水 艦	お や し お 型	2,750	20	水中発射管一式	
掃 海 艦	や え や ま 型	1,000	14	20ミリ機関砲×1	深深度掃海具一式
掃 海 艇	す が し ま 型	510	14	20ミリ機関砲×1	掃海装置一式
ミ サ イ ル 艇	は や ぶ さ 型	200	44	76ミリ砲×1 SSM装置一式	
輸 送 艦	お お す み 型	8,900	22	高性能20ミリ機関砲×2	輸送用エアクッション艇×2

(注)()内は、一部の艦艇についての性能諸元を示す。

資料21 主要航空機の保有数・性能諸元

(2003. 3. 31現在)

所 属	形 式	機 種	用 途	保有数 (機)	最大速度 (ノット)	乗員 (人)	全長 (m)	全幅 (m)	エ ン ジ ン
陸 上 自 衛 隊	固定翼	LR - 1	連絡偵察	11	290	2 (5)	10	12	ターボプロップ、双発
		LR - 2	連絡偵察	5	300	2 (8)	14	18	ターボプロップ、双発
	回転翼	AH - 1S	対戦車	89	120	2	14	3	ターボシャフト
		OH - 6D	観測	162	140	1 (3)	7	2	ターボシャフト
		OH - 1	観測	16	140	2	12	3	ターボシャフト、双発
		UH - 1H/J	多用途	157	120	2 (11)	12/13	3	ターボシャフト
		V - 107A	輸送	1	150	2 (26)	14	4	ターボシャフト、双発
		CH - 47J/JA	輸送	49	150/140	3 (55)	16	4/5	ターボシャフト、双発
UH - 60JA	多用途	21	150	2 (12)	16	3	ターボシャフト、双発		
海 上 自 衛 隊	固定翼	P - 3C	哨戒	99	400	11	36	30	ターボプロップ、4発
		HSS - 2B	哨戒	6	130	4	17	5	ターボシャフト、双発
	回転翼	SH - 60J	哨戒	91	150	3	15	3	ターボシャフト、双発
		MH - 53E	掃海・輸送	10	160	7	22	6	ターボシャフト、3発
航 空 自 衛 隊	固定翼	F - 15J/DJ	戦闘	203	2.5マッハ	1/2	19	13	ターボファン、双発
		F - 4EJ	戦闘	92	2.2マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
		F - 1	戦闘	26	1.6マッハ	1	18	8	ターボファン、双発
		F - 2A/B	戦闘	40	2マッハ	1/2	16	11	ターボファン、単発
	回転翼	RF - 4E/EJ	偵察	27	2.2マッハ/ 1.8マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
		C - 1	輸送	26	440	5 (60)	29	31	ターボファン、双発
		C - 130H	輸送	16	340	5 (92)	30	40	ターボプロップ、4発
		E - 2C	早期警戒	13	330	5	18	25	ターボプロップ、双発
		E - 767	早期警戒管制	4	0.75マッハ	20	49	48	ターボファン、双発
回転翼	CH - 47J	輸送	17	150	3 (55)	16	4	ターボシャフト、双発	

- (注) 1 保有数は、2003. 3. 31現在の国有財産台帳数値である。
2 乗員の項で()内の数値は、輸送人員を示す。
3 F - 4EJには、F - 4EJ改85機を含む。

資料22 誘導弾の性能諸元

(2003. 3. 31現在)

用途	名称	所属	重量 (kg)	全長 (m)	直径 (cm)	誘導方式
対 航 空 機	ベトリオット	空	約1,000	約 5.0	約 41	プリプログラム+指令+TVM
	改良ホーク	陸	約 640	約 5.0	約 36	レーダー・ホーミング
	81式短距離地对空誘導弾(改) (SAM-1C)		約 100	約2.7/2.9	約 16	画像+赤外線ホーミング レーダー・ホーミング
	81式短距離地对空誘導弾 (SAM-1)	陸海空	約 100	約 2.7	約 16	赤外線ホーミング
	携帯SAM(スティンガー)		約 10	約 1.5	約 7	赤外線ホーミング
	91式携帯地对空誘導弾(SAM-2)	陸	約 12	約 1.4	約 8	画像+ 赤外線ホーミング
	93式近距離地对空誘導弾(SAM-3)		約 12	約 1.4	約 8	画像+ 赤外線ホーミング
	スタンダード(SM-1)	海	約 630	約 4.5	約 34	レーダー・ホーミング
	スタンダード(SM-2)		約 710	約 4.7	約 34	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
	シースパロー(RIM-7E/F/M)		約 230	約 3.7	約 20	レーダー・ホーミング
	スパロー(AIM-7E/F/M)	空	約 230	約 3.7	約 20	レーダー・ホーミング
	サイドワインダー(AIM-9L)		約 89	約 2.9	約 13	赤外線ホーミング
	90式空対空誘導弾(AAM-3)		約 91	約 3.0	約 13	赤外線ホーミング
99式空対空誘導弾(AAM-4)	約 220		約 3.7	約 20	レーダー・ホーミング	
対 艦 船	88式地对艦誘導弾(SSM-1)	陸	約 660	約 5.1	約 35	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
	ハーブーン(SSM)	海	約 680	約 4.6	約 34	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
	ハーブーン(USM)		約 680	約 4.6	約 34	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
	ハーブーン(ASM)		約 520	約 3.9	約 34	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
	90式艦対艦誘導弾(SSM-1B)	海	約 660	約 5.1	約 35	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
	91式空対艦誘導弾(ASM-1C)		約 510	約 4.0	約 35	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
	80式空対艦誘導弾(ASM-1)		約 600	約 4.0	約 35	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
	93式空対艦誘導弾(ASM-2)	空	約 530	約 4.0	約 35	慣性誘導+ 赤外線画像ホーミング
対 戦 車	64式対戦車誘導弾	陸	約 16	約 1.0	約 12	有線誘導
	87式対戦車誘導弾		約 12	約 1.1	約 11	レーザー・ホーミング
	01式軽対戦車誘導弾		約 11	約 0.9	約 12	赤外線画像ホーミング
	TOW		約 18	約 1.2	約 15	赤外線半自動有線誘導
対 舟 艇 対 戦 車	79式対舟艇対戦車誘導弾	陸	約 33	約 1.6	約 15	赤外線半自動有線誘導
	96式多目的誘導弾システム(MPMS)		約 59	約 2.0	約 16	慣性誘導+赤外線画像 光ファイバTVM

資料23 防衛関係費（当初予算）の推移

（単位：億円、％）

区分 年度	GNP・GDP （当初見通し） （A）	一般会計 歳出 （B）	対前年度 伸び率	一般 歳出 （C）	対前年度 伸び率	防衛関係費 （D）	対前年度 伸び率	防衛関係費 の GNP・GDP 対 比 （D/A）	防衛関係費 の 一般会計 歳出 対 比 （D/B）	防衛関係費 の 一般歳出 対 比 （D/C）
昭30（55）	75,590	9,915	0.8	8,107	2.8	1,349	3.3	1.78	13.61	16.6
40（65）	281,600	36,581	12.4	29,198	12.8	3,014	9.6	1.07	8.24	10.3
50（75）	1,585,000	212,888	24.5	158,408	23.2	13,273	21.4	0.84	6.23	8.4
60（85）	3,146,000	524,996	3.7	325,854	0.0	31,371	6.9	0.997	5.98	9.6
平6（94）	4,885,000	730,817	1.0	408,548	2.3	46,835	0.9	0.959	6.41	11.5
7（95）	4,928,000	709,871	2.9	421,417	3.1	47,236	0.86	0.959	6.65	11.2
8（96）	4,960,000	751,049	5.8	431,409	2.4	48,455	2.58	0.977	6.45	11.2
9（97）	5,158,000	773,900	3.0	438,067	1.5	49,414 49,475	1.98 2.1	0.958 0.959	6.39 6.39	11.3 11.3
10（98）	5,197,000	776,692	0.4	445,362	1.7	49,290 49,397	0.3 0.2	0.948 0.950	6.35 6.36	11.1 11.1
11（99）	4,963,000	818,601	5.4	468,878	5.3	49,201 49,322	0.2 0.2	0.991 0.994	6.01 6.03	10.5 10.5
12（00）	4,989,000	849,871	3.8	480,914	2.6	49,218 49,358	0.0 0.1	0.987 0.989	5.79 5.81	10.2 10.3
13（01）	5,186,000	826,524	2.7	486,589	1.2	49,388 49,553	0.3 0.4	0.952 0.956	5.98 6.00	10.1 10.2
14（02）	4,962,000	812,300	1.7	475,472	2.3	49,395 49,560	0.0 0.0	0.995 0.999	6.08 6.10	10.4 10.4
15（03）	4,986,000	817,891	0.7	475,922	0.1	49,265 49,530	0.3 0.1	0.988 0.993	6.02 6.06	10.4 10.4

（注）1 昭和60年度までは国民総生産（GNP）、平成6年度以降は、国内総生産（GDP）であり、いずれも当初見通しである。
 2 平成9年度以降の防衛関係費の欄の上段はSACO関係経費（9年度：61億円、10年度：107億円、11年度：121億円、12年度：140億円、13年度：165億円、14年度：165億円、15年度：265億円）を除いたもの、下段は含んだものである。

資料24 一般会計歳出（当初予算）の主要経費の推移

（単位：億円、％）

区分 年度	一般会計 歳出	防衛 関係費	構成比	社会保 障 関係費	構成比	文教及び 科学振興費	構成比	公共事業 関係費	構成比
昭30（55）	9,915	1,349	13.6	1,043	10.5	1,308	13.2	1,635	16.5
40（65）	36,581	3,014	8.2	5,183	14.2	4,751	13.0	7,333	20.0
50（75）	212,888	13,273	6.2	39,282	18.5	25,921	12.2	29,120	13.7
60（85）	524,996	31,371	5.98	95,740	18.2	48,409	9.2	63,689	12.1
平6（94）	730,817	46,835	6.4	134,938	18.5	59,578	8.2	111,479	15.3
7（95）	709,871	47,236	6.7	139,368	19.6	60,765	8.6	92,413	13.0
8（96）	751,049	48,455	6.5	143,014	19.0	62,270	8.3	96,210	12.8
9（97）	773,900	49,414 49,475	6.4 6.4	145,650	18.8	63,436	8.2	97,490	12.6
10（98）	776,692	49,290 49,397	6.3 6.4	148,598	19.1	63,457	8.2	89,891	11.6
11（99）	818,601	49,201 49,322	6.0 6.0	161,123	19.7	64,632	7.9	94,338	11.5
12（00）	849,871	49,218 49,358	5.8 5.8	167,666	19.7	65,285	7.7	94,340	11.1
13（01）	826,524	49,388 49,553	6.0 6.0	176,156	21.7	66,472	8.0	94,335	11.6
14（02）	812,300	49,395 49,560	6.1 6.1	182,795	22.5	66,998	8.2	84,239	10.4
15（03）	817,891	49,265 49,530	6.0 6.1	189,907	23.2	64,712	7.9	80,971	9.9

（注）1 平成6年度以降は比較対照のため13年度予算ベースに組み替えたものである。ただし、13年度については、14年度との比較対照のため14年度予算ベースに組み替えたものである。
 2 平成6年度以降の公共事業関係費は、「社会資本整備特別措置法」に基づき91年度まで貸付けを受けて実施されていた公共的建設事業のうち、当面、当該株式の売払収入以外の財源をもって行うこととした金額及び「社会資本整備特別措置法」に基づき、公共的建設事業に係る貸付金の償還時において負担又は補助することとした金額を含んだものである。
 3 平成9年度以降の防衛関係費の欄の上段は、SACO関係経費（9年度：61億円、10年度：107億円、11年度：121億円、12年度：140億円、13年度：165億円、14年度：165億円、15年度：265億円）を除いたもの、下段は含んだものである。

資料25 防衛関係費（当初予算）の用途別構成の推移

（単位：億円、％）

区 分	年度 平6（94）		7（95）		8（96）		9（97）		10（98）	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件・糧食費	19,975	42.6	20,714	43.9	20,760	42.8	21,260	43.0 43.0	21,739	44.1 44.0
物件費	26,861	57.4	26,522	56.1	27,695	57.2	28,154 28,215	57.0 57.0	27,551 27,657	55.9 56.0
装備品等購入費	9,986	21.3	8,699	18.4	9,157	18.9	9,347	18.9 18.9	9,442	19.2 19.1
研究開発費	1,255	2.7	1,401	3.0	1,496	3.1	1,605	3.2 3.2	1,277	2.6 2.6
施設整備費	2,006	4.3	2,162	4.6	2,291	4.7	2,194	4.4 4.4	1,897	3.8 3.8
維持費等	7,932	16.9	8,314	17.6	8,736	18.0	8,929	18.1 18.0	9,015	18.3 18.2
基地対策経費	5,050	10.8	5,311	11.2	5,352	11.0	5,384	10.9 10.9	5,206	10.6 10.5
SACO関係経費							61	0 0.1	107	0 0.2
その他	631	1.3	635	1.3	662	1.4	696	1.4 1.4	714	1.4 1.4
合計	46,835	100.0	47,236	100.0	48,455	100.0	49,414 49,475	100.0	49,290 49,397	100.0

区 分	年度 11（99）		12（00）		13（01）		14（02）		15（03）	
	金額	構成比								
人件・糧食費	21,674	44.1 43.9	22,034	44.8 44.6	22,269	45.1 44.9	22,273	45.1 44.9	22,188	45.0 44.8
物件費	27,527 27,648	55.9 56.1	27,183 27,324	55.2 55.4	27,119 27,284	54.9 55.1	27,122 27,287	54.9 55.1	27,077 27,342	55.0 55.2
装備品等購入費	9,629	19.6 19.5	9,141	18.6 18.5	9,178	18.6 18.5	9,206	18.6 18.6	9,028	18.3 18.2
研究開発費	1,307	2.7 2.6	1,205	2.4 2.4	1,353	2.7 2.7	1,277	2.6 2.6	1,470	3.0 3.0
施設整備費	1,822	3.7 3.7	1,687	3.4 3.4	1,598	3.2 3.2	1,570	3.2 3.2	1,528	3.1 3.1
維持費等	8,601	17.5 17.4	8,906	18.1 18.0	8,865	18.0 17.9	9,065	18.4 18.3	9,075	18.4 18.3
基地対策経費	5,402	11.0 11.0	5,447	11.1 11.0	5,326	10.8 10.7	5,189	10.5 10.5	5,151	10.5 10.4
SACO関係経費	121	0 0.2	140	0 0.3	165	0 0.3	165	0 0.3	265	0 0.5
その他	765	1.6 1.6	797	1.6 1.6	798	1.6 1.6	815	1.6 1.6	825	1.7 1.7
合計	49,201 49,322	100.0	49,218 49,358	100.0	49,388 49,553	100.0	49,395 49,560	100.0	49,265 49,530	100.0

- （注）1 装備品等購入費は、武器車両等購入費、航空機購入費、艦船建造費である。
 2 維持費等は、営舎費、被服費、訓練活動経費などである。
 3 数字は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
 4 平成9年度以降については、金額欄、構成比欄の上段はSACO関係経費（9年度：61億円、10年度：107億円、11年度：121億円、12年度：140億円、13年度：165億円、14年度：165億円、15年度：265億円）を除いたもの、下段は含んだものである。

資料26 各国国防費の推移

国 名	年度 99（11）	00（12）	01（13）	02（14）	03（15）
日 本 （億円）	49,201 49,322 0.2% 0.2%	49,218 49,358 0.0% 0.1%	49,388 49,553 0.3% 0.4%	49,395 49,560 0.0% 0.0%	49,265 49,530 0.3% 0.1%
米 国 （百万ドル）	261,380 2.1%	281,223 7.6%	291,015 3.5%	331,951 14.1%	358,155 7.9%
英 国 （百万ポンド）	22,572 0.4%	23,552 4.3%	24,457 3.8%	24,597 0.6%	
ド イ ツ （百万マルク/百万ユーロ）	47,048 0.8%	45,333 3.6%	46,862 3.4%	46,200 1.4%	24,379 3.2%
フ ラ ン ス （百万フラン/百万ユーロ）	189,959 2.8%	187,947 1.1%	188,941 0.5%	28,911 0.4%	31,070 7.5%
ロ シ ア （億ルーブル）	937.025 14.6%	1,408.521 50.3%	2,146.877 52.4%	2,841.578 32.4%	3,603.256 26.8%
中 国 （億元）	1,046.5 15.0%	1,205 15.1%	1,410.04 17.0%	1,684 19.4%	1,853 10.0%

- （注）1 資料は各国予算書、国防白書などによる。
 2 %表示は、対前年度伸び率。
 3 英国については、退役軍人年金、情報関係経費等が除かれている。
 4 ドイツの03年度及びフランスの02、03年度は百万ユーロ単位である。
 5 中国については、全人代における財政部長報告による。なお、02年度国防予算については、財政報告では「17.6%増、252億元の増加」と報告されたが額は明らかにされず、01年度国防予算を元にこれらの数値を用いて計算すると齟齬が生じるため、01年度の国防予算実績額（未公表）を基準とした数値と仮定して試算したものである。
 6 ミリタリー・バランス（2002 - 2003）の第2部、諸表と分析「国防支出と兵力の国際比較」によれば、01年度の上記諸国の国防費は、米国322,365百万ドル、英国34,714百万ドル、ドイツ26,902百万ドル、フランス32,909百万ドル、ロシア63,684百万ドル、中国46,049百万ドル、日本39,513百万ドルとなっている。
 7 日本については、上段はSACO関係経費（11年度：121億円、12年度：140億円、13年度：165億円、14年度：165億円、15年度：265億円）を除いたもの、下段は含んだものである。

1. 本日、総理大臣と大統領は、歴史上最も成功している二国間関係の一つである日米関係を祝した。両首脳は、この関係が世界の平和と地域の安定並びに繁栄に深甚かつ積極的な貢献を行ってきたことを誇りとした。日本と米国との間の堅固な同盟関係は、冷戦の期間中、アジア太平洋地域の平和と安全の確保に役立った。我々の同盟関係は、この地域の力強い経済成長の土台であり続ける。両首脳は、日米両国の将来の安全と繁栄がアジア太平洋地域の将来と密接に結びついていることで意見が一致した。

この同盟関係がもたらす平和と繁栄の利益は、両国政府のコミットメントのみによるものではなく、自由と民主主義を確保するための負担を分担してきた日米両国民の貢献にもよるものである。総理大臣と大統領は、この同盟関係を支えている人々、とりわけ、米軍を受け入れている日本の地域社会及び、故郷を遠く離れて平和と自由を守るために身を捧げている米国の人々に対し、深い感謝の気持ちを表明した。

2. 両国政府は、過去一年余、変わりつつあるアジア太平洋地域の政治及び安全保障情勢並びに両国間の安全保障面の関係の様々な側面について集中的な検討を行ってきた。この検討に基づいて、総理大臣と大統領は、両国の政策を方向づける深遠な共通の価値、即ち自由の維持、民主主義の追求、及び人権の尊重に対するコミットメントを再確認した。両者は、日米間の協力の基盤は引き続き堅固であり、21世紀においてもこのパートナーシップが引き続き極めて重要であることで意見が一致した。

地域情勢

3. 冷戦の終結以来、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいている。ここ数年来、この地域の諸国間で政治及び安全保障についての対話が拡大してきている。民主主義の諸原則が益々尊重されてきている。歴史上かつてないほど繁栄が広がり、アジア太平洋という地域社会が出現しつつある。アジア太平洋地域は、今や世界で最も活力ある地域となっている。

しかし、同時に、この地域には依然として不安定性及び不確実性が存在する。朝鮮半島における緊張は続いている。核兵器を含む軍事力が依然大量に集中している。未解決の領土問題、潜在的な地域紛争、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は全て地域の不安定化をもたらす要因である。

日米同盟関係と相互協力及び安全保障条約

4. 総理大臣と大統領は、この地域の安定を促進し、日米両国が直面する安全保障上の課題に対処していくことの重要性を強調した。

これに関連して総理大臣と大統領は、日本と米国との間の同盟関係が持つ重要な価値を再確認した。両者は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」(以下、日米安保条約)を基盤とする両国間の安全保障面の関係が、共通の安全保障上の目標を達成するとともに、21世紀に向けてアジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再確認した。

a. 総理大臣は、冷戦後の安全保障情勢の下で日本の防衛力が適切な役割を果たすべきことを強調する1995年11月策定の新防衛大綱において明記された日本の基本的な防衛政策を確認した。総理大臣と大統領は、日本の防衛のための最も効果的な枠組みは、日米両国間の緊密な防衛協力であるとの点で意見が一致した。この協力は、自衛隊の適切な防衛能力と日米安保体制の組み合わせに基づくものである。両首脳は、日米安保条約に基づく米国の抑止力は引き続き日本の安全保障の拠り所であることを改めて確認した。

b. 総理大臣と大統領は、米国が引き続き軍事的プレゼンスを維持することは、アジア太平洋地域の平和と安定の維持のためにも不可欠であることで意見が一致した。両首脳は、日米間の安全保障面の関係は、この地域における米国の肯定的な関与を支える極めて重要な柱の一つとなっているとの認識を共有した。

大統領は、日本の防衛及びアジア太平洋地域の平和と安定に対する米国のコミットメントを強調した。大統領は、冷戦の終結以来、アジア太平洋地域における米軍戦力について一定の調整が行われたことに言及した。米国は、周到な評価に基づき、現在の安全保障情勢の下で米国のコミットメントを守るためには、日本におけるほぼ現在の水準を含め、この地域において、約10万人の前方展開軍事要員からなる現在の兵力構成を維持することが必要であることを再確認した。

c. 総理大臣は、この地域において安定的かつ揺るぎのない存在であり続けるとの米国の決意を歓迎した。総理大臣は、日本における米軍の維持のために、日本が、日米安保条約に基づく施設及び区域の提供並びに接受国支援等を通じ適切な寄与を継続することを再確認した。大統領は、米国は日本の寄与を評価することを表明し、日本に駐留する米軍に対し財政的支援を提供する新特別協定が締結されたことを歓迎した。

日米間の安全保障面の関係に基づく二国間協力

5. 総理大臣と大統領は、この極めて重要な安全保障面での関係の信頼性を強化することを目的として、以下の分野での協力を前進させるために努力を払うことで意見が一致した。

a. 両国政府は、両国間の緊密な防衛協力が日米同盟関係の中心的要素であることを認識した上で、緊密な協議を継続することが不可欠であることで意見が一致した。両国政府は、国際情勢、とりわけアジア太平洋地域についての情報及び意見の交換を一層強化する。同時に、国際的な安全保障情勢において起こりうる変化に対応して、両国政府の必要性を最も良く満たすような防衛政策並びに日本における米軍の兵力構成を含む軍事態勢について引き続き緊密に協議する。

b. 総理大臣と大統領は、日本と米国との間に既に構築されている緊密な協力関係を増進するため、1978年の「日米防衛協力のための指針」の見直しを開始することで意見が一致した。

両首脳は、日本周辺地域において発生しうる事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合における日米間の協力に関する研究をはじめ、日米間の政策調整を促進する必要性につき意見が一致した。

c. 総理大臣と大統領は、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」が1996年4月15日署名されたことを歓迎し、この協定が日米間の協力関係を一層促進するものとなるよう期待を表明した。

d. 両国政府は、自衛隊と米軍との間の協力のあらゆる側面における相互運用性の重要性に留意し、次期支援戦闘機(F-2)等の装備に関する日米共同研究開発をはじめとする技術と装備の分野における相互交流を充実する。

e. 両国政府は、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は、両国の共通の安全保障にとり重要な意味合いを有するものであることを認識した。両国政府は、拡散を防止するため共に行動していくとともに、既に進行中の弾道ミサイル防衛に関する研究において引き続き協力を行う。

6. 総理大臣と大統領は、日米安保体制の中核的要素である米軍の円滑な日本駐留にとり、広範な日本国民の支持と理解が不可欠であることを認識した。両首脳は、両国政府が、米軍の存在と地位に関連する諸問題に対応するためあらゆる努力を行うことで意見が一致した。両首脳は、また、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるため、一層努力を払うことで意見が一致した。

特に、米軍の施設及び区域が高度に集中している沖縄について、総理大臣と大統領は、日米安保条約の目的との調和を図りつつ、米軍の施設及び区域を整理し、統合し、縮小するために必要な方策を実施する決意を再確認した。このような観点から、両首脳は、「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)を通じてこれまで得られた重要な進展に満足の意を表するとともに、1996年4月15日のSACO中間報告で示された広範な措置を歓迎した。両首脳は、1996年11月までに、SACOの作業を成功裡に結実させるとの確固たるコミットメントを表明した。

地域における協力

7. 総理大臣と大統領は、両国政府が、アジア太平洋地域の安全保障情勢をより平和的で安定的なものとするため、共同でも個別にも努力することで意見が一致した。これに関連して、両首脳は、日米間の安全保障面の関係に支えられたこの地域への米国の関与が、こうした努力の基盤となっていることを認識した。

両首脳は、この地域における諸問題の平和的解決の重要性を強調した。両首脳は、この地域の安定と繁栄にとり、中国が肯定的かつ建設的な役割を果たすことが極めて重要であることを強調し、この関連で、両国は中国との協力を更に深めていくことに関心を有することを強調した。ロシアにおいて進行中の改革のプロセスは、地域及び世界の安定に寄与するものであり、引き続き懲懲し、協力するに足るものである。両首脳は、また、アジア太平洋地域の平和と安定にとり、東京宣言に基づく日露関係の完全な正常化が重要である旨述べた。両者は、朝鮮半島の安定が日米両国にとり極めて重要であることにも留意し、そのために両国が、韓国と緊密に協力しつつ、引き続きあらゆる努力を払っていくことを再確認した。

総理大臣と大統領は、ASEAN地域フォーラムや、将来的には北東アジアに関する安全保障対話のような、多数国間の地域的安全保障についての対話及び協力の仕組みを更に発展させるため、両国政府が共同して、及び地域内の他の国々と共に、作業を継続することを再確認した。

地球的規模での協力

8. 総理大臣と大統領は、日米安保条約が日米同盟関係の中核であり、地球的規模の問題についての日米協力の基盤たる相互信頼関係の土台となっていることを認識した。

総理大臣と大統領は、両国政府が平和維持活動や人道的な国際救援活動等を通じ、国際連合その他の国際機関を支援するための協力を強化することで意見が一致した。

両国政府は、全面的核実験禁止条約(CTBT)交渉の促進並びに大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散の防止を含め、軍備管理及び軍縮等の問題についての政策調整及び協力を行う。両首脳は、国連及びAPECにおける協力や、北朝鮮の核開発問題、中東和平プロセス及び旧ユーゴスラヴィアにおける和平執行プロセス等の問題についての協力を進め、両国が共有する利益及び基本的価値が一層確保されるような世界を構築する一助となる点で意見が一致した。

結語

9. 最後に、総理大臣と大統領は、安全保障、政治及び経済という日米関係の三本の柱は全て両国の共有する価値観及び利益に基づいており、また、日米安保条約により体现された相互信頼の基盤の上に成り立っている点で意見が一致した。総理大臣と大統領は、21世紀を目前に控え、成功を収めてきた安全保障協力の歴史の上に立って、将来の世代のために平和と繁栄を確保すべく共に手を携えて行動していくとの強い決意を再確認した。

資料28 日米防衛協力のための指針

(平成9年9月23日)

・指針の目的

この指針の目的は、平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための、堅固な基礎を構築することである。また、指針は、平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大枠及び方向性を示すものである。

・基本的な前提及び考え方

指針及びその下で行われる取組みは、以下の基本的な前提及び考え方に従う。

- 1 日米安全保障条約及びその関連取組に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。
- 2 日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。
- 3 日米両国のすべての行為は、紛争の平和的解決及び主権平等を含む国際法の基本原則並びに国際連合憲章を始めとする関連する国際約束に合致するものである。
- 4 指針及びその下で行われる取組みは、いずれの政府にも、立法上、予算上又は行政上の措置をとることを義務づけるものではない。しかしながら、日米協力のための効果的な態勢の構築が指針及びその下で行われる取組みの目標であることから、日米両国政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策や措置に適切な形で反映することが期待される。日本のすべての行為は、その時々において適用のある国内法令に従う。

・平素から行う協力

日米両国政府は、現在の日米安全保障体制を堅持し、また、各々所要の防衛態勢の維持に努める。日本は、「防衛計画の大綱」にのっとり、自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持する。米国は、そのコミットメントを達成するため、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する。

日米両国政府は、各々の政策を基礎としつつ、日本の防衛及びより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、平素から密接な協力を維持する。

日米両国政府は、平素から様々な分野での協力を充実する。この協力には、日米物品役務相互提供協定及び日米相互防衛援助協定並びにこれらの関連取組に基づく相互支援活動が含まれる。

1 情報交換及び政策協議

日米両国政府は、正確な情報及び的確な分析が安全保障の基礎であると認識し、アジア太平洋地域の情勢を中心として、双方が関心を有する国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議を継続する。

このような情報交換及び政策協議は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）を含むあらゆる機会をとらえ、できる限り広範なレベル及び分野において行われる。

2 安全保障面での種々の協力

安全保障面での地域的な及び地球的規模の諸活動を促進するための日米協力は、より安定した国際的な安全保障環境の構築に寄与する。

日米両国政府は、この地域における安全保障対話・防衛交流及び国際的な軍備管理・軍縮の意義と重要性を認識し、これらの活動を促進するとともに、必要に応じて協力する。

日米いずれかの政府又は両国政府が国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に参加する場合には、日米両国政府は、必要に応じて、相互支援のために密接に協力する。日米両国政府は、輸送、衛生、情報交換、教育訓練等の分野における協力の要領を準備する。

大規模災害の発生を受け、日米いずれかの政府又は両国政府が関係政府又は国際機関の要請に応じて緊急援助活動を行う場合には、日米両国政府は、必要に応じて密接に協力する。

3 日米共同の取組み

日米両国政府は、日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画についての検討及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む共同作業を行う。このような努力は、双方の関係機関の関与を得た包括的なメカニズムにおいて行われ、日米協力の基礎を構築する。

日米両国政府は、このような共同作業を検証するとともに、自衛隊及び米軍を始めとする日米両国の公的機関及び民間の機関による円滑かつ効果的な対応を可能とするため、共同演習・訓練を強化する。また、日米両国政府は、緊急事態において関係機関の関与を得て運用される日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

・日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

日本に対する武力攻撃に際しての共同対処行動等は、引き続き日米防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛のために必要な準備を行う。日本に対する武力攻撃がなされた場合には、日米両国政府は、適切に共同して対処し、極力早期にこれを排除する。

1 日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合

日米両国政府は、情報交換及び政策協議を強化するとともに、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。日本は、米軍の来援基盤を構築し、維持する。また、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、日本に対する武力攻撃に発展し得る行為に対応するための準備を行う。

日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。

なお、日米両国政府は、周辺事態の推移によっては日本に対する武力攻撃が差し迫ったものとなるような場合もあり得ることを念頭に置きつつ、日本の防衛のための準備と周辺事態への対応又はそのための準備との間の密接な相互関係に留意する。

2 日本に対する武力攻撃がなされた場合

a 整合のとれた共同対処行動のための基本的な考え方

(イ) 日本は、日本に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除する。その際、米国は、日本に対して適切に協力する。このような日米協力の在り方は、武力攻撃の規模、態様、事態の推移その他の要素により異なるが、これには、整合のとれた共同の作戦の実施及びそのための準備、事態の拡大を抑制するための措置、警戒監視並びに情報交換についての協力が含まれ得る。

(ロ) 自衛隊及び米軍が作戦を共同して実施する場合には、双方は、整合性を確保しつつ、適時かつ適切な形で、各々の防衛力を運用する。その際、双方は、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行う。自衛隊は、主として日本の領域及びその周辺海域において防勢作戦を行い、米軍は、自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 米国は、兵力を適時に来援させ、日本は、これを促進するための基盤を構築し、維持する。

s 作戦構想

(イ) 日本に対する航空侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する航空侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、防空のための作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ロ) 日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦

自衛隊及び米軍は、日本周辺海域の防衛のための作戦及び海上交通の保護のための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。

米軍は、主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。その際、米国は、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ、極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の行う作戦を支援する。

(二) その他の脅威への対応

(i) 自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃等日本領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃を極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。その際、関係機関と密接に協力し調整するとともに、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。

(ii) 自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。

a 作戦に係る諸活動及びそれに必要な事項

(イ) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、各々の指揮系統に従って行動する。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、役割分担の決定、作戦行動の整合性の確保等についての手続をあらかじめ定めておく。

(ロ) 日米間の調整メカニズム

日米両国の関係機関の間における必要な調整は、日米間の調整メカニズムを通じて行われる。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、作戦、情報活動及び後方支援について、日米共同調整所の活用を含め、この調整メカニズムを通じて相互に緊密に調整する。

(ハ) 通信電子活動

日米両国政府は、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

(ニ) 情報活動

日米両国政府は、効果的な作戦を共同して実施するため、情報活動について協力する。これには、情報の要求、収集、処理及び配布についての調整が含まれる。その際、日米両国政府は、共有した情報の保全に関し各々責任を負う。

(ホ) 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米間の適切な取決めに従い、効率的かつ適切に後方支援活動を実施する。

日米両国政府は、後方支援の効率性を向上させ、かつ、各々の能力不足を軽減するよう、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用しつつ、相互支援活動を実施する。その際、特に次の事項に配慮する。

(i) 補給

米国は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は、日本国内における補給品の取得を支援する。

(ii) 輸送

日米両国政府は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送を含む輸送活動について、緊密に協力する。

(iii) 整備

日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を支援し、米国は、米国製の品目の整備であって日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。整備の支援には、必要に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を行う。

(iv) 施設

日本は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従って新たな施設・区域を提供する。また、作戦を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及びその関連取極に従って、自衛隊の施設及び米軍の施設・区域の共同使用を実施する。

(v) 衛生

日米両国政府は、衛生の分野において、傷病者の治療及び後送等の相互支援を行う。

・日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。日米両国政府は、個々の事態の状況について共通の認識に到達した場合に、各々の行う活動を効果的に調整する。なお、周辺事態に対応する際にとられる措置は、情勢に応じて異なり得るものである。

1 周辺事態が予想される場合

周辺事態が予想される場合には、日米両国政府は、その事態について共通の認識に到達するための努力を含め、情報交換及び政策協議を強化する。

同時に、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払うとともに、日米共同調整所の活用を含め、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。また、日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。更に、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、情勢に対応するための即応態勢を強化する。

2 周辺事態への対応

周辺事態への対応に際しては、日米両国政府は、事態の拡大の抑制のためのものを含む適切な措置をとる。これらの措置は、上記に掲げられた基本的な前提及び考え方に従い、かつ、各々の判断に基づいてとられる。日米両国政府は、適切な取決めに従って、必要に応じて相互支援を行う。

協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例は、以下に整理し、別表に示すとおりである。

a 日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

日米両国政府は、以下の活動を各々の判断の下に実施することができるが、日米間の協力は、その実効性を高めることとなる。

(イ) 救援活動及び避難民への対応のための措置

日米両国政府は、被災地の現地当局の同意と協力を得つつ、救援活動を行う。日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、必要に応じて協力する。

日米両国政府は、避難民の取扱いについて、必要に応じて協力する。避難民が日本の領域に流入してくる場合については、日本がその対応の在り方を決定するとともに、主として日本が責任を持ってこれに対応し、米国は適切な支援を行う。

(ロ) 搜索・救難

日米両国政府は、搜索・救難活動について協力する。日本は、日本領域及び戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の海域において搜索・救難活動を実施する。米国は、米軍が活動している際には、活動区域内及びその付近での搜索・救難活動を実施する。

(ハ) 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。日本国民又は米国国民以外の非戦闘員について同様の必要が生じる場合には、日米両国が、各々の基準に従って、第三国の国民に対して退避に係る援助を行うことを検討することもある。

(二) 国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

日米両国政府は、国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動に対し、各々の基準に従って寄与する。

また、日米両国政府は、各々の能力を動員しつつ、適切に協力する。そのような協力には、情報交換、及び国際連合安全保障理事会決議に基づく船舶の検査に際しての協力が含まれる。

s 米軍の活動に対する日本の支援

(イ) 施設の使用

日米安全保障条約及びその関連取極に基づき、日本は、必要に応じ、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する。

(ロ) 後方地域支援

日本は、日米安全保障条約の目的の達成のため活動する米軍に対して、後方地域支援を行う。この後方地域支援は、米軍が施設の使用及び種々の活動を効果的に行うことを可能とすることを主眼とするものである。そのような性質から、後方地域支援は、主として日本の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の公海及びその上空において行われることもあると考えられる。

後方地域支援を行うに当たって、日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。自衛隊は、日本の防衛及び公共の秩序維持のための任務の遂行と整合を図りつつ、適切にこのような支援を行う。

a 運用面における日米協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与えることから、自衛隊は、生命・財産の保護及び航行の安全確保を目的として、情報収集、警戒監視、機雷の除去等の活動を行う。米軍は、周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のための活動を行う。

自衛隊及び米軍の双方の活動の実効性は、関係機関の関与を得た協力及び調整により、大きく高められる。

・ 指針の下で行われる効果的な防衛協力のための日米共同の取組み

指針の下での日米防衛協力を効果的に進めるためには、平素、日本に対する武力攻撃及び周辺事態という安全保障上の種々の状況を通じ、日米両国が協議を行うことが必要である。日米防衛協力が確実に成果を挙げていくためには、双方が様々なレベルにおいて十分な情報の提供を受けつつ、調整を行うことが不可欠である。このため、日米両国政府は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議を含むあらゆる機会をとらえて情報交換及び政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整及び作戦・活動分野の調整のための以下の2つのメカニズムを構築する。

第一に、日米両国政府は、計画についての検討を行うとともに共通の基準及び実施要領等を確立するため、包括的なメカニズムを構築する。これには、自衛隊及び米軍のみならず、各々の政府のその他の関係機関が関与する。

日米両国政府は、この包括的なメカニズムの在り方を必要に応じて改善する。日米安全保障協議委員会は、このメカニズムの行う作業に関する政策的な方向性を示す上で引き続き重要な役割を有する。日米安全保障協議委員会は、方針を提示し、作業の進捗を確認し、必要に応じて指示を発出する責任を有する。防衛協力小委員会は、共同作業において、日米安全保障協議委員会を補佐する。

第二に、日米両国政府は、緊急事態において各々の活動に関する調整を行うため、両国の関係機関を含む日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

1 計画についての検討並びに共通の基準及び実施要領等の確立のための共同作業

双方の関係機関の関与を得て構築される包括的なメカニズムにおいては、以下に掲げる共同作業を計画的かつ効率的に進める。これらの作業の進捗及び結果は、節目節目に日米安全保障協議委員会及び防衛協力小委員会に対して報告される。

a 共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃に際して整合のとれた行動を円滑かつ効果的に実施し得るよう、平素から共同作戦計画についての検討を行う。また、日米両国政府は、周辺事態に円滑かつ効果的に対応し得るよう、平素から相互協力計画についての検討を行う。

共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討は、その結果が日米両国政府の各々の計画に適切に反映されることが期待されるという前提の下で、種々の状況を想定しつつ行われる。日米両国政府は、実際の状況に照らして、日米両国各々の計画を調整する。日米両国政府は、共同作戦計画についての検討と相互協力計画についての検討との間の整合を図るよう留意することにより、周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合又は両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るようになる。

s 準備のための共通の基準の確立

日米両国政府は、日本の防衛のための準備に関し、共通の基準を平素から確立する。この基準は、各々の準備段階における情報活動、部隊の活動、移動、後方支援その他の事項を明らかにするものである。日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、

日米両国政府の合意により共通の準備段階が選択され、これが、自衛隊、米軍その他の関係機関による日本の防衛のための準備のレベルに反映される。

同様に、日米両国政府は、周辺事態における協力措置の準備に関しても、合意により共通の準備段階を選択し得るよう、共通の基準を確立する。

d 共通の実施要領等の確立

日米両国政府は、自衛隊及び米軍が日本の防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に実施できるよう、共通の実施要領等をあらかじめ準備しておく。これには、通信、目標位置の伝達、情報活動及び後方支援並びに相撃防止のための要領とともに、各々の部隊の活動を適切に律するための基準が含まれる。また、自衛隊及び米軍は、通信電子活動等に関する相互運用性の重要性を考慮し、相互に必要な事項をあらかじめ定めておく。

2 日米間の調整メカニズム

日米両国政府は、日米両国の関係機関の関与を得て、日米間の調整メカニズムを平素から構築し、日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して各々が行う活動の間の調整を行う。

調整の要領は、調整すべき事項及び関与する関係機関に応じて異なる。調整の要領には、調整会議の開催、連絡員の相互派遣及び連絡窓口の指定が含まれる。自衛隊及び米軍は、この調整メカニズムの一環として、双方の活動について調整するため、必要なハードウェア及びソフトウェアを備えた日米共同調整所を平素から準備しておく。

・指針の適時かつ適切な見直し

日米安全保障関係に関する諸情勢に変化が生じ、その時の状況に照らして必要と判断される場合には、日米両国政府は、適時かつ適切な形でこの指針を見直す。

(別表略 P.115参照)

資料29 日米共同訓練の実績(平成14年度)

統合幕僚会議

訓練名	期間	場所	参加部隊など		備考
			日本側	米国側	
日米共同統合演習(実動演習)	14. 11. 11 ~ 11. 22	主として関東・九州地域の自衛隊・米軍の港湾施設、飛行場、東富士・日出生台演習場など及びわが国周辺海・空域	統幕、陸・海・空各幕、東北・東部・西部各方面隊、第1ヘリコプター団など、自衛艦隊、各地方隊など、航空総隊、航空支援集団など 約11,000名 艦艇 約20隻 航空機 約180機	在日米軍司令部、在日米各軍司令部、在日米陸軍、第7艦隊、第5空軍、第3海兵機動展開部隊など 約10,550名 艦艇 約10隻 航空機 約150機	連携要領の演練

陸上自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊など		備考
			日本側	米国側	
方面隊指揮所演習	14. 6. 2 ~ 6. 15	米国ハワイ州米陸軍施設	陸幕など 約110名	在日米陸軍、第1軍団など 約100名	調整要領の演練
米国における実動訓練	14. 9. 19 ~ 10. 10	米国ハワイ州米陸軍演習場	東部方面隊 125名	第25軽歩兵師団 約500名	市街地戦闘などに関する戦術及び戦闘要領の演練
実動訓練	14. 11. 8 ~ 11. 21	東富士演習場など	東部方面隊 約600名	第25軽歩兵師団 約500名	連携要領の演練
実動訓練	14. 11. 11 ~ 11. 21	日出生台演習場など	西部方面隊 約850名	第3海兵師団 約800名	連携要領の演練
方面隊指揮所演習	15. 1. 18 ~ 2. 1	東千歳駐屯地	北部方面隊など 約4,500名	在日米陸軍、第1軍団など 約1,500名	調整要領の演練
実動訓練	15. 2. 16 ~ 3. 2	岩手山演習場など	東北方面隊 約600名	第172独立歩兵旅団 約500名	連携要領の演練
実動訓練	15. 2. 17 ~ 3. 2	上富良野演習場など	北部方面隊 約190名	第3海兵師団 約190名	連携要領の演練

海上自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊など		備考
			日本側	米国側	
掃海特別訓練	14. 7. 17 ～7. 29	むつ湾	艦艇 22隻 航空機 (延) 16機	航空機 (延) 1機 水中処分員など 10名	掃海訓練
掃海特別訓練	14. 11. 19 ～11. 30	日向灘	艦艇 26隻 航空機 (延) 4機	水中処分員 7名	掃海訓練
基地警備特別訓練	14. 11. 21 ～11. 22	横須賀港	横須賀地方隊など 約500名	米海軍横須賀基地隊など	基地警備における連携要領の演練
掃海特別訓練	15. 2. 15 ～2. 27	周防灘	艦艇 21隻 航空機 (延) 19機	艦艇 2隻 航空機 (延) 1機 水中処分員など 10名	掃海訓練
指揮所演習	15. 3. 10 ～3. 20	米海軍大学校	海幕など 約20名	在日米海軍、第7艦隊など 約40名	調整要領の演練

航空自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊など		備考
			日本側	米国側	
防空戦闘訓練 戦闘機戦闘訓練 再発進準備訓練	14. 4. 7 ～5. 1	米国グアム島アンダーセン空軍基地及び同周辺空域	航空機 (延) 156機	航空機 (延) 199機	連携要領の演練 空中戦闘
防空戦闘訓練	14. 10. 29 ～10. 30	秋田西方空域	航空機 (延) 103機	航空機 (延) 32機	連携要領の演練
指揮所演習	15. 1. 21 ～1. 31	府中基地、米空軍横田基地、東千歳駐屯地など	航空総隊など 111名	第5空軍など 約70名	調整要領の演練
防空戦闘訓練	15. 3. 6	秋田西方空域	航空機 (延) 33機	航空機 (延) 16機	連携要領の演練
救難訓練	15. 3. 12 ～3. 13	浮原島訓練場及び同周辺空域	航空機 (延) 24機	航空機 (延) 3機	連携要領の演練

資料30 武器輸出三原則など

「武器」の輸出は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和24年法律第228号）（注）及び輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）により経済産業大臣の許可が必要。

（注）現在は、外国為替及び外国貿易法。

1 武器輸出三原則

佐藤内閣総理大臣、昭42. 4. 21、衆・決算委

（要旨）

外国為替及び外国貿易管理法及び輸出貿易管理令についての政府の運用方針として、具体的には、次の場合は、武器輸出は認められないこととされている旨を明らかにしたもの。

共産国向けの場合

国連決議により武器等の輸出を禁止されている国向けの場合

国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合

2 武器輸出に関する政府統一見解

三木内閣総理大臣、昭51. 2. 27、衆・予算委

（全文）

a 政府の方針

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場からそれによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはない。

三原則対象地域については、「武器」の輸出を認めない。

三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。

武器製造関連設備（輸出貿易管理令別表第一の第109の項など）の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

s 武器の定義

「武器」という用語は、種々の法令又は運用の上において用いられており、その定義については、それぞれの法令等の趣旨によって解釈すべきものであるが、

武器輸出三原則における「武器」とは、「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」をいい、具体的には、輸出貿易管理令別表第一の第197の項から第205の項までに掲げるもののうちこの定義に相当するものが「武器」である。

自衛隊法上の「武器」については、「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は、武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等」とであると解している。なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段として物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものは、右の「武器」に当たると考える。

(注) 平成3年11月の輸出貿易管理令の一部改正により、a の「第109の項」及びs の「第197の項から第205の項」は、「第1項」に変わっている。

3 武器輸出問題等に関する決議

昭56.3.20衆・本会議、昭56.3.31参・本会議

(全文)

我が国は、日本国憲法の理念である平和国家としての立場をふまえ、武器輸出三原則並びに昭和51年政府統一方針に基づいて、武器輸出について慎重に対処してきたところである。

しかるに、近時右方針に反した事例を生じたことは遺憾である。よって政府は、武器輸出について、厳正かつ慎重な態度をもって対処すると共に制度上の改善を含め実効ある措置を講ずるべきである。

右決議する。

資料31 対米武器技術供与についての内閣官房長官談話

(昭和58年1月14日)

一昨年6月以来米国政府から日米間の防衛分野における技術の相互交流の要請があり、その一環としての対米武器技術供与の問題について政府部内で慎重に検討を重ねてきた結果、この度、次の結論に達し、本日の閣議において了承を得た。

- 1 日米安保体制の下において日米両国は相互に協力してそれぞれの防衛力を維持し、発展させることとされており、これまで我が国は米国から防衛力整備のため、技術の供与を含め各種の協力を得てきている。近年我が国の技術水準が向上してきたこと等の新たな状況を考慮すれば、我が国としても、防衛分野における米国との技術の相互交流を図ることが、日米安保体制の効果的運用を確保する上で極めて重要となっている。これは、防衛分野における日米間の相互協力を定めた日米安保条約及び関連取極の趣旨に沿うゆえんであり、また、我が国及び極東の平和と安全に資するものである。
- 2 政府は、これまで武器等の輸出については武器輸出三原則(昭和51年2月27日の武器輸出に関する政府方針等を含む。)によって対処してきたところであるが、上記にかんがみ、米国の要請に応じ、相互交流の一環として米国に武器技術(その供与を実効あらしめるため必要な物品であって武器に該当するものを含む。)を供与する途を開くこととし、その供与に当たっては、武器輸出三原則によらないこととする。この場合、本件供与は日米相互防衛援助協定の関連規定に基づく枠組みの下で実施することとし、これにより国際紛争等を助長することを回避するという武器輸出三原則のよって立つ平和国家としての基本理念は確保されることとなる。
- 3 なお、政府としては、今後とも、基本的には武器輸出三原則を堅持し、昭和56年3月の武器輸出問題等に関する国会決議の趣旨を尊重していく考えであることは言うまでもない。

資料32 弾道ミサイル防衛(BMD)に係る日米共同技術研究に関する内閣官房長官談話

(平成10年12月25日)

- 1 本日、政府は、安全保障会議の了承を経て、平成11年度から海上配備型上層システム(NTWD)を対象として米国との間で共同技術研究に着手することを決定した。
- 2 政府としては、冷戦終結後の核を始めとする大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散状況を踏まえると、弾道ミサイル防衛(BMD)が専守防衛を旨とする我が国防衛政策上の重要な課題であり、我が国の主体的取り組みが必要であるとの認識の下、これまで所要の検討を行ってきたところである。
- 3 政府としては、今後の我が国の取り組みとしては、米国との間において、NTWDを対象として共同技術研究を行うことが、最も効果的かつ実りあるものであり、また、かかる日米間の協力は、日米安保体制の信頼性の向上等に資するものであると考えている。
- 4 宇宙の開発及び利用に関する国会決議との関係については、もとより国会決議の有権解釈は国会においてなされるべきものであるが、政府としては、近年弾道ミサイルが拡散している状況にあるところ、BMDシステムが、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防衛的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であることを踏まえれば、BMDシステムに関して我が国が主体的に取り組んでいくことは、本件国会決議の趣旨及びそのよって立つ平和国家としての基本理念にも沿ったものであり、国民各位の御理解をいただけるものと考えている。

なお、この関連で、本年9月、衆議院においてなされた北朝鮮によるミサイル発射に関する国会決議において「政府は我が国国民の安全確保のためのあらゆる措置をとる」べきこととされているところである。

また、BMDに係る日米共同技術研究における武器技術供与は、対米武器技術供与取極の枠組みの下で実施されるものである。

- 5 なお、本件は技術研究であり、開発段階への移行、配備段階への移行については別途判断する性格のものである。これらの判断は、BMDの技術的な実現可能性及び将来の我が国の防衛の在り方等について十分検討した上で行うこととする。

資料33 自衛隊の主な行動

区 分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
防衛出動 〔自衛隊法 第76条〕	外部からの武力攻撃（そのおそれのある場合を含む）に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合	命令権者：内閣総理大臣 国会の承認：必要（原則として事前承認） その他：安全保障会議に付議	武力の行使（「おそれのある場合」では不可） 公共の秩序維持のための権限（治安出動時と同じ） その他（海上保安庁の統制、物資の収用など）
命令による 治安出動 〔自衛隊法 第78条〕	間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合	命令権者：内閣総理大臣 国会の承認：必要（出動命令から20日以内に付議）	警職法（注1）の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止、武器使用など） 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査、武器使用など） 警護又は鎮圧のための武器使用 海上保安庁の統制
治安出動下令前に 行う情報収集 〔自衛隊法 第79条の2〕	治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃などの武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、情報収集を行うための特別の必要があると認められる場合	命令権者：防衛庁長官 国会の承認：不要 その他：国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得る	自己又は自己とともに当該職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない場合の武器使用
要請による 治安出動 〔自衛隊法 第81条〕	都道府県知事が治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認め、内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合	命令権者：内閣総理大臣 国会の承認：不要 その他：都道府県公安委員会と協議の上、都道府県知事が内閣総理大臣に要請	警職法（注1）の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止、武器使用など） 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査、武器使用など） 警護又は鎮圧のための武器使用
警護出動 〔自衛隊法 第81条の2〕	自衛隊の施設又は日米軍施設・区域において、大規模なテロ攻撃が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合	命令権者：内閣総理大臣 国会の承認：不要 その他：あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴き、防衛庁長官と国家公安委員会とが協議する	警職法の一部準用（質問、避難などの措置、立入（以上は警察官がその場にいらない場合のみ）、犯罪の予防・制止、武器使用） 警護する施設の大規模破壊を防ぐための武器使用
海上における 警備行動 〔自衛隊法 第82条〕	海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合	命令権者：防衛庁長官 国会の承認：不要 その他：内閣総理大臣の承認	警職法の一部準用（武器使用） 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査、武器使用など）
災害派遣 〔自衛隊法 第83条〕	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認める場合（注2）	命令権者：防衛庁長官又はその指定する者 国会の承認：不要 その他：地震災害警戒本部令で定める者の要請（ただし、その事態に照らし特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認めるときを除く）	警職法の一部準用（避難、立入など。警察官がその場にいらない場合に限る） 海上保安庁法の一部準用（協力要請） 災害対策基本法に規定する権限（警戒区域の設定、緊急通行車両の通行確保など。市町村長、警察官等がその場にいらない場合に限る）
地震防災派遣 〔自衛隊法 第83条の2〕	地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため自衛隊の支援を求める必要があると地震災害警戒本部長が認める場合（大規模地震対策特別措置法第13条第2項）	命令権者：防衛庁長官 国会の承認：不要 その他：地震災害警戒本部長（内閣総理大臣）の要請	警職法の一部準用（災害派遣時と同じ） 海上保安庁法の一部準用（災害派遣時と同じ）
原子力災害派遣 〔自衛隊法 第83条の3〕	緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると原子力災害対策本部長が認める場合（原子力災害対策特別措置法第20条第4項）	命令権者：防衛庁長官 国会の承認：不要 その他：原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の要請	警職法の一部準用（災害派遣時と同じ） 海上保安庁法の一部準用（災害派遣時と同じ） 災害対策基本法に規定する権限（災害派遣時と同じ）
領空侵犯に 対する措置 〔自衛隊法 第84条〕	外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したとき	命令権者：防衛庁長官 国会の承認：不要	領空侵犯機を着陸させ又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置（誘導、無線などによる警告、武器使用など）（注3）

（図中の権限などについては、すべて自衛隊法に規定されている）

（注1）警察官職務執行法の略。

（注2）このほか、庁舎、営舎その他の防衛庁の施設またはこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は、部隊等を派遣できる（第83条第3項。いわゆる近傍派遣）。

（注3）武器使用について明文の規定はないが、「必要な措置」の中に含まれると解される。

資料34 自衛官に認められた武器使用規定

行動類型	条 文	内 容
領空侵犯に 対する 処置	自衛隊法第84条	領空侵犯機を着陸させ又は我が国の領域の上空から退去させるため「必要な措置」として正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合に武器の使用が可能と解される。
治 安 出 動	自衛隊法第89条第1項	治安出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
	自衛隊法第90条第1項	治安出動を命ぜられた自衛官について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する人などが暴行・侵害を受け又は受けようとする明白な危険がある場合などにおいて、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないときの武器の使用を規定。人に危害を与えてはならない旨の規定なし。
	自衛隊法第91条第2項	治安出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用。人に危害を与えてはならない旨の規定なし。
警 護 出 動	自衛隊法第91条の2第2項	警護出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
	自衛隊法第91条の2第3項	警護出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合の武器の使用を規定。人に危害を与えてはならない旨の規定なし。
防 出 衛 動	自衛隊法第92条第2項	防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のために行う職務の執行について、警察官職務執行法第7条、自衛隊法第90条第1項、海上保安庁法第20条第2項を準用。
治 安 出 動 下 令 前 の 情 報 収 集	自衛隊法第92条の4	治安出動下令前に行う情報収集の職務に従事する自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体の防護のための武器使用を規定。
防 御 施 設 構 築 の 措 置	自衛隊法第92条の3	防御施設構築の措置の職務に従事する自衛官について、展開予定地域内において、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合の武器使用を規定。
海 上 警 備 動	自衛隊法第93条第1項	海上における警備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
	自衛隊法第93条第3項	海上における警備行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用。人に危害を与えてはならない旨の規定なし。
通 常 時 に お け る 武 器 な ど の 警 護	自衛隊法第95条	自衛隊の武器などを職務上警護する自衛官について、その武器などを防護するための武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
通 常 時 に お け る 施 設 の 警 護	自衛隊法第95条の2	本邦内にある一定の要件を満たす自衛隊の施設を職務上警護する自衛官について、その職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するための武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
部 内 秩 序 維 持	自衛隊法第96条第3項	部内の秩序維持に専従する自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
	自衛隊法第100条の8第3項	在外邦人などの輸送に従事する自衛官について、自己、若しくは自己と共にその輸送の職務に従事する隊員又はその保護の下に入った輸送の対象である邦人若しくは外国人の生命・身体の防護のための武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
	国際平和協力法第24条	国際平和協力業務に従事する自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、国際平和協力隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者などの生命・身体の防護のための武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
	周辺事態安全確保法第11条	後方地域支援としての役務の提供を命ぜられた自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する者の生命・身体の防護のための武器使用について規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
	船舶検査活動法第6条	船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する者の生命・身体の防護のための武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
	テロ対策特措法第12条	協力支援活動などを命ぜられた自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員、若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のための武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。

資料35 テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の概要（2003（平成15）年5月9日）

1 基本方針

平成13年9月11日に米国において発生したテロ攻撃は、人類全体に対する許し難い行為。現在、世界の国々が力を合わせてこれに立ち向かっている。

我が国としては、テロとの闘いを自らの問題と認識し、積極的かつ主体的に寄与するとの立場に立ち、憲法の範囲内のできる限りの支援、協力を行うことが重要。

2 協力支援活動の実施に関する事項

協力支援活動の種類及び内容

補給（艦船による艦船用燃料等の補給）

輸送（艦船による艦船用燃料等の輸送（ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、米軍の使用する飛行場施設の維持に資するための、建設用重機等及び人員の輸送）、航空機による人員・物品の輸送）

その他（修理及び整備、医療、（国内における）港湾業務）

協力支援活動の実施区域の範囲

艦船による補給及び輸送

ア 我が国領域

イ インド洋（ペルシャ湾を含む。）及びその上空

ウ ディエゴ・ガルシア島及びその領海・領空、オーストラリア領域

エ インド洋沿岸及び我が国領域からこれに至る地域にある経由地・積卸地（ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、米軍の使用する飛行場施設の維持に資するための、建設用重機等及び人員の積卸地又は乗降地）となる国の領域

オ 上記ア～エ内の2地点間の艦船が通過する海域及びその上空

航空機による輸送

ア 我が国領域

イ グラム島及びその領海・領空、ディエゴ・ガルシア島及びその領海・領空

ウ インド洋沿岸及び我が国領域からこれに至る地域にある経由地・乗降地・積卸地となる国の領域

エ 上記ア～ウ内の2地点間の航空機が通過する空域

その他

ア 修理及び整備

我が国領域、艦船による補給・輸送の実施区域の範囲及び航空機による輸送の経由地・乗降地・積卸地

イ 医療

我が国領域、艦船による補給・輸送の実施区域の範囲

ウ 港湾業務

我が国領域

協力支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊

規模及び構成

ア 艦船による補給・輸送

海上自衛隊の部隊（人員1200名以内、交替時は2400名以内）

ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、このための海上自衛隊の部隊（随伴する護衛艦の人員を含め、400名以内）を加えることができる。

イ 航空機による輸送

航空自衛隊の部隊（人員180名以内）

装備

ア 艦船

補給艦2隻以内及び護衛艦3隻以内（交替時はそれぞれ4隻以内、6隻以内）

ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、輸送艦1隻及び護衛艦1隻を加えることができる。

イ 航空機

輸送機6機以内及び多用途支援機2機以内

ウ その他

輸送を行う航空自衛隊の部隊の自衛官の数に相応する数量の拳銃等

派遣期間 平成13年11月20日～平成15年11月1日

（ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、当該輸送については、1回に限ることとし、平成14年12月31日～平成15年3月31日）

物品の調達及び諸外国の軍隊等への譲与の実施に係る重要事項

政府は、艦船用燃料を調達し、これを米軍等に譲与する。

3 捜索救助活動の実施に関する事項

協力支援活動又は被災民救援活動を行う自衛隊の部隊等が遭難者を発見し、又は、遭難者の捜索救助を米国等から依頼された場合には、インド洋及びその上空に属する、協力支援活動又は被災民救援活動を実施する区域の範囲において捜索救助活動を行う。

4 被災民救援活動の実施に関する事項

被災民救援活動に関する基本的事項

パキスタン国内の難民キャンプでは、UNHCRをはじめとする人道援助機関が救援活動を実施している。かかる状況を踏まえ、被災民救援活動を実施。

なお、パキスタンにおける医療支援等については、パキスタン及び国際連合等と協議・調整を行った上で、可能な限り早期に具体的な調査・検討を行い、関係行政機関による実施を目指す。

また、パキスタン以外のアフガニスタン周辺国における被災民救援のための措置については、今後の情勢の推移を見極めつつ対応。被災民救援活動の種類及び内容

UNHCRからの要請に基づく、生活関連物資のUNHCRへの提供

被災民救援活動の実施区域の範囲

我が国領域

パキスタン領域

インド洋の沿岸及び我が国領域からこれに至る地域にある経由地となる国の領域

上記 ~ 内の2地点間の艦船が通過する海域及びその上空

被災民救援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊

規模及び構成

海上自衛隊の部隊120名以内（協力支援活動を行う護衛艦に係る人員を除く。）

装備

掃海母艦1隻及び護衛艦1隻（護衛艦については、協力支援活動を行うものを使用）

派遣期間 平成13年11月20日～平成13年12月31日

資料36 自衛隊が行った国際平和協力業務の実績

(2003. 5. 31現在)

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
国連カンボジア暫定機構 (UNTAC)	停戦監視要員	92. 9～93. 9	8人	16人	・集めた武器の保管状況の監視及び停戦遵守状況の監視 ・国境における停戦遵守状況の監視
	施設部隊	92. 9～93. 9	600人	1,200人	・道路、橋などの修理など ・UNTAC構成部門などに対する給油・給水 ・UNTAC構成部門などの要員に対する給食、宿泊又は作業のための施設の提供、医療
国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	司令部要員	93. 5～95. 1	5人	10人	・ONUMOZ司令部における中長期的な業務計画の立案並びに輸送の業務に関する企画及び調整
	輸送調整部隊	93. 5～95. 1	48人	144人	・輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的調整
ルワンダ難民救援	ルワンダ難民救援隊	94. 9～12	260人		・医療、防疫、給水活動
	空輸派遣隊	94. 9～12	118人		・ナイロビ(ケニア)とゴマ(旧ザイール、現コンゴ民主共和国)の間で、ルワンダ難民救援隊の隊員や補給物資などの航空輸送 ・能力上の余裕を活用して難民救援を実施している人道的な国際機関などの要員、物資の航空輸送
国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	司令部要員	96. 2～	2人	16人	・UNDOF司令部におけるUNDOFの活動に関する広報・予算の作成並びに輸送・整備などの業務に関する企画及び調整
	輸送部隊	96. 2～	43人	645人	・食料品などの輸送 ・補給品倉庫における物資の保管、道路などの補修、重機材などの整備、消防、除雪
東ティモール避難民救援	空輸部隊	99. 11～00. 2	113人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送 ・能力上の余裕を活用し、UNHCR関係者の航空輸送
アフガニスタン難民救援	空輸部隊	01. 10	138人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送
国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET) (02. 5. 20からは国連東ティモール支援団 (UNMISSET))	司令部要員	02. 2～	10人		・軍事部門司令部における施設業務の企画調整及び兵站業務の調整など
	施設部隊	02. 3～	522人 (1次隊及び2次隊は各680人)	1,882人	・PKOの活動に必要な道路、橋などの維持・補修など ・ディリなど所在の他国部隊及び現地住民が利用する給水所の維持 ・民生支援業務
イラク難民救援	空輸部隊	03. 3～4	56人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送

(注) 1 このほか、海上自衛隊(カンボジア、東ティモール)及び航空自衛隊(カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、アフガニスタン)の部隊が、輸送、補給面などでの支援活動を実施。

2 ルワンダ難民救援については、このほか先遣隊23名を派遣した。

資料37 自衛隊が実施した国際緊急援助活動の実績

(2003. 5. 31現在)

		派遣期間	人数	主な業務内容
ホンジュラス国際緊急援助活動 (ハリケーン災害)	医療部隊	98. 11. 13 ～12. 9	80人	・ホンジュラス共和国における治療及び防疫活動
	空輸部隊		105人	・本邦からホンジュラスまでの間の医療部隊の装備品などの航空輸送 ・米国からホンジュラスまでの間の装備品などの航空輸送
トルコ国際緊急援助活動に 必要な物資輸送 (地震災害)	海上輸送部隊	99. 9. 23 ～11. 22	426人	・トルコ共和国における国際緊急援助活動に必要な物資(仮設住宅)の海上輸送
インド国際緊急援助活動 (地震災害)	物資支援部隊	01. 2. 5 ～2. 11	16人	・援助物資の引き渡し及び援助物資に関する技術指導
	空輸部隊		78人	・援助物資及び支援部隊などの輸送

資料38 二国間防衛交流の主要実績（最近5年間）

（2003. 6. 17現在）

国名	ハイレベル交流		防衛当局者の定期協議など
	往	来	
韓国	防衛庁長官 (99.1、02.4、03.3) 事務次官 (98.7、00.12) 統幕議長 (00.3) 陸幕長 (98.11、00.10) 空幕長 (99.5、02.10) 海幕長 (98.10、00.5、02.11)	国防部長官 (98.9、00.5、02.11) 合同参謀本部議長 (02.11) 陸軍参謀総長 (00.5、02.11) 海軍参謀総長 (98.7、00.11、02.10) 空軍参謀総長 (99.3、00.8、03.5)	日韓安保対話 (98.6、99.7、00.12、02.2) 日韓防衛実務者対話 (98.6、99.9、00.12、01.11、02.9、03.6)
ロシア	防衛庁長官 (99.8、03.1) 事務次官 (01.1) 統幕議長 (98.5) 陸幕長 (02.6) 海幕長 (00.2) 空幕長 (01.1)	国防大臣 (00.11、03.4) 参謀総長 (98.12) 地上軍総局長 (01.4) 海軍総司令官 (01.4) 空軍総司令官 (02.5)	日露防衛当局間協議 (02.3) 日露海上事故防止協定年次会合 (98.1、99.2、00.2、01.2、02.2) 日露共同作業グループ会合 (98.10、99.3、99.10、00.3、02.3、02.10、03.3)
中国	防衛庁長官 (98.5) 事務次官 (99.11) 統幕議長 (00.6) 陸幕長 (98.3) 空幕長 (00.10)	国防部長 (98.2) 副参謀総長 (00.11) 総参謀長 (00.4) 空軍司令員 (01.2)	日中安保対話 (99.10、00.6、02.3)
東南アジア	・カンボジア 政務官 (02.8) ・インドネシア 防衛庁長官 (01.9) 総括政務次官 (00.1) 政務官 (02.8) 事務次官 (98.7) 海幕長 (98.2、02.11) ・マレーシア 事務次官 (99.9) 政務官 (02.8) 陸幕長 (98.11、01.9) ・フィリピン 総括政務次官 (00.1) 海幕長 (98.5) 空幕長 (99.5) ・シンガポール 防衛庁長官 (00.5、02.5、03.5) 事務次官 (98.7、99.9) 政務官 (02.8) 統幕議長 (02.11) 陸幕長 (99.9) 海幕長 (00.11) 空幕長 (00.3) ・タイ 事務次官 (02.3) 政務官 (02.8) 陸幕長 (99.9) 空幕長 (00.10) ・ベトナム 防衛庁長官 (98.1、00.5) 事務次官 (99.9) 政務官 (02.8) 陸幕長 (00.10) 空幕長 (01.6)	・インドネシア 海軍参謀長 (02.1) ・マレーシア 国防大臣 (01.3) 国防次官 (01.5) 国防軍司令官 (03.3) 海軍総長 (02.10) ・フィリピン 国防相 (01.8) 空軍司令官 (99.11) 海軍司令官 (02.10) ・シンガポール 国防大臣 (98.12、01.9) 第2国防大臣 (98.11、01.5、02.9) 国防次官 (98.9) 国軍司令官 (02.1) 海軍総長 (99.2、01.8) 空軍総長 (99.3) ・タイ 国防軍最高司令官 (99.2、00.8、01.9) 陸軍司令官 (98.9、00.6) 海軍司令官 (02.4) 空軍司令官 (99.6) ・ベトナム 国防大臣 (98.11) 国防次官兼捜索救難国会委員会副委員長 (01.4)	日・マレーシアMM協議 (99.3) 日・シンガポールMM協議 (99.7、00.9、02.7) 日・タイPM協議 (98.5、99.9、01.3、02.3) 日・タイMM協議 (98.5、99.9、01.3、02.3) 日・ベトナムPM協議 (01.2、03.2) 日・ベトナムMM協議 (01.2、03.2)
インド	防衛庁長官 (03.5) 空幕長 (02.12)	国防大臣 (00.1、02.7) 陸軍参謀総長 (01.8)	日・インドPM協議 (01.7) 日・インドMM協議 (01.7)
豪/ニュージーランド	・豪 防衛庁長官 (98.1、02.8) 総括政務次官(副長官)(00.10、01.8) 統幕議長 (02.1) 陸幕長 (98.12、02.10) 海幕長 (00.11) 空幕長 (00.2) ・ニュージーランド 副長官 (01.9) 統幕議長 (02.1) 海幕長 (00.11)	・豪 国防大臣 (99.5) 国防次官 (02.2) 国防軍司令官 (00.5) 陸軍本部長 (98.3、02.7) 海軍本部長 (98.10、02.10) 空軍本部長 (98.10、01.3) ・ニュージーランド 国防大臣 (01.11) 国防次官 (03.5) 国防軍司令官 (00.10) 海軍参謀総長 (02.10)	日豪PM協議 (98.6、99.8、00.12、01.12) 日豪MM協議 (98.6、99.8、00.12、01.12、02.12)
カナダ	事務次官 (98.4) 統幕議長 (99.7) 海幕長 (02.5) 空幕長 (02.4)	国防大臣 (02.3) 国防軍参謀総長 (98.6)	日加PM協議 (00.1、02.11) 日加MM協議 (98.4、00.1、00.11、02.11)
英国	防衛庁長官 (01.1) 政務次官 (99.1) 統幕議長 (02.3) 海幕長 (99.7) 空幕長 (98.7、02.1)	国防大臣 (02.5) 国防参謀総長 (02.7) 国防参謀次長 (01.5) 海軍参謀長 (02.10) 海軍艦隊司令官 (98.6) 空軍参謀総長 (99.1)	日英PM協議 (02.4) 日英MM協議 (02.7)

国名	ハイレベル交流		防衛当局者の定期協議など
	往	来	
フランス	防衛庁長官 (01.1) 政務次官 (99.1) 事務次官 (02.9) 統幕議長 (00.7) 陸幕長 (98.5) 空幕長 (98.7、02.1)	国防大臣 (99.1、02.2) 統合参謀総長 (01.3) 空軍参謀総長 (00.4)	日仏PM協議 (98.7、99.1、01.6、03.2) 日仏MM協議 (98.7、99.1、01.6、03.2)
ドイツ	事務次官 (02.9) 統幕議長 (00.7) 陸幕長 (00.6) 海幕長 (02.5) 空幕長 (98.7、02.1)	連邦軍総監 (01.7) 陸軍総監 (00.2) 海軍総監 (99.10) 空軍総監 (03.2)	日独PM協議 (98.3、01.3、03.2) 日独MM協議 (98.3、01.3、03.2)

(注) PM協議は、局長、審議官クラスの外交、防衛当局者間の安全保障対話。
MM協議は、局長、審議官クラスの防衛当局者間の対話。

資料39 多国間安全保障対話の主要実績 (アジア太平洋地域・最近5年間)

(2003.5.31現在)

	項 目	実 績
アジア太平洋地域への参加 防衛対話への参加 防衛庁主催による	ASEAN地域フォーラム (ARF) ・閣僚会合 ・高級事務レベル会合 (ARF・SOM) ・信頼醸成に関するインターセッショナル支援グループ (ARF・ISG) ・災害救助に関するインターセッショナル会合 (ARF・ISM)	(98.7、99.7、00.7、01.7、02.7) (98.5、99.5、00.5、01.5、02.5、03.4) (98.3、98.11、99.3、99.11、00.4、00.11、01.4、01.12、02.4、02.11、03.3) (98.2、99.4、00.5)
	民間主催 ・IISSアジア安全保障会議	(02.5)(03.5)
防衛対話	アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム分科会 アジア・太平洋諸国安全保障セミナー 国際防衛学セミナー 国際士官候補生会議	(98.10、99.10、00.10、01.10、02.10) (02.1、03.1) (98.11、99.11、00.11、01.11、02.11) (98.3、99.3、99.7、00.7、01.7、02.7) (98.3、99.3、00.3、01.3、02.3、03.3)

資料40 2003年IISSアジア安全保障会議における石破長官スピーチ「アジア太平洋の安全保障に関する地獄的展望」(原文は英語)(緒言)

はじめに、第2回IISSアジア安全保障会議が昨年につづき同様に盛大に行われることを祝福申し上げます。本日は、各国の国防大臣を含むご参加の方々に対し講演する機会をいただいたことを光栄に感じています。再びこの会議を実現されたチップマンIISS所長をはじめ関係の方々、この場を借りて、深く感謝の意を申し上げます。

現在私にとり最大の課題の一つは、参議院において審議中の有事関連法案を成立させることですが、この法案は、自衛隊が適切な文民統制の下で、我が国に対する武力攻撃に際してより効果的に対応するためのものです。衆議院においては、約9割の賛成の下に法案が通過しましたが、参議院においても多数の支持により通過が図られるならば、我が国の防衛政策にとっての歴史的転換点を意味するものとなりましょう。それは、我が国において、安全保障の重要性についての関心が広がり、政策についてのコンセンサスや実質的な議論が深まっていることを如実に示すものであるからです。こうしたコンセンサスに基づき、我が国として変化する安全保障環境の安定化に向けた役割を積極的に果たしていきたいと考えておりますが、この場においてその一端を申し述べたいと思います。

(安全保障環境の質的变化)

我々は一昨年(2001年)9月11日に安全保障環境にとっての新しい現実を目の当たりにしました。しかしながら、このような予測しがたく不確実な傾向は、一昨年、21世紀を迎えて突然始まったわけではありません。今後の我々の安全保障に対する取り組みを確立するためには、こうした冷戦終結後における安全保障環境の変化、とりわけ相互の脆弱性に立脚する、恐怖の均衡という相互確証破壊理論の限界が明らかになった点を念頭におかなければなりません。

このような変化を象徴するものがABM条約の失効であります。私は、昨年安全保障上生じた一番大きな出来事は何であったかという問いに対して、このように答えたことを思い出します。

同条約は、世界の戦略的安定に寄与してきた相互確証破壊の考え方をいわば下支えする形で機能してきました。この条約の失効は、米口はもはや敵ではないということを示すと同時に、グローバルな戦略環境が今まさに質的な変容を遂げつつあることを象徴する動きであり、いかなる形で今後の戦略的安定を達成していくか、関係国は「新たな戦略的枠組み」の構築に向けて真剣な模索を行っています。こうした動きは、広く国際社会全般の平和と安定に関する問題であり、この世界に住む我々にとって共通の課題となっています。

(アジア太平洋地域の傾向)

アジア太平洋地域は、97年の金融・通貨危機により、一部には経済・政治上の混乱が生じたものの、これまで順調に経済を発展させてまいりました。経済発展は、地域における石油をはじめとする資源の確保をめぐる問題を浮上させるとともに、海上交通路の安全保障の重要性を再認識させる結果をもたらしてきています。

さらに、引き続き、朝鮮半島、台湾海峡、南沙群島などをはじめとする安全保障面における不透明・不確実な要素が存在しております。この他、海賊、麻薬などの国境を越える問題に対する懸念も地域の諸国により共有されています。

北朝鮮につきましては、NPT脱退宣言をはじめとして、関連する国際的義務をないがしろにするが如き動きを見せています。我が国としては、昨年9月の総理訪朝時における日朝平壤宣言で合意された事項が誠実に実行されることを望んでおります。北朝鮮の言うような核保有及び再処理の完了という事態は、我が国を含む北東アジア地域の平和と安定及び国際的な核不拡散体制の堅持に対する重大な脅威

であって、極めて遺憾なことであり、絶対に容認することはできません。もし、北朝鮮が更に事態を悪化させれば、一層厳しい対応が必要になると言わざるを得ません。

また、北朝鮮が行った拉致の問題は、我が国の領域主権の侵害、日本国民に対する重大な犯罪行為であります。これに加えて、北朝鮮に関しては、麻薬取引といった違法行為の問題が指摘されており、こうした違法行為の規制・取締まりを一層強化することは国際社会全体の問題であると言えます。

先週の日米首脳会談において小泉総理とブッシュ大統領は日本及び韓国が参加する多国間協議の重要性につき一致したところですが、平和的解決のためには対話と圧力が必要であり、全てのオプションをテーブルにおくという米国の立場は理解できるものであります。

(アジア太平洋地域における多国間協力の可能性)

次に、これらの不安定な要因をはらむアジア太平洋地域における安定化努力について述べたいと考えます。

アジアにおけるNATO的枠組みについての模索が案としてありますが、我々のアジア太平洋地域を見てみますと、その多様性に改めて思いをいたさざるを得ません。多くの海洋国家が存在し、宗教、文化、経済、政体、どれをとっても多様性を有しております。このような我々の環境において欧州におけるNATOのような集団的な安全保障枠組みを急速に構築することには多くの困難を伴うといわざるを得ません。

それよりはむしろ、ASEAN地域フォーラム（ARF）をはじめとして、安全保障上の様々な問題を含む各個別のテーマにおける各国の自由な対話のテーブルがあることが重要であり、また各国の二国間の話し合いや信頼醸成の積み重ねが大切と考えております。

こうした中で日米安全保障条約をはじめとする米国との二国間条約は、アジア太平洋地域の安定にとって死活的であると認識しております。特に冷戦後におけるアジア太平洋地域の米軍プレゼンスは、新しい安全保障環境に対応すべく見直しが行われるでありますが、地域における各種の不安定要因の顕在化を防止するとともに多様な国際的協力活動の基礎となるものと認識しております。

わがアジア太平洋地域においては、多国間協力の課題として、海洋資源の管理と海洋通商路の安全の確保は、今後ますます重要性を増すものと思われます。国連海洋法条約において、「誰のものでもなかった」海洋は、「人類の共同財産」とする理念が打ち出されました。資源、環境、人口、食糧、あるいは難民などといった問題は、ネーションステートの枠組みを超えて広範に脅威を及ぼし地球規模での対応を迫られる問題であり、このような「人類の共同財産」という観念を導入することにより初めて解決ができ得るものと考えます。わが日本の防衛研究所の研究者たちは、97年にオーシャンピースキーピング（OPK）という行動、すなわち海軍力を警察的に利用することにより、海洋利用の秩序を維持し、武力紛争の発生を予防して海洋の安定性と持続性を確保するための海上における共同行動につき、提言を行いました。この提言は日本政府としてのものではありませんが、この地域の安定に寄与するものであり、パトロールシップへの隊員の相互乗り込み制度などによる軍事力の平和利用、国家間相互の信頼醸成を通じ、より安定的かつ経済的に相互発展性の高いアジア太平洋地域を築く大きな一歩となりうるものと考えております。今後このような可能性も含め、海軍・コーストガードの役割分担など各国の事情を勘案しながら、海洋に関する問題につき地域に於ける議論の活性化を期待しております。

(日本の役割)

最後に、今後我が国が安全保障の分野で果たすべき役割について、述べたいと思います。21世紀に入り、我が国の防衛力を取り巻く環境にも種々の変化が見られる中、防衛庁は防衛力の在り方検討として、将来における我が国の防衛力の役割等につき、検討を行っております。これからのわが国防衛力の役割としては、第一に我が国に対する「新たな脅威」や多様な事態により適切に対処すること、第二に国際的に安定した安全保障環境から大きな利益を受ける我が国として、こうした環境を維持・増進することが強く求められていると考えており、以下両者について簡単に述べたいと考えます。

(「新たな脅威」等への適切な対処)

軍事力の意義は歴史的に、抑止により他国の武力行使を防ぐ、つまり、「使わせない」ことが最善でありました。今日、抑止の効かない脅威が現実存在することも直視しなければなりません。抑止の重要性は、新たな安全保障環境においても追求されるべきものであります。新しい脅威をどのように抑止するかが現在安全保障を担う我々共通に課せられた課題であります。

私は、新しい脅威、とりわけ大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散への対処の手段として、弾道ミサイル防衛（BMD）が有効であると考えています。先般、我が国は、これまで行ってきた弾道ミサイル防衛についての検討を加速させることとしましたが、BMDは、単なる防衛的手段としてのみならず、こうした新しい脅威に対する抑止としても意味があると思います。すなわち、弾道ミサイル攻撃による価値を低下させ、ひいては、その保有することの戦略的動機を失わせる効果もあると考えます。そういう観点からも、弾道ミサイル防衛は、専守防衛を防衛の基本方針に掲げるわが国にとってふさわしいものであり、我が国防衛政策上の重要な課題であると認識しております。

(安定した安全保障環境の維持・増進)

一方、国際的安全保障環境の安定化を図るためには、地域の各国との協力などにおいて、軍事力、防衛当局の持つ資源、機能を積極的に「活用する」ことが求められております。私も、このことも念頭に防衛力の在り方について検討を行っていきたくと考えます。

自衛隊は、1992年、国際平和協力法の策定をうけ、カンボジアのPKOに初めて参加しましたが、その後、自衛隊の海外における活動は、人道的な国際救援活動も含めて徐々に拡大してまいりました。この10年間、経験が蓄積され、自衛隊の参加を広げるための一定の法的措置もとられてきましたが、変化する安全保障環境に一層的確に対応するための努力を重ねていく必要があると考えます。

こうした取り組みに加え、現在、自衛隊はインド洋において、テロとの戦いを支援しております。これは、911の同時多発テロをうけて整備されたテロ対策特別措置法に基づく活動ですが、その目的は、我が国を含む国際社会の平和と安全を確保することにあり、活動地域や協力する相手国は必ずと幅広くあります。

実際に我が国自衛隊が行ってきた国際平和協力業務や対テロ活動を行う米英等関係諸国への協力など、自衛隊の持つ能力を有効に活用した活動に対しては、地域の多くの国々から積極的な評価をいただいております。将来における新しい防衛力の役割としてこのような努力・活動を国連や関係国との協力の下でタイムリーかつ柔軟に行う重要性は引き続き高まっていくものと考えており、この点についても在り方検討の中で検討してまいりたいと思います。

今月22日、イラクの復興・復興に向けた国際社会の協調を示す国連安保理決議が採択されました。イラクの復興については、主体的に何をするか考え、我が国の国力に相応しい貢献を行うという観点から、自衛隊の協力についても、ニーズや自衛隊の能力、活動や従事すべき要員の安全確保といった点を勘案しつつ、検討を行っているところであります。まずは現行法の下でイラク周辺国において人道物資の航空輸送のため自衛隊のC-130を派遣することを検討しているところです。

国際環境の安定化のための活動は、各国が様々な制約がある中でそれぞれの能力を最大限に発揮することにより、達成されるものであ

ります。我が国としても、集团的自衛権の行使に制約はありますが、この点については、我が国会においても議論がされているところであり、地域国際社会においてどれだけの役割を果たすことができるかということを常に追求していきたいと考えています。

(結語)

昨年私の前任の中谷防衛庁長官は、国防大臣クラス等各国国防当局による対話の枠組みに関する提言を行いました。改めてそのような対話の機会の一つとなる本会議を再び開催された関係の方々に感謝申し上げる次第です。地域の平和と安定に向けた枠組みを重層的に補充・強化するものとして、来年以降もこのような取り組みがなされることを希望し、結語とさせていただきます。

(以上)

資料41 国際機関への防衛庁職員の派遣実績(最近5年間)

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
98.7.30~98.11.1	国連特別委員会(UNSCOM) 査察官(イラク・バグダッド)	技官1名
97.6.9~02.6.30	化学兵器禁止機関(OPCW) 査察局長(オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名(将補)
97.6.23~00.6.25	化学兵器禁止機関(OPCW) 査察員(オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名(1尉)
01.2.9~03.7.31	国連監視検証査察委員会(UNMOVIC) 本部分析・評価局分析官(ニューヨーク)	海上自衛官1名(2佐)
02.10.1~	化学兵器禁止機関(OPCW) 査察局運用・計画部長(オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名(1佐)
02.12.2~	国連平和維持活動局(国連PKO局) 軍事部軍事計画課(ニューヨーク)	陸上自衛官1名(2佐)
03.3.10~	国連監視検証査察委員会(UNMOVIC) 本部分析・評価局分析官(ニューヨーク)	航空自衛官1名(2佐)

資料42 自衛官の定員及び現員

(2003.3.31現在)

区分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚会議	合計
定員	163,330	45,826	47,280	1,854	258,290
現員	148,226	44,375	45,483	1,722	239,806
充足率(%)	90.8	96.8	96.2	92.9	92.8

区分	非任期制自衛官				任期制自衛官
	幹部	准尉	曹	士	士
定員	43,579	5,317	139,442		69,952
現員	42,174(1,504)	4,982(2)	138,202(4,324)	16,968(1,232)	37,480(3,552)
充足率(%)	96.8	93.7	99.1		77.8

(注)()内は、女子で内数。

資料43 自衛官などの応募及び採用状況(平成14年度)

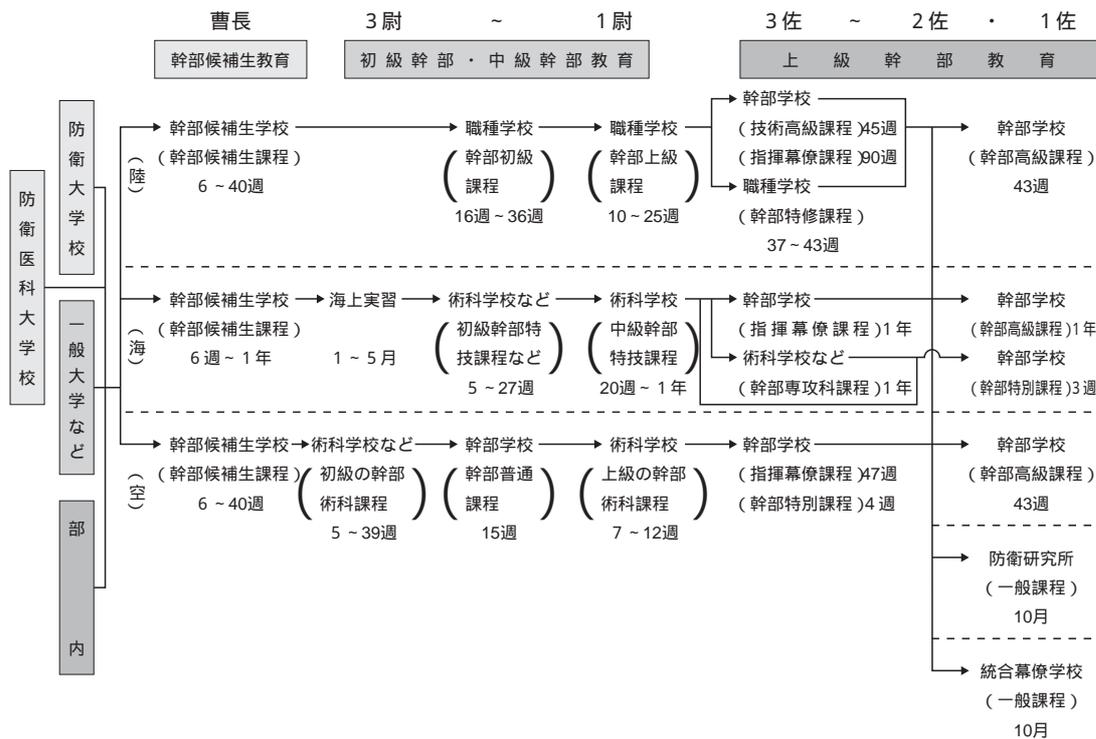
区分		応募者数	採用者数	倍率	
一般・技術幹部候補生	陸	6,089(841)	96(10)	63.4(84.1)	
	海	2,484(294)	96(3)	25.9(98.0)	
	空	2,356(271)	60(8)	39.3(33.9)	
	計	10,929(1,406)	252(21)	43.4(67.0)	
曹	技術海曹	317(43)	23(3)	13.8(14.3)	
	看護陸曹	88(71)	5(4)	17.6(17.8)	
一般曹候補学生	陸	18,111(2,843)	418(41)	43.3(69.3)	
	海	5,350(751)	184(14)	29.1(53.6)	
	空	6,152(783)	416(34)	14.8(23.0)	
	計	29,613(4,377)	1,018(89)	29.1(49.2)	
自衛隊生徒	陸	7,667	271	28.3	
	海	1,487	76	19.6	
	空	1,557	64	24.3	
	計	10,711	411	26.1	
航空学生	海	1,414(78)	80(2)	17.7(39.0)	
	空	2,539(124)	66(1)	38.5(124.0)	
	計	3,953(202)	146(3)	27.1(67.3)	
看護学生	陸	6,350(5,123)	68(64)	93.4(80.0)	
曹候補士	陸	22,419(3,339)	1,757(118)	12.8(28.3)	
	海	6,856(955)	817(53)	8.4(18.0)	
	空	7,430(861)	439(40)	16.9(21.5)	
	計	36,705(5,155)	3,013(211)	12.2(24.4)	
2 士	男子	陸	18,960	5,862	3.2
		海	3,390	934	3.6
		空	3,655	1,066	3.4
		計	26,005	7,862	3.3
	女子	陸	3,088(3,088)	500(500)	6.2(6.2)
		海	682(682)	79(79)	8.6(8.6)
		空	675(675)	99(99)	6.8(6.8)
		計	4,445(4,445)	678(678)	6.6(6.6)

区 分		応募者数	採用者数	倍 率	
防衛大学校学生	推 薦	人 社	163 (56)	19 (5)	8.6 (11.2)
		理 工	235 (26)	80 (5)	2.9 (5.2)
		計	398 (82)	99 (10)	4.0 (8.2)
	一 般	人 社	5,672 (1,655)	70 (4)	81.0 (413.8)
		理 工	9,826 (1,393)	329 (22)	29.9 (63.3)
計	15,498 (3,048)	399 (26)	38.8 (117.2)		
防衛医科大学校学生		6,035 (1,708)	68 (14)	88.8 (122.0)	

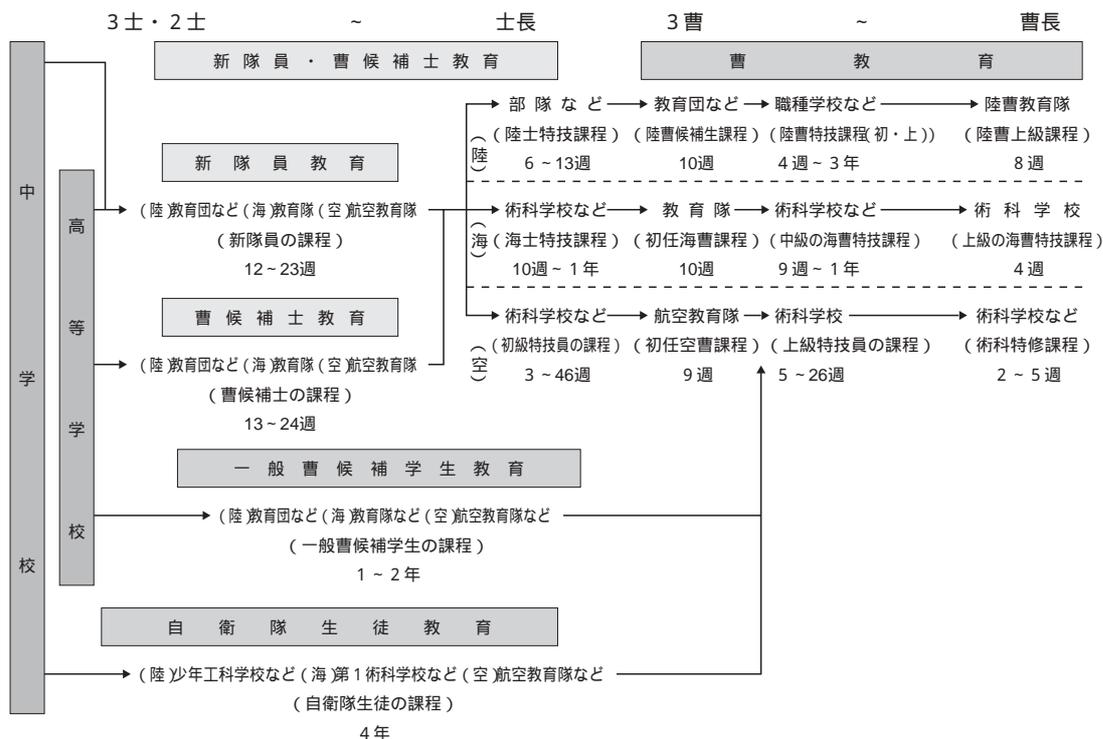
(注)()内は、女子で内数。

資料44 自衛官の教育体系の概要

1 幹部自衛官及び幹部候補生



2 曹士自衛官



資料45 自衛官の心がまえ

(昭和36年6月28日制定)

古い歴史とすぐれた伝統をもつわが国は、多くの試練を経て、民主主義を基調とする国家として発展しつつある。

その理想は、自由と平和を愛し、社会福祉を増進し、正義と秩序を基とする世界平和に寄与することにある。これがためには民主主義を基調とするわが国の平和と独立を守り、国の存立と安全を確保することが必要である。

世界の現実をみると、国際協力による戦争の防止のための努力はますます強まっており、他方において、巨大な破壊力をもつ兵器の開発は大規模な戦争の発生を困難にし、これを抑制する力を強めている。しかしながら国際間の紛争は依然としてあとを絶たず、各国はそれぞれ自国の平和と独立を守るため、必要な防衛態勢を整えてその存立と安全をはかっている。

日本国民は、人類の英知と諸国民の協力により、世界に恒久の平和が実現することを心から願いつつ、みずから守るため今日の自衛隊を築きあげた。

自衛隊の使命は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことにある。

自衛隊は、わが国に対する直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行なわれるときは、これを排除することを主たる任務とする。

自衛隊はつねに国民とともに存在する。したがって民主政治の原則により、その最高指揮官は内閣の代表としての内閣総理大臣であり、その運営の基本については国会の統制を受けるものである。

自衛官は、有事においてはもちろん平時においても、つねに国民の心を自己の心とし、一身の利害を越えて公につくすことに誇りをもたなければならない。

自衛官の精神の基盤となるものは健全な国民精神である。わけても自己を高め、人を愛し、民族と祖国をおもう心は、正しい民族愛、祖国愛としてつねに自衛官の精神の基調となるものである。

われわれは自衛官の本質にかえりみ、政治的活動に関与せず、自衛官としての名誉ある使命に深く思いをいたし、高い誇りをもち、次に掲げるところを基本として日夜訓練に励み、修養を怠らず、ことに臨んでは、身をもって職責を完遂する覚悟がなくてはならない。

1 使命の自覚

- a 祖先より受けつぎ、これを充実発展せしめて次の世代に伝える日本の国、その国民と国土を外部の侵略から守る。
- s 自由と責任の上に築かれる国民生活の平和と秩序を守る。

2 個人の充実

- a 積極的でかたよりのない立派な社会人としての性格の形成に努め、正しい判断力を養う。
- s 知性、自発率先、信頼性及び体力等の諸要素について、ひろく調和のとれた個性を伸展する。

3 責任の遂行

- a 勇気と忍耐をもって、責任の命ずるところ、身をていして任務を遂行する。
- s 僚友互いに真愛の情をもって結び、公に奉ずる心を基とし、その持場を守りぬく。

4 規律の厳守

- a 規律を部隊の生命とし、法令の遵守と命令に対する服従は、誠実厳正に行なう。
- s 命令を適切にするとともに、自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する。

5 団結の強化

- a 卓越した統率と情味ある結合のなかに、苦難と試練に耐える集団としての確信をつちかう。
- s 陸、海、空、心を一にして精強に励み、祖国と民族の存立のため、全力をつくしてその負託にこたえる。

資料46 留学生受入実績(平成14年度)

(単位:人)

機関名	国名												小計
	米 国	タ イ	韓 国	フランス	ドイツ	インドネシア	モンゴル	インド	シンガポール	ベトナム	ルーマニア	カンボジア	
防 衛 研 究 所	3	1	1	1	1			1					8
防 衛 大 学 校		7	4			2	2		1	3	1	1	21
陸 上 自 衛 隊 (幹部学校等)	3	1	3						1			1	9
海 上 自 衛 隊 (幹部学校等)		2							1				3
航 空 自 衛 隊 (幹部学校等)	1	2	3										6
合 計	7	13	11	1	1	2	2	1	3	3	1	2	47

資料47 調達方法別の装備品などの調達額の推移

(単位：億円)

年度	区分 国内調達額 (A)	輸 入			合 計 (E = A + D)	国内調達額 の比率 (%) (A / E)
		一般輸入額 (B)	有償援助額 (C)	小 計 (D = B + C)		
平4 (92)	17,676	1,011	474	1,486	19,162	92.2
5 (93)	16,408	1,356	1,574	2,930	19,338	84.8
6 (94)	17,349	1,195	1,056	2,251	19,600	88.5
7 (95)	18,131	914	598	1,512	19,642	92.3
8 (96)	18,725	938	541	1,478	20,204	92.7
9 (97)	18,479	1,173	376	1,548	20,027	92.3
10 (98)	17,344	1,127	348	1,474	18,818	92.2
11 (99)	17,704	1,185	390	1,575	19,280	91.8
12 (00)	17,685	1,249	439	1,687	19,372	91.3
13 (01)	17,971	1,156	489	1,646	19,617	91.6

(注) 1 「国内調達額」、「一般輸入額」及び「有償援助額」は、それぞれ「装備品など調達契約額調査」の当該年度結果による。
 2 有償援助額とは、日米相互防衛援助協定に基づき、米国政府から調達した装備品などの金額である。
 3 数値は、四捨五入によっているので、計と符号しないことがある。

資料48 日本の防衛生産額などの推移

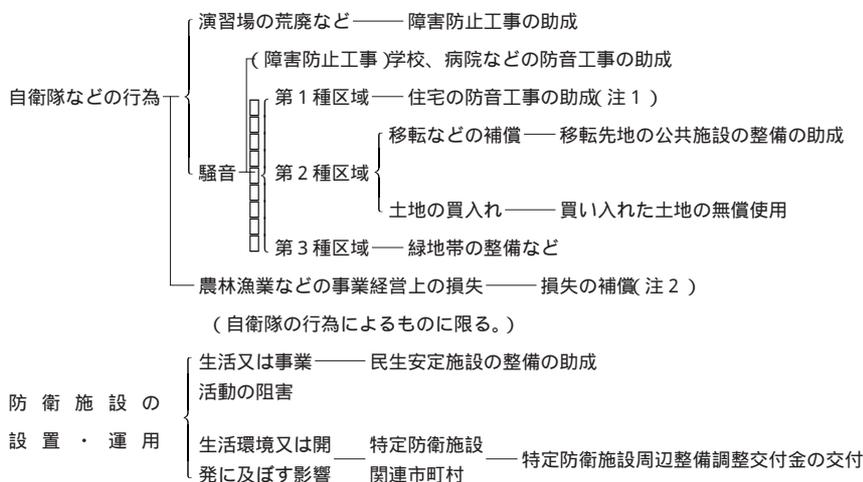
(単位：百万円)

年度	項目 防衛庁向け生産額 (A)	特 需 額 (B)	防衛生産総額 (C = A + B)	工業生産総額 (D)	比率 (%) (C / D)
平4 (92)	1,872,140	1,901	1,874,041	329,355,283	0.57
5 (93)	1,781,404	1,659	1,783,063	310,130,630	0.57
6 (94)	1,827,273	1,501	1,828,774	298,039,512	0.61
7 (95)	1,856,821	1,090	1,857,911	306,625,837	0.61
8 (96)	1,959,113	1,394	1,960,507	313,617,190	0.63
9 (97)	1,857,573	1,356	1,858,929	323,914,665	0.57
10 (98)	1,739,827	947	1,740,774	305,510,465	0.57
11 (99)	1,802,944	753	1,803,697	289,879,438	0.62
12 (00)	1,841,631	1,174	1,842,805	318,104,966	0.58
13 (01)	1,859,443	1,374	1,860,817	286,045,175	0.65

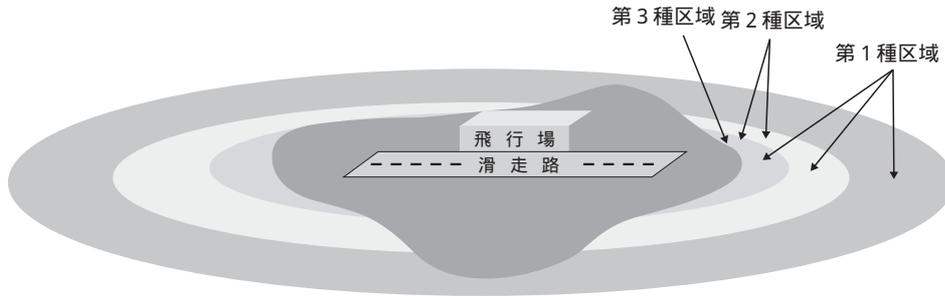
(注) 1 「防衛庁向け生産額」は、「装備品等の統計調査に関する訓令」により実施された「装備品等調達契約額調査」による。ただし、「航空機」及び「武器弾薬」については、経済産業省経済産業政策局調査統計部編「機械統計年報」による。
 2 「特需額」は、昭和44年度までは通商産業省貿易振興局輸出業務課編「特需調査」によっていたが、昭和45年度以降は、同調査が行われなくなったため、経済産業省経済産業政策局調査統計部編「機械統計年報」による「航空機」の数値のみを計上している。
 3 「工業生産額」は、経済産業省経済産業政策局調査統計部編「工業統計表」による。ただし、「航空機」及び「武器弾薬」については、「機械統計年報」による。また、昭和42年度までは、従業者10人以上の事業所について、昭和51年度までは従業者20人以上の事業所について、昭和52年度以降は従業者4人以上の事務所についての調査となっている。
 4 「比率」は小数点第3位で四捨五入している。

資料49 防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要

(障害などの原因) (障害などの態様) (施策の内容)



- (注1) 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域
飛行場などの周辺で航空機の騒音に起因する障害の度合に応じて次のように定める。
第1種区域：WECPNL75以上の区域
第2種区域：第1種区域内で、WECPNL90以上の区域
第3種区域：第2種区域内で、WECPNL95以上の区域
- 2 WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level、加重等価継続感覚騒音レベル)
特に夜間の騒音を重視して、音響の強度のほかにその頻度、継続時間などの諸要素を加味して、人の生活に与える影響を評価する航空機騒音の単位である。



(注2) 在日米軍などの行為によるものについては、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」(1953年制定)により損失の補償を行っている。

資料50 SACO最終報告(仮訳)

(平成8年12月2日)

沖縄に関する特別行動委員会(SACO)は、平成7年11月に、日本国政府及び米国政府によって設置された。両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACOのプロセスに着手した。

この共同の努力に着手するに当たり、SACOのプロセスの付託事項及び指針が日米両国政府により定められた。すなわち、日米双方は、日米安全保障条約及び関連取極の下におけるそれぞれの義務との両立を図りつつ、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、沖縄県における米軍の運用の方法を調整する方策について、SACOが日米安全保障協議委員会(SCC)に対し勧告を作成することを決定した。このようなSACOの作業は、1年で完了するものとされた。

平成8年4月15日に開催されたSCCは、いくつかの重要なイニシアティブを含むSACO中間報告を承認し、SACOに対し、平成8年11月までに具体的な実施スケジュールを付した計画を完成し、勧告するよう指示した。

SACOは、日米合同委員会とともに、一連の集中的かつ綿密な協議を行い、中間報告に盛り込まれた勧告を実施するための具体的な計画及び措置をとりまとめた。

本日、SCCにおいて、池田大臣、久間長官、ベリー長官及びモンデール大使は、このSACO最終報告を承認した。この最終報告に盛り込まれた計画及び措置は、実施されれば、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することとなる。同時に、これらの措置は、安全及び部隊の防護の必要性に応えつつ、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持することとなる。沖縄県における米軍の施設及び区域の総面積(共同使用の施設及び区域を除く。)の約21パーセント(約5,002ヘクタール)が返還される。

SCCの構成員は、このSACO最終報告を承認するにあたり、一年間にわたるSACOのプロセスの成功裡の結実を歓迎し、また、SACOの最終報告の計画及び措置の着実かつ迅速な実施を確保するために共同の努力を継続するとの堅い決意を強調した。このような理解の下、SCCは、各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における両国間の主たる調整の場として、日米合同委員会を指定した。地域社会との所要の調整が行われる。

また、SCCは、米軍の存在及び地位に関連する諸問題に対応し、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるために、あらゆる努力を行うとの両国政府のコミットメントを再確認した。これに関連して、SCCは、主として日米合同委員会における調整を通じ、これらの目的のための努力を維持すべきことに合意した。

SCCの構成員は、SCC自体と日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)が、前記の日米合同委員会における調整を監督し、適宜指針を与えることに合意した。また、SCCは、SSCに対し、最重要課題の一つとして沖縄に関連する問題に真剣に取り組み、この課題につき定期的にSCCに報告するよう指示した。

平成8年4月の日米安全保障共同宣言に従い、SCCは、国際情勢、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議、両国間の政策調整並びにより平和的で安定的なアジア太平洋地域の安全保障情勢に向けた努力の重要性を強調した。SCCは、SSCに対し、これらの目的を追求し、同時に、沖縄に関連する問題に取り組むよう指示した。

土地の返還

普天間飛行場 付属文書のとおり

北部訓練場

以下の条件の下で、平成14年度末までを目途に、北部訓練場の過半(約3,987ヘクタール)を返還し、また、特定の貯水池(約159ヘクタール)についての米軍の共同使用を解除する。

- ・北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成9年度末までを目途に、土地(約38ヘクタール)及び水域(約121ヘクタール)を提供する。

- ・ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する。

安波訓練場

北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、平成9年度末までを目途に、安波訓練場(約480ヘクタール)についての米軍の共同使用を解除し、また、水域(約7,895ヘクタール)についての米軍の共同使用を解除する。

ギンバル訓練場

ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成9年度末までを目途に、ギンバル訓練場（約60ヘクタール）を返還する。

楚辺通信所

アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に、楚辺通信所（約53ヘクタール）を返還する。

読谷補助飛行場

パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に、読谷補助飛行場（約191ヘクタール）を返還する。

キャンプ桑江

海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の米軍の施設及び区域に移設された後に、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江の大部分（約99ヘクタール）を返還する。

瀬名波通信施設

アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設（約61ヘクタール）を返還する。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分（約0.1ヘクタール）は、保持される。

牧港補給地区

国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土地（約3ヘクタール）を返還する。

那覇港湾施設

浦添埠頭地区（約35ヘクタール）への移設と関連して、那覇港湾施設（約57ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続する。

住宅統合（キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧）

平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地の一部を返還する。（キャンプ瑞慶覧については約83ヘクタール、さらにキャンプ桑江については35ヘクタールが、それぞれ住宅統合により返還される。このキャンプ桑江についての土地面積は、上記のキャンプ桑江の項の返還面積に含まれている。）

訓練及び運用の方法の調整

県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練

平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止める。

パラシュート降下訓練

パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する。

公道における行軍

公道における行軍は既に取り止められている。

騒音軽減イニシアティブの実施

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置

平成8年3月に日米合同委員会により発表された嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意は、既に実施されている。

KC - 130ハーキュリーズ航空機及びAV - 8ハリアー航空機の移駐

現在普天間飛行場に配備されている12機のKC - 130航空機を、適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。岩国飛行場から米国への14機のAV - 8航空機の移駐は完了した。

嘉手納飛行場における海軍航空機及びMC - 130航空機の運用の移転

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場におけるMC - 130航空機を平成8年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。

嘉手納飛行場における遮音壁

平成9年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を建設する。

普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限

米軍の運用上の即応態勢と両立する範囲内で、最大限可能な限り、普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用を制限する。

地位協定の運用の改善

事故報告

平成8年12月2日に発表された米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する新しい日米合同委員会合意を実施する。

さらに、良き隣人たらんとした米軍の方針の一環として、米軍の部隊・装備品等及び施設に係る全ての主要な事故につき、日本政府及び適当な地方公共団体の職員に対して適時の通報が確保されるようあらゆる努力が払われる。

日米合同委員会合意の公表

日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。

米軍の施設及び区域への立入

平成8年12月2日に日米合同委員会により発表された米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続を実施する。

米軍の公用車両の表示

米軍の公用車両の表示に関する措置についての合意を実施する。全ての非戦闘用米軍車両には平成9年1月までに、その他の全ての米軍車両には平成9年10月までに、ナンバー・プレートが取り付けられる。

任意自動車保険

任意自動車保険に関する教育計画が拡充された。さらに、米側は、自己の発意により、平成9年1月から、地位協定の下にある全ての人員を任意自動車保険に加入させることを決定した。

請求に対する支払い

次の方法により、地位協定第18条6項の下の請求に関する支払い手続を改善するよう共同努力を行う。

- ・前払いの請求は、日米両国政府がそれぞれの手続を活用しつつ、速やかに処理し、また、評価する。前払いは、米国の法令によって認められる場合には常に、可能な限り迅速になされる。
- ・米側当局による請求の最終的な裁定がなされる前に、日本側当局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供するとの新たな制度が、平成9年度末までに導入される。
- ・米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない過去の事例は極めて少ない。しかし、仮に将来そのような事例が生じた場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力する。

検査手続

12月2日に日米合同委員会により発表された更改された合意を実施する。

キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去

キャンプ・ハンセンにおいては、米国における米軍の射場に適用されている手続と同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続を引き続き実施する。

日米合同委員会において、地位協定の運用を改善するための努力を継続する。

普天間飛行場に関するSACO最終報告（仮訳）

（この文書は、SACO最終報告の不可分の一部をなすものである。）

（平成8年12月2日、東京）

1. はじめに

- 平成8年12月2日に開催された日米安全保障協議委員会（SCC）において、池田外務大臣、久間防衛庁長官、ペリー国防長官及びモンデール大使は、平成8年4月15日の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）中間報告及び同年9月19日のSACO現状報告に対するコミットメントを再確認した。両政府は、SACO中間報告を踏まえ、普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力を維持しつつ、同飛行場の返還及び同飛行場に所在する部隊・装備等の沖縄県における他の米軍施設及び区域への移転について適切な方策を決定するための作業を行ってきた。SACO現状報告は、普天間に関する特別作業班に対し、3つの具体的代替案、すなわちaヘリポートの嘉手納飛行場への集約、sキャンプ・シュワブにおけるヘリポートの建設、並びにd海上施設の開発及び建設について検討するよう求めた。
- 平成8年12月2日、SCCは、海上施設案を追求するとのSACOの勧告を承認した。海上施設は、他の2案に比べて、米軍の運用能力を維持するとともに、沖縄県民の安全及び生活の質にも配慮するとの観点から、最善の選択であると判断される。さらに、海上施設は、軍事施設として使用する間は固定施設として機能し得る一方、その必要性が失われたときには撤去可能なものである。
- SCCは、日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）の監督の下に置かれ、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班（普天間実施委員会（FIG：Futenma Implementation Group）と称する。）を設置する。FIGは、日米合同委員会とともに作業を進め、遅くとも平成9年12月までに実施計画を作成する。この実施計画についてSCCの承認を得た上で、FIGは、日米合同委員会と協力しつつ、設計、建設、試験並びに部隊・装備等の移転について監督する。このプロセスを通じ、FIGはその作業の現状について定期的にSSCに報告する。

2. SCCの決定

- 海上施設の建設を追求し、普天間飛行場のヘリコプター運用機能の殆どを吸収する。この施設の長さは約1,500メートルとし、計器飛行への対応能力を備えた滑走路（長さ約1,300メートル）、航空機の運用のための直接支援、並びに司令部、整備、後方支援、厚生機能及び基地業務支援等の間接支援基盤を含む普天間飛行場における飛行活動の大半を支援するものとする。海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を支援するよう設計され、短距離で離発着できる航空機の運用をも支援する能力を有する。
- 岩国飛行場に12機のKC-130航空機を移駐する。これらの航空機及びその任務の支援のための関連基盤を確保すべく、同飛行場に追加施設を建設する。
- 現在の普天間飛行場における航空機、整備及び後方支援に係る活動であって、海上施設又は岩国飛行場に移転されないものを支援するための施設については、嘉手納飛行場において追加的に整備を行う。
- 危機の際に必要な可能性のある代替施設の緊急時における使用について研究を行う。この研究は、普天間飛行場から海上施設への機能移転により、現有の運用上の柔軟性が低下することから必要となるものである。
- 今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する。

3. 準拠すべき方針

- 普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力は今後も維持することとし、人員及び装備の移転、並びに施設の移設が完了するまでの間も、現行水準の即応性を保ちつつ活動を継続する。
- 普天間飛行場の運用及び活動は、最大限可能な限り、海上施設に移転する。海上施設の滑走路が短いため同施設では対応できない運用上の能力及び緊急事態対処計画の柔軟性（戦略空輸、後方支援、緊急代替飛行場機能及び緊急時中継機能等）は、他の施設によって十分に支援されなければならない。運用、経費又は生活条件の観点から海上施設に設置することが不可能な施設があれば、現存の米軍施設及び区域内に設置する。
- 海上施設は、沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、棧橋又はコースウェイ（連絡路）により陸地と接続することが考えられる。建設場所の選定においては、運用上の所要、空域又は海上交通路における衝突の回避、漁船の出入、環境との調和、経済への影響、騒音規制、残存性、保安、並びに他の米国の軍事施設又は住宅地区への人員アクセスについての利便性及び受入可能性を考慮する。
- 海上施設の設計においては、荒天や海象に対する上部構造物、航空機、装備及び人員の残存性、海上施設及び当該施設に所在するあらゆる装備についての腐食対策・予防措置、安全性、並びに上部構造物の保安を確保するため、十分な対策を盛り込むこととする。支援には、信頼性があり、かつ、安定的な燃料供給、電気、真水その他のユーティリティ及び消耗資材を含めるものとする。さらに、海上施設は、短期間の緊急事態対処活動において十分な独立的活動能力を有するものとする。

- e 日本政府は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、海上施設その他の移転施設を米軍の使用に供するものとする。また、日米両政府は、海上施設の設計及び取得に係る決定に際し、ライフ・サイクル・コストに係るあらゆる側面について十分な考慮を払うものとする。
 - f 日本政府は、沖縄県民に対し、海上施設の構想、建設場所及び実施日程を含めこの計画の進捗状況について継続的に明らかにしていくものとする。
4. ありうべき海上施設の工法
- 日本政府の技術者等からなる「技術支援グループ」(TSG)は、政府部外の大学教授その他の専門家からなる「技術アドバイザー・グループ」(TAG)の助言を得つつ、本件について検討を行ってきた。この検討の結果、次の3つの工法がいずれも技術的に実現可能とされた。
- a 杭式栈橋方式(浮体工法):海底に固定した多数の鋼管により上部構造物を支持する方式。
 - b 箱(ポンツーン)方式:鋼製の箱形ユニットからなる上部構造物を防波堤内の静かな海域に設置する方式。
 - c 半潜水(セミサブ)方式:潜没状態にある下部構造物の浮力により上部構造物を波の影響を受けない高さに支持する方式。
5. 今後の段取り
- a FIGは、SCCに対し海上施設の建設のための候補水域を可能な限り早期に勧告するとともに、遅くとも平成9年12月までに詳細な実施計画を作成する。この計画の作成に当たり、構想の具体化・運用所要の明確化、技術的性能諸元及び工法、現地調査、環境分析、並びに最終的な構想の確定及び建設地の選定という項目についての作業を完了することとする。
 - b FIGは、施設移設先において、運用上の能力を確保するため、施設の設計、建設、所要施設等の設置、実用試験及び新施設への運用の移転を含む段階及び日程を定めるものとする。
 - c FIGは、定期的な見直しを行うとともに、重要な節目において海上施設計画の実現可能性について所要の決定を行うものとする。

資料51 普天間飛行場の移設に係る政府方針

(平成11年12月28日)
閣議決定

政府においては、沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するため、「沖縄に関する特別行動委員会」(以下「SACO」という)最終報告の着実な実現に向けて、全力で取り組んできたところである。

SACO最終報告において大きな課題となっている普天間飛行場の移設・返還について、平成11年11月22日、沖縄県知事は移設候補地を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とする旨表明し、更に12月27日、名護市長から同飛行場代替施設に係る受け入れの表明が行われた。

こうした中で、沖縄県及び地元から、住民生活や自然環境への特別の配慮、移設先及び周辺地域の振興、沖縄県北部地域の振興及び駐留軍用地跡地の利用の促進等の要請が寄せられてきたところである。

政府としては、こうした経緯及び要請に基づき、本件に係る12月17日の第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえつつ、今後下記の方針に基づき取り組むこととする。

記

普天間飛行場代替施設について

普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という)については、軍民共用空港を念頭に整備を図ることとし、米国とも緊密に協議しつつ、以下の諸点を踏まえて取り組むこととする。

1. 基本計画の策定

建設地点を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とし、今後、代替施設の工法及び具体的建設場所の検討を含めて基本計画の策定を行う。基本計画の策定に当たっては、移設先及び周辺地域(以下「地域」という)の住民生活に著しい影響を与えない施設計画となるよう取り組むものとする。

代替施設の工法及び具体的建設場所については、地域住民の意向を尊重すべく、沖縄県及び地元地方公共団体とよく相談を行い、最善の方法をもって対処することとする。

2. 安全・環境対策

a 基本方針

地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行うものとする。

s 代替施設の機能及び規模

代替施設については、SACO最終報告における普天間飛行場移設に伴う機能及び民間飛行場としての機能の双方の確保を図る中で、安全性や自然環境に配慮した最小限の規模とする。

d 環境影響評価の実施等

環境影響評価を実施するとともに、その影響を最小限に止めるための適切な対策を講じる。

必要に応じて、新たな代替環境の積極的醸成に努めることとし、そのために必要な研究機関等の設置に努める。

f 代替施設の使用に関する協定の締結

地域の安全対策及び代替施設から発生する諸問題の対策等を講じるため、飛行ルート、飛行時間の設定、騒音対策、航空機の夜間飛行及び夜間飛行訓練、廃弾処理等、名護市における既存施設・区域の使用に関する対策、その他環境問題、代替施設内への地方公共団体の立入りにつき、地方公共団体の意見が反映したものとなるよう、政府は誠意をもって米国政府と協議を行い、政府関係当局と名護市との間で協定を締結し、沖縄県が立ち会うものとする。

g 協議機関等の設置

代替施設の基本計画の策定に当たっては、政府、沖縄県及び地元地方公共団体間で協議機関を設置し、協議を行うこととする。

また、航空機騒音や航空機の運用に伴う事故防止等、生活環境や安全性、自然環境への影響等について、専門的な考察による客観的な分析・評価を行えるよう、政府において、適切な体制を確保することとする。

h 実施体制の確立

代替施設の基本計画に基づく建設及びその後の運用段階においても、適切な協議機関等を設置し、地域の住民生活に著しい影響を及ぼさないよう取り組むこととする。また、協議機関においては、代替施設の使用に関する協定及び環境問題についての定期的なフォローアップを行うこととする。

3. 使用期限問題

政府としては、代替施設の使用期限については、国際情勢もあり厳しい問題があるとの認識を有しているが、沖縄県知事及び名護市長から要請がなされたことを重く受け止め、これを米国政府との話し合いの中で取り上げるとともに、国際情勢の変化に対応して、本代替施設を含め、在沖縄米軍の兵力構成等の軍事態勢につき、米国政府と協議していくこととする。

4. 関連事項

a 米軍施設・区域の整理・統合・縮小への取組

沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するため、県民の理解と協力を得ながら、SACO最終報告を踏まえ、さらなる米軍施設・区域の計画的、段階的な整理・統合・縮小に向けて取り組む。

s 日米地位協定の改善

地位協定の運用改善について、誠意をもって取り組み、必要な改善に努める。

d 名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項

キャンプ・シュワブ内の廃弾処理については、市民生活への影響に配慮し、所要の対策について取り組む。

辺野古弾薬庫の危険区域の問題について取り組む。

キャンプ・シュワブ内の兵站地区に現存するヘリポートの普天間飛行場代替施設への移設については、米国との話し合いに取り組む。

地域の振興について

1. 普天間飛行場移設先及び周辺地域の振興

代替施設の入入れに伴い新たな負担を担うこととなる地域の振興については、平成11年12月17日の第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙1の方針により、確実な実施を図ることとする。

2. 沖縄県北部地域の振興

沖縄県北部地域の振興については、上記第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙2の方針により、確実な実施を図ることとする。

3. 駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等

沖縄における駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等については、上記第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙3の方針により、確実な実施を図ることとする。

(別紙1～3省略)

参照条文

資料52 日本国憲法(抄)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならない。

内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

資料53 日米安全保障条約第五条

第五条 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

資料54 日米安全保障条約第六条

第六条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定(改正を含む。)に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

資料55 自衛隊法第七条

(内閣総理大臣の指揮監督権)

第七条 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。

資料56 自衛隊法第七十六条

(防衛出動)

第七十六条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃(以下「武力攻撃」という。)が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安

全の確保に関する法律（平成十五年法律七十九号）第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

- 2 内閣総理大臣は、出動の必要がなくなつたときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

資料57 自衛隊法第七十八条

（命令による治安出動）

第七十八条 内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、すみやかに、その承認を求めなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は出動の必要がなくなつたときは、すみやかに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

資料58 自衛隊法第七十九条の二

（治安出動下令前に行う情報収集）

第七十九条の二 長官は、事態が緊迫し第七十八条第一項の規定による治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃（機関けん銃を含む。）、砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、当該事態の状況の把握に資する情報の収集を行うため特別の必要があると認めるときは、国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得て、武器を携帯する自衛隊の部隊に当該者が所在すると見込まれる場所及びその近傍において当該情報の収集を行うことを命ずることができる。

資料59 自衛隊法第八十一条

（要請による治安出動）

第八十一条 都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県の都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し、部隊等の出動を要請することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等の出動を命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、事態が収まり、部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、内閣総理大臣に対し、すみやかに、部隊等の撤収を要請しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の要請があつた場合又は部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに、部隊等の撤収を命じなければならない。
- 5 都道府県知事は、第一項に規定する要請をした場合には、事態が収つた後、すみやかに、その旨を当該都道府県の議会に報告しなければならない。
- 6 第一項及び第三項に規定する要請の手続は、政令で定める。

資料60 自衛隊法第八十一条の二

（自衛隊の施設等の警護出動）

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一 自衛隊の施設

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域（同協定第二十五条の合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととされたものに限る。）

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により部隊等の出動を命ずる場合には、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、長官と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、警護を行うべき施設又は施設及び区域並びに期間を指定しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の期間内であつても、部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに、部隊等の撤収を命じなければならない。

資料61 自衛隊法第八十二条

（海上における警備行動）

第八十二条 長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

資料62 自衛隊法第八十三条

（災害派遣）

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。

- 2 長官又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
- 3 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。
- 4 第一項の要請の手続は、政令で定める。

資料63 自衛隊法第八十四条

（領空侵犯に対する措置）

第八十四条 長官は、外国の航空機が国際法規又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、これを着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる。

資料64 自衛隊法第八十八条

（防衛出動時の武力行使）

第八十八条 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。

2 前項の武力行使に際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあってはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。

資料65 自衛隊法第九十条

第九十条 第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、前条の規定により武器を使用する場合のほか、次の各号の一に該当すると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

- 一 職務上警護する人、施設又は物件が暴行又は侵害を受け、又は受けようとする明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合
- 二 多衆集合して暴行若しくは脅迫をし、又は暴行若しくは脅迫をしようとする明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合
- 三 前号に掲げる場合のほか、小銃、機関銃（機関けん銃を含む。）砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持し、又は所持していると疑うに足りる相当の理由のある者が暴行又は脅迫をし又はする高い蓋然性があり、武器を使用するほか、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

資料66 自衛隊法第九十一条の二

（警護出動時の権限）

第九十一条の二 警察官職務執行法第二条、第四条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第八十一条の二第一項の規定により出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替えるものとする。

2 警察官職務執行法第五条及び第七条の規定は、第八十一条の二第一項の規定により出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。

3 前項において準用する警察官職務執行法第七条の規定により武器を使用する場合のほか、第八十一条の二第一項の規定により出動を命ぜられた部隊等の自衛官は、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

4 第一項及び第二項において準用する警察官職務執行法の規定による権限並びに前項の権限は、第八十一条の二第二項の規定により指定された施設又は施設及び区域の警護のためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、当該施設又は施設及び区域の外部においても行使することができる。

5 第八十九条第二項の規定は、第二項において準用する警察官職務執行法第七条又は第三項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

資料67 自衛隊法第九十二条の四

（治安出動下令前に行う情報収集の際の武器の使用）

第九十二条の四 第七十九条の二の規定による情報収集の職務に従事する自衛官は、当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

資料68 自衛隊法第九十五条

（武器等の防護のための武器の使用）

第九十五条 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護するに当たり、人又は武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

資料69 自衛隊法第九十五条の二

（自衛隊の施設の警護のための武器の使用）

第九十五条の二 自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であつて、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

資料70 自衛隊法第九十六条の二

（防衛秘密）

第九十六条の二 長官は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。
 - 一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。
 - 二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。
- 3 長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。
- 4 長官は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

資料71 自衛隊法第九十七条

(都道府県等が処理する事務)

第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。

- 2 長官は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。
- 3 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

資料72 自衛隊法第百条の八

(在外邦人等の輸送)

第百条の八 長官は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、長官は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

- 2 前項の輸送は、第百条の五第二項の規定により保有する航空機により行うものとする。ただし、当該輸送に際して使用する空港施設の状況、当該輸送の対象となる邦人の数その他の事情によりこれによることが困難であると認められるときは、次に掲げる航空機又は船舶により行うことができる。
 - 一 輸送の用に主として供するための航空機(第百条の五第二項の規定により保有するものを除く。)
 - 二 前項の輸送に適する船舶
 - 三 前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航空機で第一号に掲げる航空機以外のもの(当該船舶と陸地との間の輸送に用いる場合におけるものに限る。)
- 3 第一項に規定する外国において同項の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる航空機若しくは船舶の所在する場所又はその保護の下に入った当該輸送の対象である邦人若しくは外国人を当該航空機若しくは船舶まで誘導する経路においてその職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員又は当該邦人若しくは外国人の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

資料73 自衛隊法第百二十二条

第百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

- 2 前項の未遂罪は、罰する。
- 3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。
- 4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。
- 5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。
- 6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

資料74 自衛隊法別表第四

別表第四 (第九十六条の二関係)

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。)の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途(第六号に掲げるものを除く。)

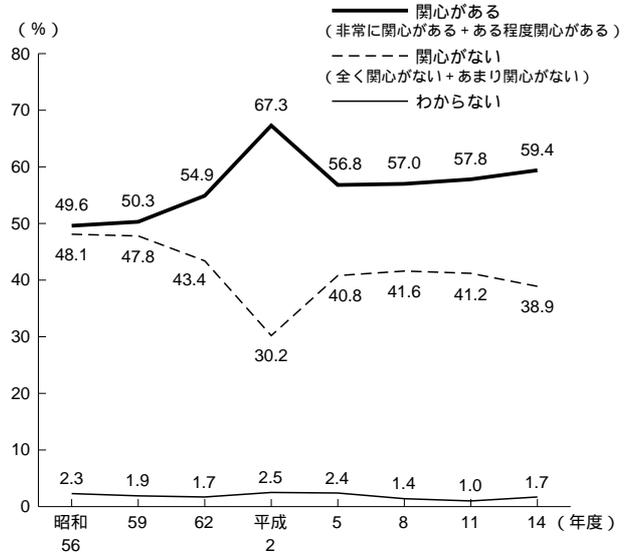
資料75 国際連合憲章第五十一条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当つて加盟国がとつた措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

今回の調査の概要
 調査時期：平成15年1月16日～1月26日
 調査対象：全国20歳以上の者3,000人
 有効回収数（率）：2,126人（70.9%）
 調査方法：調査員による個別面接聴取
 調査機関：内閣府大臣官房政府広報室

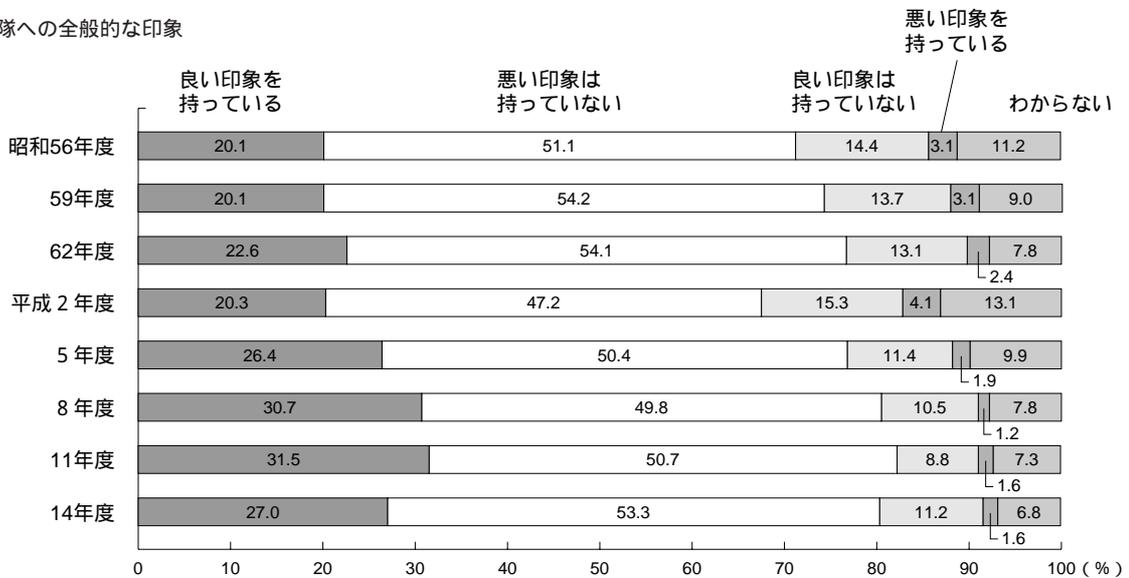
（注）結果数値（%）は、表章単位未満を四捨五入しており合計と合わない場合がある。

1 自衛隊・防衛問題への関心

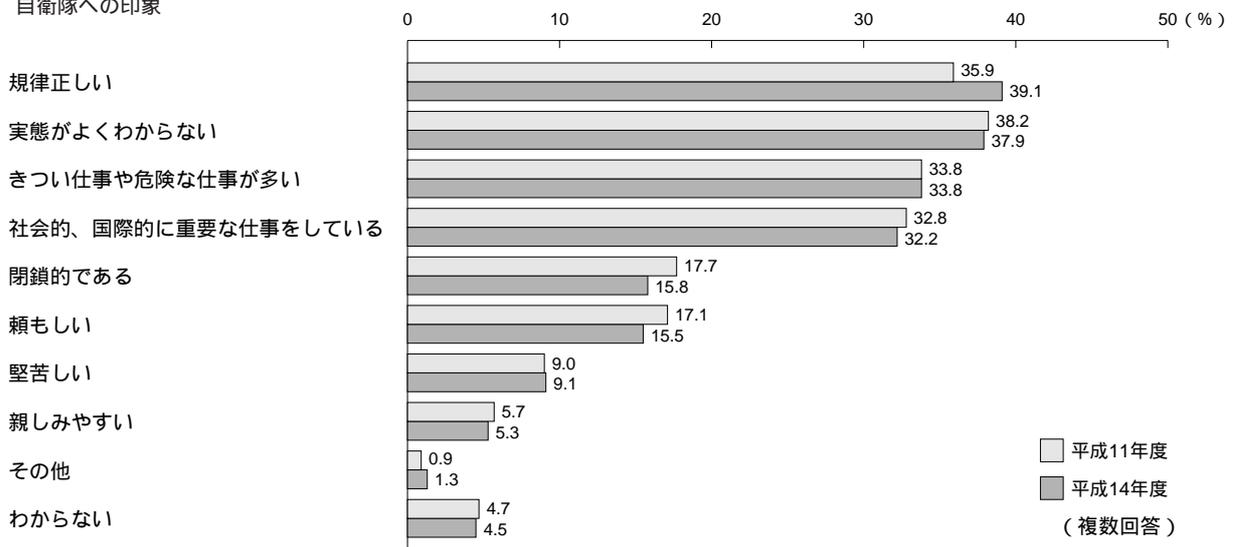


2 自衛隊に対する印象

自衛隊への全般的な印象

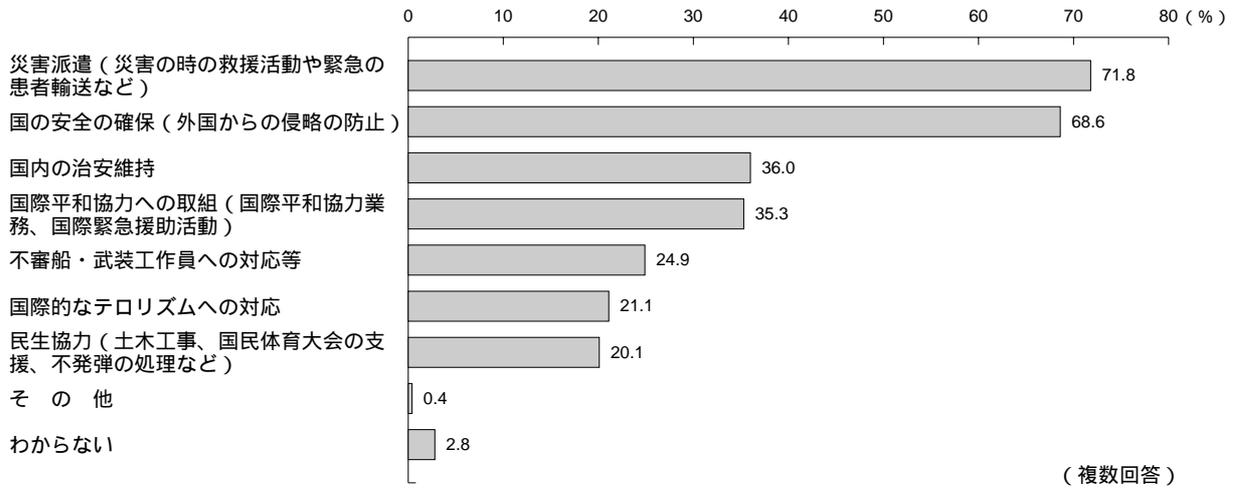


自衛隊への印象

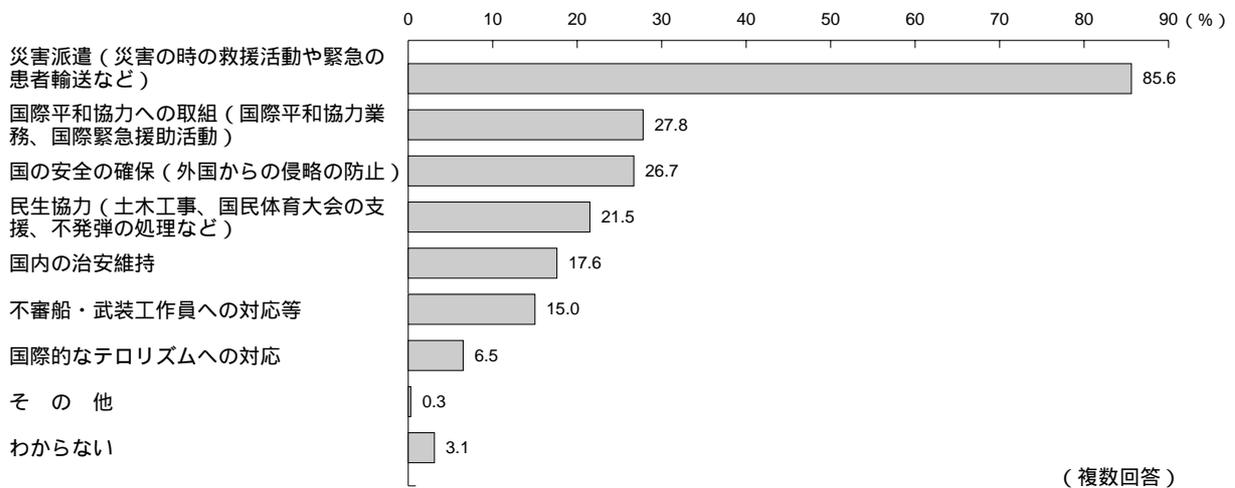


3 自衛隊の役割に対する意識

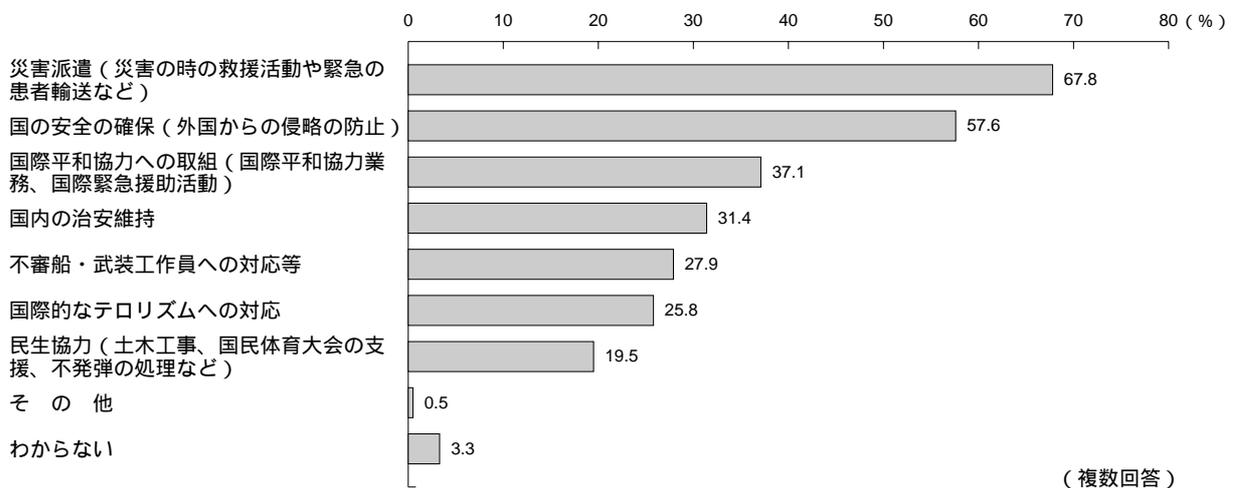
自衛隊が存在する目的



自衛隊がこれまでに役立ってきたこと

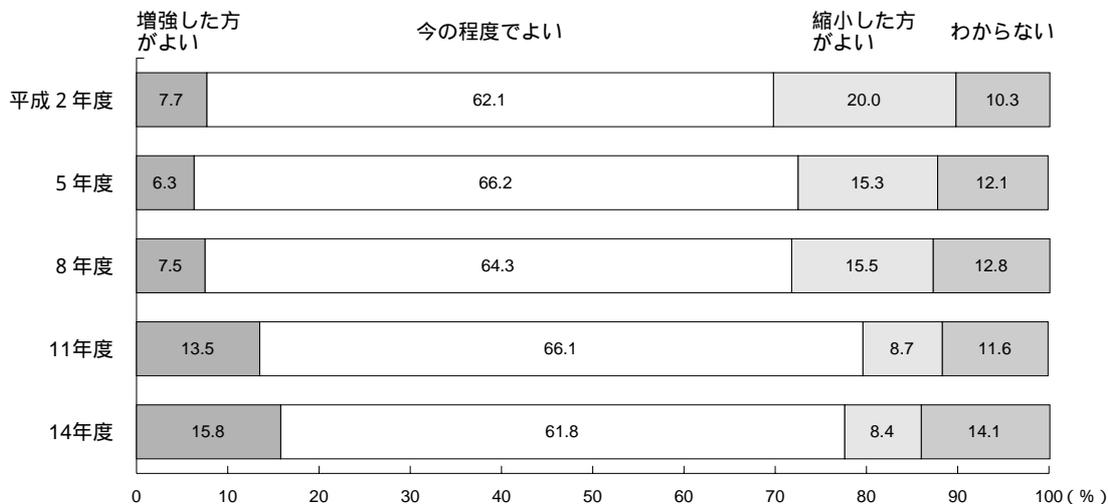


自衛隊が今後力を入れていく面

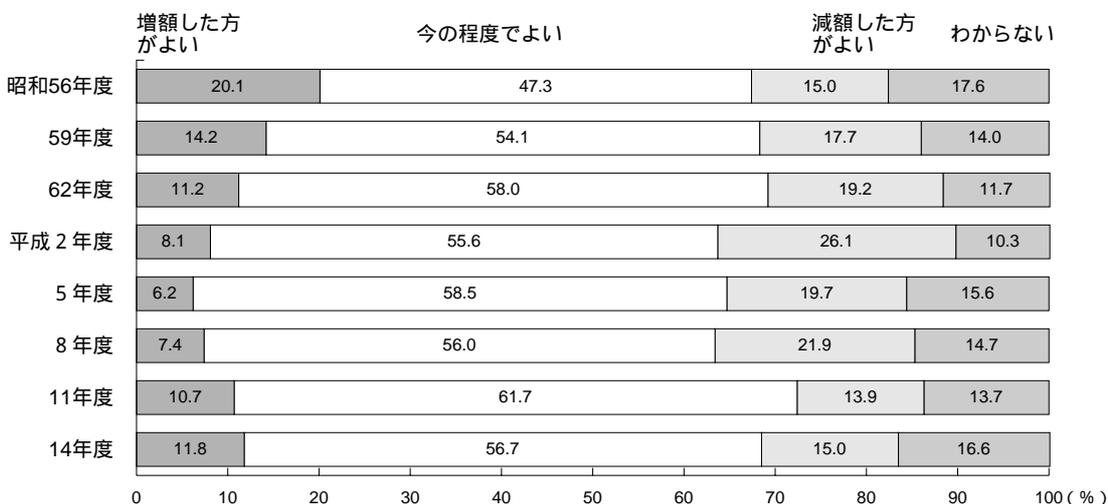


4 防衛体制についての考え方

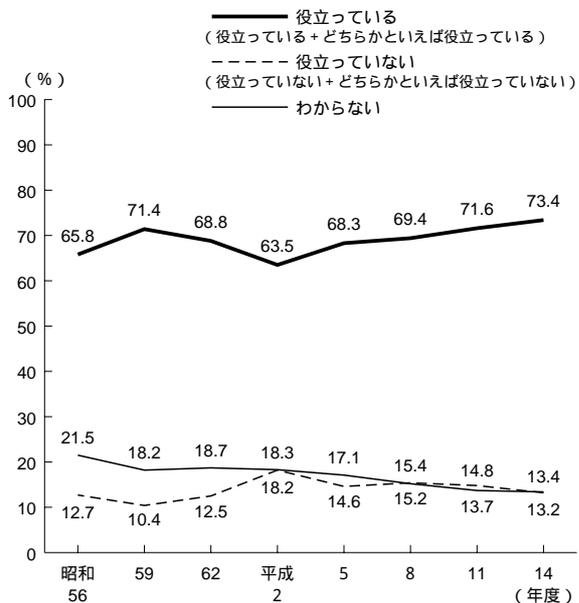
自衛隊の防衛力



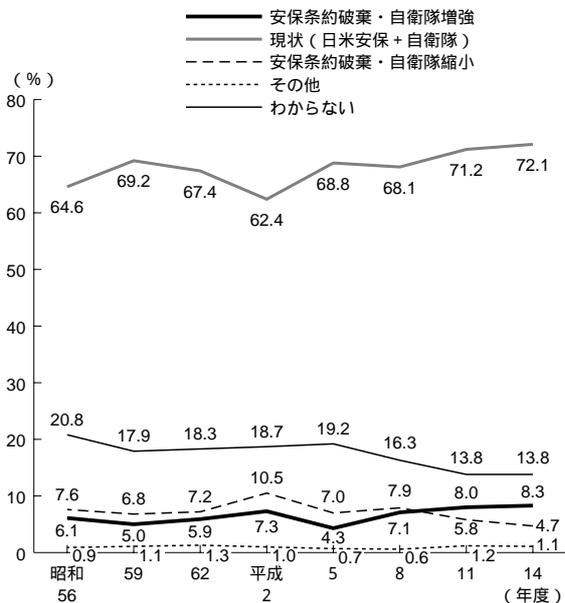
防衛費の規模



日米安全保障条約についての考え方

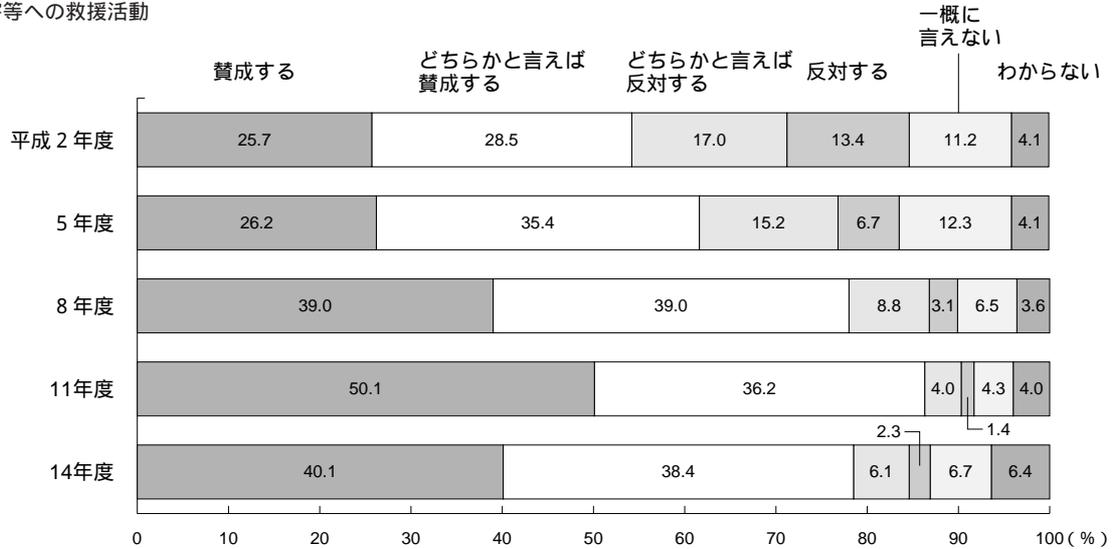


日本の安全を守るための方法

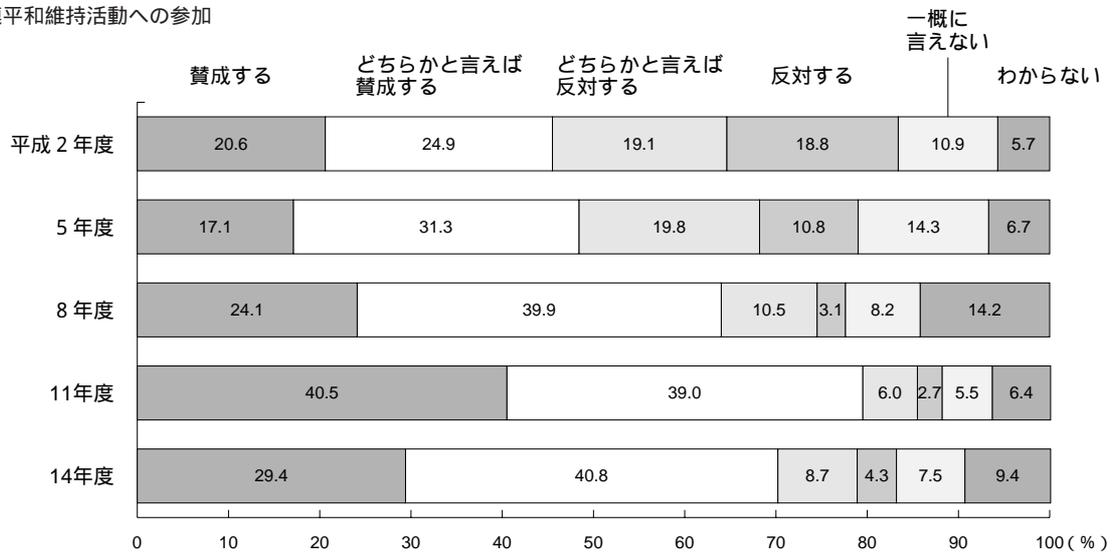


5 国際貢献等に対する意識

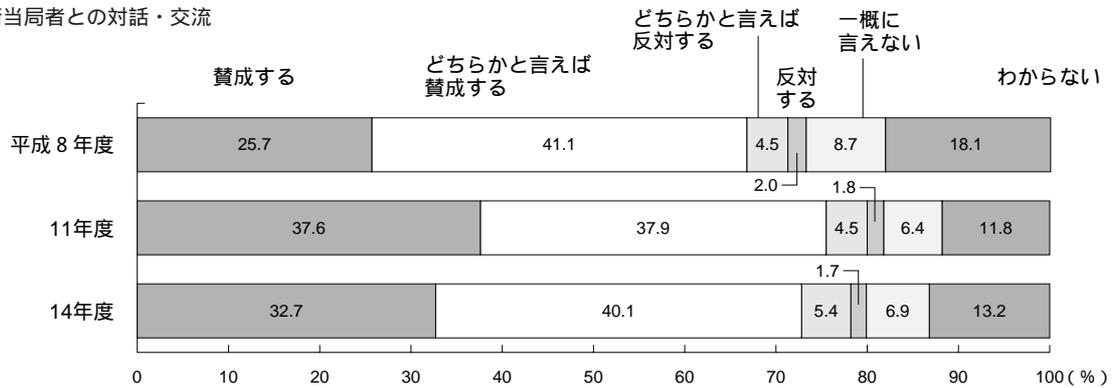
外国の災害等への救援活動



今後の国連平和維持活動への参加



各国の防衛当局者との対話・交流

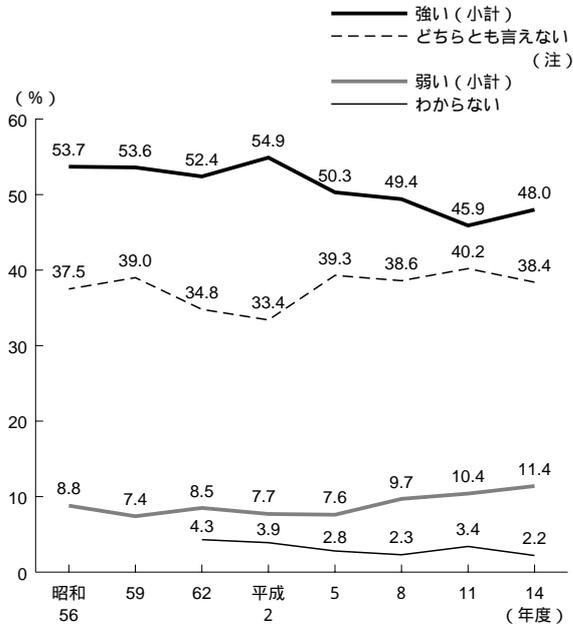


国際的なテロリズムへの対応のための活動



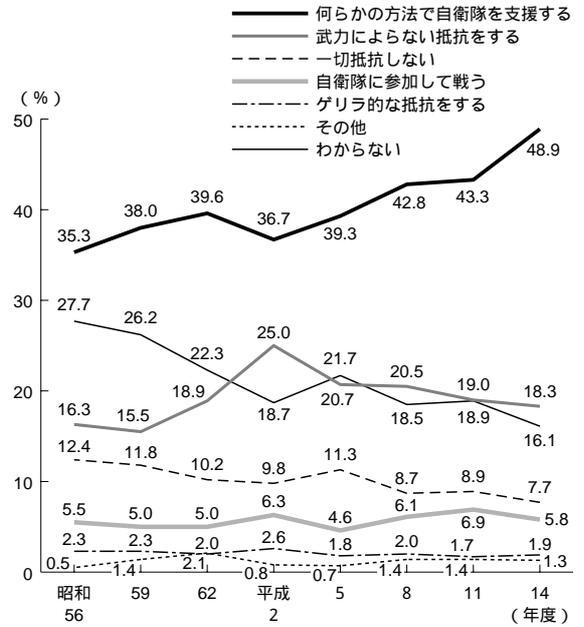
6 防衛についての意識

「国を守る」気持ちの強さ

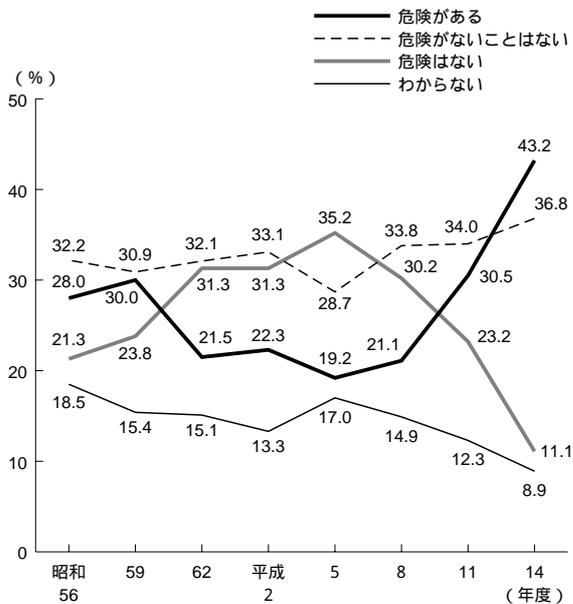


(注) 昭和59年11月以前の調査では、「どちらとも言えない(わからない)」となっている。

外国から侵略された場合の態度

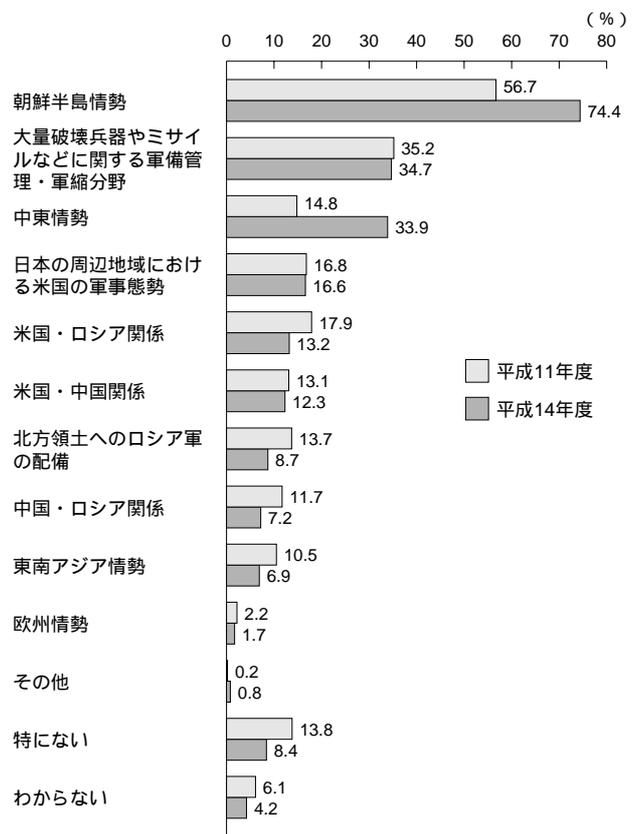


日本が戦争に巻き込まれる危険性



日本の平和と安全の面から関心を持っていること

(3つまでの複数回答)



資料77 防衛庁における情報公開の実績（平成14年度）

1 開示請求件数

	防衛庁	防衛施設庁
開示請求受付件数	853	821

2 開示決定等件数

	防衛庁	防衛施設庁
開示決定等件数	959	866
開示決定	409	729
部分開示決定	479	110
不開示決定	71	27

3 不服申立て

	防衛庁	防衛施設庁
不服申立て件数	112	1

4 訴訟件数

	防衛庁	防衛施設庁
訴訟件数	1	0

資料78 防衛庁における政策評価の実績（平成14年度）

防衛庁における政策評価は、政策や施策などの効果について、事前、中間又は事後の時点において、その必要性や効率性などの観点から評価を行い、その結果を政策や施策などの企画立案に反映させるほか、防衛庁ホームページへの掲載などにより、広く国民に公表する制度である。

「政策評価及び実施庁の実績評価」 <http://www.jda.go.jp/j/info/hyouka/index.html>

区 分		対 象
事 業 評 価	事前の事業評価	予算要求に関連する事業のうち防衛庁が翌年度から新規に実施しようとするもの 「新中距離地对空誘導弾」など18件
	中間段階の事業評価	予算要求に関連する事業のうち防衛庁が当年度又はそれ以前から継続して翌年度に実施しようとするもの 「生物兵器攻撃対処関連事業」など7件
	事後の事業評価	予算要求に関連する事業のうち防衛庁が実施を完了したもの 「国際観艦式」など16件
総 合 評 価		防衛庁の業務遂行のための制度、計画、政策方針など 「テロ対策特別措置法の制定及び同法に基づく自衛隊の活動」など16件

防衛年表

年	防 衛	国 内	国 際
1945 (昭20)		8.15 第2次大戦終了 8.17 東久邇内閣成立 9.2 GHQ設置 10.9 幣原内閣成立 10.15 参謀本部・軍令部廃止 11.30 陸・海軍省廃止	10.24 国際連合成立
1946 (昭21)		1.27 GHQ、琉球列島・小笠原群島の日本行政権停止指令 2.26 極東委員会成立 4.5 第1回対日理事会開催 4.24 沖縄民政府発足 5.3 極東国際軍事裁判開廷 5.22 吉田内閣成立 11.3 日本国憲法公布	1.10 国際連合第1回総会開幕(ロンドン、~2.14) 3.5 チャーチル、「鉄のカーテン」演説 10.1 ニュールンベルグ国際裁判判決 12.19 第1次インドシナ戦争開始
1947 (昭22)		5.3 日本国憲法施行 6.1 片山内閣成立 12.17 警察法公布(国家地方警察、自治体警察設置)	3.12 トルーマン・ドクトリン発表 6.5 マーシャル・プラン発表 10.5 コミンフォルム設置
1948 (昭23)		3.10 芦田内閣設立 4.27 海上保安庁法公布 10.15 吉田内閣成立 11.12 極東国際軍事裁判判決	4.1 ソ連、ベルリン封鎖(~49.5.12) 5.14 第1次中東戦争開始(~49.2.24) 6.26 ベルリン空輸開始 8.15 大韓民国成立 9.9 朝鮮民主主義人民共和国成立
1949 (昭24)		7.5 下山事件 7.15 三鷹事件 8.17 松川事件	1.25 コメコン設置 4.4 北大西洋条約12か国署名(8.24発効) 4.21 国共会談決裂、中共軍総攻撃開始 5.6 ドイツ連邦共和国(西独)成立 9.24 ソ連、原爆所有を公表 10.1 中華人民共和国成立 10.7 ドイツ民主共和国(東独)成立 12.7 国民党政権、台湾へ移転
1950 (昭25)	7.8 マッカーサー元帥、警察予備隊75,000人創設、海上保安庁8,000人増員を許可 8.10 警察予備隊令公布・施行 8.13 警察予備隊一般隊員募集開始 8.14 警察予備隊初代増原長官就任 9.7 警察予備隊本部、国警本部から越中島へ移転	6.21 米國務省ダレス顧問来日 11.24 米、対日講和7原則発表	1.27 米、NATO諸国とMSA協定署名 2.14 中・ソ友好同盟相互援助条約署名 6.25 朝鮮戦争(~53.7.27) 7.7 朝鮮派遣の国連軍創設 9.15 国連軍・仁川上陸 10.25 中国人民志願軍、朝鮮戦争に参戦 12.18 北大西洋条約防衛委員会、NATO軍創設決定
1951 (昭26)	1.23 大橋国務大臣、警察予備隊担当に決定 3.1 陸士・海兵等出身者(1、2等警察士要員)特別募集開始 10.20 小月部隊、ルース台風による山口県北河内村の災害救援のため初出動	1.29 第1回吉田・ダレス会談(講和会議交渉) 9.8 対日講和49か国署名 日米安全保障条約署名 衆議院、講和・安保両条約を承認(11.18参議院)	8.30 米・比相互防衛条約署名 9.1 オーストラリア、ニュージーランド、米中間3国安全保障(ANZUS)条約署名
1952 (昭27)	2.28 日米行政協定署名 4.26 海上保安庁に海上警備隊発足 7.26 日米施設区域協定署名 7.31 保安庁法公布 8.1 保安庁設置 吉田首相、保安庁長官を兼務 警備隊発足 10.15 保安隊発足 10.30 木村長官就任	4.28 日華平和条約署名 対日講和・日米安全保障条約発効 極東委員会・対日理事会・GHQ廃止 5.1 メーデー、皇居前広場で暴動化 7.21 破壊活動防止法公布・施行	1.18 韓国「隣接海洋に対する主権宣言(李承晩ライン)」 5.26 米・英・仏、対独平和取極署名 5.27 欧州防衛共同体(EDC)条約署名 10.3 英国、初の原爆実験 11.1 米、初の水爆実験
1953 (昭28)	1.1 在日米保安顧問団発足 4.1 保安大学校(後の防衛大学校)開校 10.30 池田・ロバートソン会談、自衛力漸増の共同声明	8.1 武器等製造法公布 12.25 奄美群島復帰	3.5 スターリン・ソ連首相死去 7.27 朝鮮休戦協定署名 8.12 ソ連、初の水爆実験 10.1 米・韓相互防衛条約署名
1954 (昭29)	3.8 MDA協定署名 5.14 日米艦艇貸与協定署名 6.2 参議院、自衛隊の海外出動禁止決議 6.9 防衛庁設置法・自衛隊法・MDA協定等に伴う秘密保護法公布 7.1 防衛庁設置、陸・海・空自衛隊発足 12.10 大村長官就任	3.1 第5福竜丸事件 12.10 鳩山内閣成立	3.1 米、ビキニ水爆実験 7.21 インドシナ休戦に関するジュネーブ協定署名 9.3 中国人民解放軍、金門・馬祖初砲撃 9.8 東南アジア集団防衛条約(SEATO)署名 12.2 米台相互防衛条約署名
1955 (昭30)	3.19 杉原長官就任 5.6 米軍北富士演習場で実射・反対闘争激化 7.31 砂田長官就任 11.22 船田長官就任	5.8 砂川基地闘争始まる 8.6 第1回原水禁世界大会開催(広島) 8.31 重光・ダレス会談、日米安保条約改定について共同声明 11.14 日米原子力協定署名 12.19 原子力基本法公布	4.18 アジア・アフリカ会議(バンドン) 5.5 西独、NATOに正式加盟 5.14 ワルシャワ条約署名

年	防衛	国内	国際
1956 (昭31)	1.30 防衛分担金削減についての日米共同声明 3.22 MDA協定に基づく日米特許権及び技術上の知識交流協定署名 3.23 防衛庁霞が関庁舎へ移転 7.2 国防会議構成法公布 9.20 F-86F戦闘機国内生産第1号機領収 12.23 石橋首相、防衛庁長官を兼務	2.9 衆議院原水爆実験禁止決議(2.10参議院) 10.19 日・ソ国交回復に関する共同宣言 12.18 日本、国連に加盟 12.23 石橋内閣成立	2.14 ソ連共産党第20回大会でスターリン批判がなされ、フルシチョフ平和共存路線を採択 4.17 ソ連、コミンフォルム解散を発表 7.26 ナセル・エジプト大統領スエズ運河の国有化宣言 10.23 ハンガリー動乱 10.29 第2次中東戦争(スエズ戦争)(~11.6)
1957 (昭32)	1.31 岸臨時首相代理、防衛庁長官を兼務 2.2 小滝長官就任 5.20 「国防の基本方針」国防会議・閣議決定 6.14 「防衛力整備目標」(1次防)国防会議決定、閣議了解 6.21 岸・アイゼンハワー会談、在日米軍早期引揚げに関する共同声明 7.10 津島長官就任	2.25 岸内閣成立 3.15 参議院、原水爆禁止決議 8.6 日米安全保障委員会発足	5.15 英国、初の水爆実験 8.26 ソ連、ICBM実験に成功と発表 10.4 ソ連、世界初の人工衛星スプートニク1号打上げ成功 11.23 世界共産党会議、モスクワ宣言
1958 (昭33)	1.14 第1回遠洋練習航海(ハワイ、~2.28) 2.17 航空自衛隊、対領空侵犯措置を開始 6.12 左藤長官就任	4.18 衆議院、原水爆禁止決議 9.11 藤山・ダレス会談(ワシントン)、安保改定同意 10.4 安保改定日米会談始まる	10.23 ダレス・蒋介石会談、本土反攻否定の共同声明 12.17 米国、ICBMアトラスの試射に成功
1959 (昭34)	1.12 伊能長官就任 6.18 赤城長官就任	3.30 東京地裁、砂川事件について米軍駐留違憲と判決 12.16 最高裁、砂川事件の原判決を破棄	8.25 中・印国境紛争 9.18 フルシチョフ・ソ連首相、国連で全面完全軍縮を提案 9.27 米ソ首脳会談、キャンデービッド共同声明 12.1 南極条約署名
1960 (昭35)	1.11 防衛庁、検町庁舎へ移転 7.19 江崎長官就任 12.8 西村長官就任	1.19 日米安全保障新条約署名(6.23発効) 7.19 池田内閣成立	2.13 フランス、初の原爆実験 5.1 米U-2型機撃墜事件(ソ連上空) 7.20 米国、SLBMポラリスの水中発射に成功 12.20 南ベトナム民族解放戦線結成
1961 (昭36)	1.13 「陸上自衛隊の部隊改編」(13個師団への改編)国防会議決定、1.20閣議報告 7.18 藤枝長官就任 「第2次防衛力整備計画」国防会議・閣議決定		5.16 韓国で軍事クーデター、軍事政権成立 7.6 ソ・朝友好協力相互援助条約署名 7.11 中・朝友好協力相互援助条約署名 8.13 ベルリンの壁構築
1962 (昭37)	7.18 志賀長官就任 11.1 防衛施設庁発足 11.9 志賀長官、現職長官として初の訪米(~11.26)		10.20 中・印国境紛争(~11.22) 10.24 米海軍、キューバ海上隔離(~11.20) 10.28 フルシチョフ・ソ連首相、キューバのミサイル撤去言明
1963 (昭38)	7.18 福田長官就任	8.14 日本、部分的核実験禁止条約署名	6.20 米・ソのホットライン協定署名 8.14 米・英・ソ、部分的核実験禁止条約署名(10.10発効)
1964 (昭39)	7.18 小泉長官就任	6.15 部分的核実験禁止条約、日本について発効 11.9 佐藤内閣成立	8.2 トンキン湾事件 10.16 中国、初の原爆実験に成功
1965 (昭40)	2.10 国会、三矢研究に関する質疑 6.3 松野長官就任 11.20 砕氷艦「ふじ」、初めて南極観測協力に出港(~66.4.8)	6.22 日韓基本条約署名 11.12 米原潜(シードラゴン)初めて日本に寄港(佐世保)	2.7 米軍、北爆開始 9.1 第2次印・パ紛争(~9.22)
1966 (昭41)	8.1 上林山長官就任 11.29 「第3次防衛力整備計画の大綱」国防会議・閣議決定 12.3 増田長官就任		5.16 中国、文化大革命開始 7.1 フランス、NATO軍事機構を脱退 10.27 中国、初の核ミサイル実験成功
1967 (昭42)	3.13 「第3次防衛力整備計画の主要項目」国防会議決定、3.14閣議決定	3.29 札幌地裁、恵庭事件判決	6.5 第3次中東戦争(~6.9) 6.17 中国、初の水爆実験成功 7.1 EC結成 8.8 東南アジア諸国連合(ASEAN)結成
1968 (昭43)	11.30 有田長官就任	1.19 米原子力空母(エンタープライズ号)、初めて日本に寄港(佐世保) 6.26 小笠原諸島復帰	1.23 北朝鮮、米海軍の情報収集艦(ブエロ号)を逮捕 5.13 第1回ベトナム和平公式会談(パリ) 7.1 核不拡散条約署名 7.1 ソ連・東欧軍、チェコ・スロバキア侵入 8.20 ソ連、南太平洋で水爆初実験
1969 (昭44)	1.10 「F-4E 104機の国産」国防会議決定、閣議了解	11.21 佐藤・ニクソン共同声明(安保条約継続、72年沖縄返還)	3.2 珍宝島(ダマンスキー島)にて中・ソ武力衝突 6.10 南ベトナム臨時革命政府樹立宣言 7.25 ニクソン・ドクトリン発表

年	防 衛		国 内		国 際	
1970 (昭45)	1.14 10.20	中曽根長官就任 第1回防衛白書「日本の防衛」発表	2.3 2.11 3.31 6.23 11.25	日本、核不拡散条約署名 国産初の人工衛星打上げ成功 「よど号」事件 日米安保条約自動継続 三島由紀夫、陸上自衛隊東部 方面総監部(市ヶ谷)で割腹 自殺	1.24 3.5 8.12	ワルシャワ条約機構統合軍結成(7か国) 核不拡散条約発効 西独・ソ連武力不行使条約に署名
1971 (昭46)	6.29 7.5 7.30 8.2 12.3	沖繩防衛取極(久保・カーチス取極) 署名 増原長官就任 全日空機、自衛隊機と衝突(零石) 西村長官就任 江崎長官就任	6.17 11.24	沖繩返還協定署名 衆議院非核決議	2.11 9.30 10.25 12.3	海底軍事利用禁止条約署名 核戦争の危険を減少するための措置に関する米 ソ間協定署名 国連総会・中国招請、台湾追放決議 第3次印・パ紛争(～12.17)
1972 (昭47)	2.7 4.17 7.7 10.9	「第4次防衛力整備5か年計画の大綱」 国防会議決定、2.8閣議決定 「自衛隊の沖繩配備」国防会議決定、 4.18閣議報告 増原長官就任 「4次防の主要項目」、「文民統制強化 の措置」など国防会議・閣議決定	1.7 4.10 5.15 7.7 9.29	佐藤・ニクソン共同声明、沖 繩返還・基地縮小で合意 日本、生物兵器禁止条約署名 沖繩返還 田中内閣成立 田中首相訪中、日中国交正常 化	2.28 4.10 5.26 7.3 12.21	ニクソン米大統領訪中、米・中共同声明 生物兵器禁止条約署名 ニクソン米大統領訪ソ、SALT 署名、ABM制 限に関する協定署名 印・パ平和協定署名 東西両独基本条約署名
1973 (昭48)	1.23 2.1 5.30 7.1	第14回日米安保協議委員会、在日基 地整理統合(関東計画)に合意 防衛庁「平和時の防衛力」発表 山中長官就任 自衛隊の沖繩防空任務開始	9.21 10.8 9.7	日本、北ベトナムと国交樹立 日ソ首脳会談(モスクワ) 札幌地裁、自衛隊憲法判決(長 沼判決)	1.27 3.29 6.22 10.6 10.17	ベトナム和平協定署名(1.28停戦) 米軍、ベトナム撤兵完了 ブレジネフ・ソ連書記長訪米、核戦争防止協定 署名 第4次中東戦争(～10.25) アラブ石油輸出機構の10か国、石油の供給 削減決定
1974 (昭49)	4.25 11.12 12.9	防衛医科大学校開校 宇野長官就任 坂田長官就任	12.9	三木内閣成立	5.18 7.3	インド、初の地下核実験 ニクソン米大統領訪ソ、地下核実験制限条約署 名
1975 (昭50)	8.29	日米防衛首脳会談 (坂田・シュレシンジャー、東京)			3.26 4.30 8.1 11.15	生物兵器禁止条約発効 サイゴン陥落、南ベトナム政府、無条件降伏 欧州安全保障・協力会議(CSCE)、最終文書 を採択(ヘルシンキ) 第1回主要国首脳会議(ランブイエ、～11.17) 以降毎年開催
1976 (昭51)	6.4 7.8 9.6 10.29 11.5 12.24	第2回防衛白書「日本の防衛」発表(以 降毎年発表) 防衛協力小委員会設置 ミグ25、函館空港に強行着陸 「防衛計画の大綱について」国防会議・ 閣議決定 「当面の防衛力整備について」など国 防会議・閣議決定 三原長官就任	6.8 12.24	核不拡散条約、日本について 発効 福田内閣成立	7.2 8.18 9.9	ベトナム社会主義共和国(統一ベトナム)正式 発足 板門店米軍将校殺害事件 毛沢東中国共産党主席死去
1977 (昭52)	4.15 11.28 12.28	防衛計画の体系化確立 金丸長官就任 「F-15、P-3C導入」国防会議決定、 12.29閣議了解	7.1	海洋二法(200海里漁業水域 法、領海12海里法)施行	6.30 8.1	SEATO解体(条約は存続) 北朝鮮、日本海及び黄海に軍事境界線を設定
1978 (昭53)	9.21 11.27 12.7	防衛庁、有事法制研究のあり方、目的 等を公表 (空)初の日米共同訓練(三沢東方・ 秋田西方、～12.1) 「日米防衛協力のための指針」日米安 保協議委員会了承、11.28国防会議で 審議の上閣議報告了承 山下長官就任	8.12 12.7	日中平和友好条約署名(北京) 大平内閣成立	9.7 12.16 12.25	キャンプデービッド合意 米台相互防衛条約破棄 ベトナム軍、カンボジア侵攻
1979 (昭54)	1.11 7.17 7.25 11.9	「E-2C導入」国防会議・閣議決定 「中期業務見積りについて(昭和55年 度～昭和59年度)」発表 山下長官、現職長官として初の訪韓 (～7.26) 久保田長官就任	11.9	第2次大平内閣発足	1.1 1.7 2.1 2.17 3.26 6.18 10.26 12.27	米中国交正常化 ブノベン陥落、「ヘン・サムリン政権」樹立 発表 イラン、イスラム革命 中・越紛争(～3.5) エジプト・イスラエル平和条約署名 SALT 署名 朴正熙韓国大統領射殺事件 ソ連、アフガニスタン侵攻
1980 (昭55)	2.4 2.26 7.17	細田長官就任 海上自衛隊、リムパックに初参加 (～3.18) 大村長官就任	7.17 12.1	鈴木内閣成立 総合安全保障関係閣僚会議設 置	4.11 5.18 9.22	中・ソ友好同盟相互援助条約失効 中国、初めて南太平洋へ向けてのICBM実験 イラン・イラク両国、本格的交戦状態に入る
1981 (昭56)	4.22 10.1 11.30	防衛庁、「有事法制の研究について」 で研究対象となる法令の区分等を公表 (陸)初の日米共同訓練(通信訓練) (東富士、～10.3) 伊藤長官就任	11.30	鈴木改造内閣発足	12.13	ポーランド、戒厳令布告、救国軍事評議会を設 置

年	防 衛		国 内		国 際	
1982 (昭57)	2.15 5.15 7.23 11.27	(陸)初の日米共同指揮所訓練(滝ヶ原、~2.19) 駐留軍用地特措法に基づき、沖縄所在施設・区域内の一部土地の使用を開始 「56中期業務見積り」を国防会議に報告、了承 谷川長官就任	6.8 6.9 9.9 11.27	生物兵器禁止条約、日本について発効 CCW本体、第 議定書、第 議定書、第 議定書締結 最高裁、長沼ナイキ基地訴訟判決 中曽根内閣成立	4.2 6.6 6.29 10.16	フォークランド紛争(~6.14) イスラエル軍、レバノン侵攻 第1次米ソ戦略兵器削減交渉(START)開始(ジュネーブ) 中国、SLBMの水中発射実験に成功
1983 (昭58)	1.14 12.12 12.27	政府、対米武器技術供与の途を開くことを決定 (空)初の日米共同指揮所訓練(府中、~12.15) 栗原長官就任	12.2 12.27	CCW本体、第 議定書、第 議定書、日本について発効 第2次中曽根内閣発足	3.23 9.1 10.9 10.25	レーガン米大統領、戦略防衛構想(SDI)を発表 ソ連、樺太上空付近で大韓航空機を撃墜 ビルマで北朝鮮のテロ行為により韓国関係者19人爆死 米、カリブ海6か国の軍隊とともにグレナダに派兵
1984 (昭59)	6.11 10.16 11.1	(海)初の日米共同指揮所訓練(横須賀、~6.15) 防衛庁、「有事法制の研究について」で今後の研究の進め方等を公表 加藤長官就任	11.1	第2次中曽根改造内閣発足		
1985 (昭60)	9.18 12.27	「中期防衛力整備計画」国防会議・閣議決定 対米武器技術供与実施細目取極締結	8.12 12.28	日航機墜落事故 第2次中曽根改造(第2次)内閣発足	2.1 3.11 3.12 6.4	ニュージーランド、米駆逐艦ブキャナンの寄港拒否 ゴルバチョフ・ソ連書記長就任 米ソ軍備管理交渉開始 中国、解放軍の100万人削減を発表
1986 (昭61)	2.24 7.1 7.22 9.5 10.27 12.30	初の日米共同統合指揮所演習(~2.28) 「安全保障会議設置法」施行 栗原長官就任 対米武器技術供与第1号政府決定 初の日米共同統合実動演習(~10.31) 「昭和62年度予算における『当面の防衛力整備について』(昭和51年11月5日閣議決定)の取扱いについて」安全保障会議・閣議決定	7.22	第3次中曽根内閣発足	4.26 8.10 9.22 10.11	ソ連、チェルノブイリ原子力発電所事故発生 米国、ニュージーランドに対し、ANZUS条約上の義務を停止すると発表 欧州軍縮会議(CDE)最終文書を採択(ストックホルム) 米ソ首脳会合(レイキャビク、~10.12)
1987 (昭62)	1.24 1.30 11.6 12.18	「今後の防衛力整備について」安全保障会議・閣議決定 「在日米軍労務費特別協定」署名(6.1発効) 瓦長官就任 「洋上防空体制の在り方に関する検討」安全保障会議了承	5.27 5.28 8.26 10.6 11.6	警視庁、東芝機械社員2名をココム規制違反不正輸出事件で逮捕 最高裁、日本原演習場行政処分取消訴訟判決 「国際緊急援助隊派遣法」成立 第1回日米ココム協議(東京、~10.7) 竹下内閣成立	11.29 12.8	大韓航空機、ベンガル湾上空を飛行中に北朝鮮のテロ行為により爆破される INF条約署名
1988 (昭63)	3.2 4.12 7.23 8.24 11.29	「在日米軍労務費特別協定改正議定書」署名(6.1発効) 「日米相互防衛援助協定に基づく日本国に対する一定の防衛分野における技術上の知識の供与に関する交換公文」署名 潜水艦・遊漁船衝突事故(横須賀沖) 田澤長官就任 FS-X共同開発に関する日米政府間の交換公文及び細目取極署名	3.13 6.1 12.27	青函トンネル開業 最高裁、自衛官合祀訴訟判決 第2次竹下内閣発足	3.14 5.29 8.17 8.20 12.7	中国・ベトナム、南沙群島周辺海域で武力衝突 米ソ首脳会談(モスクワ、~6.1、INF条約批准書交換) 米ソ、初の地下核実験共同検証実施(ネパダ) イラン・イラク紛争、停戦成立 ゴルバチョフ・ソ連書記長、国連で50万人兵力削減等に関する演説
1989 (昭64)			1.7	昭和天皇崩御		
(平成元)	1.27 6.3 8.10	「防衛力検討委員会」設置 山崎長官就任 松本長官就任	2.24 6.3 6.20 8.10	大喪の礼 宇野内閣成立 最高裁、百里基地訴訟判決 海部内閣成立	2.15 5.17 6.4 11.9 12.2	ソ連軍、アフガニスタンから撤退完了 中ソ首脳会談(北京)、党・国家関係を正常化 ゴルバチョフ・ソ連書記長、極東ソ連軍の12万人削減等について発表(北京) 天安門事件 東独、西側への自由出国を許可(ベルリンの壁の実質的崩壊) 米ソ首脳会談(マルタ、~12.3)
1990 (平成2)	2.28 6.19 6.21 12.20 12.29	石川長官就任 日米合同委員会で沖縄の米軍施設(23事案)につき、返還に向けて日米双方で所要の調整手続きを進めることを確認 安全保障関係閣僚会議の設置について日米で原則同意 「中期防衛力整備計画(平成3年度~平成7年度)について」安全保障会議・閣議決定 池田長官就任	2.28 8.30 9.14 10.16 11.10 11.12	第2次海部内閣発足 政府、湾岸での平和回復活動に対する10億ドルの協力を決定 政府、中東貢献策として湾岸での平和回復活動に対する10億ドル追加協力、紛争周辺3か国へ20億ドル経済援助を決定 「国連平和協力法案」提出 「国連平和協力法案」廃棄 即位の礼	8.2 9.30 10.3 11.19	イラク軍、クウェート侵攻 韓ソ国交樹立 ドイツ統一 CFE条約・22か国共同宣言、パリ憲章に署名、CSBMウィーン文書承認

年	防 衛	国 内	国 際
1991 (平成3)	1.14 「在日米軍駐留経費負担に係る新特別協定」署名(4.17発効) 1.25 「湾岸危機に伴う避難民の輸送に関する暫定措置に関する政令」閣議決定(1.29公布施行) 4.26 掃海艇など6隻、ペルシャ湾へ出港 6.3 雲仙普賢岳噴火に伴う災害派遣(~95.12.16) 10.9 国連のイラク化学兵器調査団に初の自衛官派遣 11.5 宮下長官就任	1.17 「湾岸危機対策本部設置」閣議決定 1.24 政府、湾岸地域の平和回復活動に対し90億ドル追加支援を決定 11.5 宮澤内閣成立	1.17 多国籍軍によるイラク及びクウェートへの空爆開始、「砂漠の嵐」作戦を開始 2.24 多国籍軍地上部隊、クウェート・イラク進攻 2.28 多国籍軍、イラクに対する戦闘行動を停止 3.31 WPO軍事機構解体 6.25 ユーゴのクロアチア、スロベニア両共和国が独立を宣言 7.10 エリツィン・ロシア共和国大統領就任 7.31 米ソ首脳、START に署名(モスクワ) 9.6 ソ連国家評議会、バルト3国独立を承認 9.17 南北朝鮮、国連に同時加盟 12.8 ロシア、ベラルーシ、ウクライナ3共和国首脳会談、「独立国家共同体協定」に署名
1992 (平成4)	4.1 政府専用機(B-747)防衛庁へ所属替え 9.17 国連カンボジア暫定機構(UNTAC)へ自衛隊の部隊等を派遣(~93.9.26) 12.11 中山長官就任 12.18 「中期防衛力整備計画(平成3年度~平成7年度)の修正について」安全保障会議・閣議決定	6.29 「国際緊急援助隊法改正法」施行 8.10 「国際平和協力法」施行 10.23 天皇皇后両陛下訪中(~10.28)	2.7 EC12か国、欧州連合(マーストリヒト)条約署名 2.25 中国、尖閣諸島を中国領と明記した「領海法」を公布・発効 5.25 北朝鮮で初のIAEA特定査察実施(~6.5) 6.16 米・露首脳会談、戦略核兵器の大幅削減につき合意達成(ワシントン、~6.17) 7.2 プッシュミ大統領、米国外の地上、海上配備戦術核兵器の国内への撤去完了発表 8.24 中韓、国交樹立 11.9 CFE条約正式発効 11.24 米、比からの撤退完了
1993 (平成5)	5.11 国連モザンビーク活動(ONUMOZ)へ自衛隊の部隊等を派遣(~95.1.8) 7.12 北海道南西沖地震に伴う災害派遣(~8.12) 8.9 中西長官就任 10.13 「日露海上事故防止協定」署名 12.2 愛知長官就任	1.13 日本、化学兵器禁止条約署名 2.25 最高裁、第1・2次横田基地騒音訴訟判決 6.9 皇太子徳仁親王殿下の結婚の儀 8.9 細川内閣発足 9.9 最高裁、池子米軍家族住宅建設工事続行禁止訴訟判決	1.3 米露首脳会談(モスクワ)START 署名 1.13 化学兵器禁止条約署名 3.12 北朝鮮、NPT脱退を宣言 5.29 北朝鮮、日本海中部に向けて、弾道ミサイルの発射実験を実施 6.11 米朝協議第1ラウンド共同声明で北朝鮮はNPT脱退を留保 9.1 米国防省、「ボトムアップ・レビュー」発表 9.13 イスラエルとPLO、「暫定自治原則宣言」署名 10.3 UNOSOM とソマリア武装勢力が武力衝突、米兵18名が死亡した他、多数の死傷者 11.1 EU発足
1994 (平成6)	3.1 第1回日中安保対話(北京) 4.28 神田長官就任 6.30 玉沢長官就任 9.17 ルワンダ難民救援のためザイルへ自衛隊の部隊等を派遣(~12.28) 11.9 第1回日韓防衛実務者対話(ソウル) 12.1 第1回アジア・太平洋安全保障セミナー(防衛研究所主催、~12.17)	3.30 東京高裁、第3次横田基地騒音訴訟判決(原告・国ともに上告せず。4.14判決確定) 4.28 羽田内閣発足 6.30 村山内閣発足 12.26 名古屋高裁金沢支部、第1・2次小松基地騒音訴訟判決(原告・国ともに上告せず。95.1.10判決確定)	1.11 NATO首脳会議、「平和のためのパートナーシップ(PIP)」協定採択 3.3 IAEA査察チーム、北朝鮮の申告済み核関連施設7か所に対する査察開始(~3.14) 3.25 ソマリア派遣の米軍、撤退完了 3.31 国連安保理、北朝鮮に査察完了を促す議長声明採択(4.4北朝鮮拒否) 3.31 ココム解体 6.14 北朝鮮、IAEAからの脱退を米国に通知 6.17 カーター元米大統領訪朝、金日成主席と会談 7.8 金日成北朝鮮主席、死亡 7.25 第1回ASEAN地域フォーラム(バンコク) 8.31 ロシア軍、旧東独、バルト3国から撤退完了 10.21 米朝「枠組み文書」に署名 12.1 米韓連合軍司令官、平時の作戦統制権を韓国軍に委譲 12.5 START 発効 12.18 ロシア、対チェチェン軍事作戦開始
1995 (平成7)	1.17 阪神・淡路大震災に伴う災害派遣(~4.27) 3.20 地下鉄サリン事件に伴う災害派遣(~3.23) 6.5 自衛隊機と韓国軍機との間の偶発事故防止措置の書簡交換 6.9 今後の防衛力の在り方についての第1回安全保障会議開催(以降、12.14までに計13回実施) 8.8 衛藤長官就任 9.27 「在日米軍駐留経費負担に係る新特別協定」署名(96.4.1発効) 9.29 駐留軍用地特措法による使用権取得手続の一部を沖縄県知事が拒否 11.28 「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」安全保障会議・閣議決定 12.14 「中期防衛力整備計画(平成8年度~平成12年度)について」安全保障会議決定(12.15、閣議決定)	9.4 沖縄駐留3米兵による女子児童暴行事件 11.17 「沖縄米軍基地問題協議会の設置について」閣議決定 11.19 村山首相・ゴア米副大統領会談(沖縄に関する特別行動委員会(SACO)設置につき合意) 12.26 東京高裁、第1次厚木基地騒音訴訟差戻控訴審判決(原告・国ともに上告せず。96.1.10、判決確定)	1.1 CSCE、OSCEに発展解消 2.27 米国防省、EASRを発表 3.9 朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)発足 5.11 NPTの無期限延長を採択 6.7 李登輝台湾「総統」、訪米 7.11 クリントン米大統領、米越国交正常化発表 12.14 ボスニア和平協定がパリで正式調印 12.15 東南アジア10か国、ASEAN首脳会議で東南アジア非核兵器地帯条約に署名 12.20 NATO主体のIFOR、国連保護隊に代わり正式活動開始

年	防 衛	国 内	国 際	
1996 (平成8)	1.11	白井長官就任	1.11 橋本内閣成立	1.26 米上院、START 批准
	1.31	国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF) へ自衛隊の部隊等を派遣 (~継続中)	4.12 橋本首相・モンデール米駐日大使会談 (普天間飛行場の5~7年以内の条件が整った後の全部返還について合意)	1.27 フランス、核実験実施 (1.29終了宣言)
	3.29	駐留軍用地特措法による使用権原取得のための総理代理署名、裁決申請	4.15 SACOの中間報告が日米安全保障協議委員会です承	3.8 中国、3.8~25の期間に計3回、台湾近海においてミサイル発射訓練、海・空軍の実弾演習、陸海空統合演習を実施
	4.1	楚辺通信所一部土地使用期限切れ	4.16 「沖縄県における米軍の施設・区域に関連する問題の解決促進について」閣議決定	3.23 台湾、初の「総統」直接選挙、李登輝「総統」再選
	4.15	日米物品役務相互提供協定及び手続取扱署名	5.8 「普天間飛行場等の返還に係る諸課題の解決のための作業委員会」設置	7.29 中国、地下核実験実施 (45回目)、同日に核実験のモラトリアム (一時休止) の実施を発表
	4.17	「日米安全保障共同宣言」	7.20 国連海洋法条約、日本について発効	9.10 国連総会、CTBT採択
	7.26	海自艦艇、初の訪露 (ウラジオストク、~7.30)	8.19 「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」開催	9.18 北朝鮮の小型潜水艦が韓国東海岸で座礁、乗員が韓国領土に侵入
	9.2	海自艦艇、初の訪韓 (釜山、~9.6)	8.28 最高裁、駐留軍用地特措法による代理署名についての職務執行命令訴訟判決	9.27 タリバーンはアフガニスタンの首都カブールを制圧、暫定政権樹立を宣言
	9.18	駐留軍用地特措法による公告・縦覧手続を沖縄県知事が代行 (~10.2)	9.8 沖縄県民投票	10.3 ロシアとチェチェン、停戦合意
	10.8	陸自・海自による屈斜路湖老朽化化学薬品の引揚げ作業実施 (~10.24)	9.17 「沖縄政策協議会の設置について」閣議決定	11.5 米国大統領選挙、クリントン大統領が再選
	10.29	第1回アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム (~10.31、東京)	11.7 第2次橋本内閣発足	11.18 NATO、ボスニア駐留IFORの後継部隊 (SFOR) を派遣することで基本合意
	11.7	久間長官就任	11.19 「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」提言	
	12.13	第1回日露防衛当局間協議 (東京)	12.2 SACO最終報告が日米安全保障協議委員会です承	
	12.24	「我が国の領海及び内水で潜没航行する外国潜水艦への対処について」安全保障会議・閣議決定		
	1997 (平成9)	1.20	情報本部の新設	1.31 「普天間実施委員会」(FIG) 設置
4.23		「駐留軍用地特措法の一部改正法律」公布・施行	4.29 化学兵器禁止条約、日本について発効	4.29 化学兵器禁止条約発効
4.25		楚辺通信所一部土地の暫定使用開始	6.10 CCW第 改正議定書締結	5.12 ロシアとチェチェン、「平和条約」に署名
5.15		嘉手納飛行場など12施設の一部土地の暫定使用開始	7.3 在沖米海兵隊実弾演習の初の本土移転射撃 (北富士) (~7.9)	5.19 コーエン米国防長官、QDRを発表
7.12		レンジャー訓練中の隊員の殉職 (陸自、青森県八甲田山ろく) カンボジアにおける武力衝突に際して、C-130Hをタイ・ウタパオへ移動 (~7.16)	9.2 地方分権推進委員会第3次勧告 (駐留軍用地特措法・労務管理事務関係)	5.27 NATO外相理事会、NATO・ロシア間の協力関係に関する「基本文書」に署名
9.23		新日米防衛協力のための指針を日米安全保障協議委員会了承	9.11 第2次橋本改造内閣発足	7.1 香港、中国へ返還
12.19		中期防衛力整備計画 (平成8年度~平成12年度)の見直しについて」安全保障会議・閣議決定	11.5 海上ヘリポート案を地元へ提示	7.16 北朝鮮兵士、軍事境界線 (MDL) 越境、韓国軍と銃砲撃戦
			12.3 日本、対人地雷禁止条約署名	7.18 NATO・ロシア常設合同理事会が発足
			12.21 米軍のヘリポート基地建設の是非を問う市民投票	7.23 CFE条約枠組み修正合意
			12.25 米軍市長海上ヘリポート受入れを正式発表	8.19 KEDO、北朝鮮に供与する軽水炉の着工式
1998 (平成10)	3.26	即応予備自衛官制度の導入	2.6 沖縄県知事海上ヘリポート受入れ拒否を表明	2.23 国連とイラク、イラクが即時、無条件、無制限の査察を受け入れるとの了解覚書に署名
	4.28	日米物品役務相互提供協定を改正する協定の署名	5.22 福岡高裁那覇支部、第1~3次嘉手納基地騒音訴訟判決 (原告・国ともに上告せず。6.6判決確定)	4.6 英仏、CTBT批准
	5.18	インドネシアにおける暴動に際して、C-130Hをシンガポール・パヤレバに移動 (~5.27)	7.30 小淵内閣発足	5.11 インド地下核実験実施 (13日にも実施)
	6.12	「国際平和協力法改正法」公布、施行 (武器使用に係る部分は7.12施行)	8.31 政府、北朝鮮のミサイル発射を受け、KEDO (朝鮮半島エネルギーギーク機構) 分担調印拒否	5.14 インドネシアの首都ジャカルタで大規模暴動
	6.26	第1回日韓安保対話 (ソウル)	9.1 日朝交渉当面凍結	5.28 パキスタン、地下核実験実施 (30日にも実施)
	7.29	海・空各自衛隊とロシア海軍との捜索・救難活動の共同訓練 (初の本格的な日露共同訓練)	9.2 北朝鮮に追加制裁 (チャーター便不可)	6.11 パキスタン政府、核実験の一方的なモラトリアムを発表
	7.30	額賀長官就任	10.16 参議院における額賀長官問責決議	6.22 北朝鮮潜水艦、韓国東岸に侵入、韓国軍がこれを拿捕
	8.31	北朝鮮、日本上空を超えるミサイル発射を実施	10.21 KEDO署名 (協力凍結を解除)、食糧支援の見合わせ、国交正常化交渉、チャーター便の運行停止等は引き続き継続	7.2 韓国国防部、「国防改革5か年計画」を大統領に報告
	9.3	調本元幹部、背任容疑で逮捕。防衛庁に対する強制捜査 沖縄県収用委員会の使用裁決 (5.19) に基づき、嘉手納飛行場など12施設の大部分の土地の使用開始	11.15 沖縄知事選、稲嶺候補現職の大田知事を破る	7.8 英政府、「戦略防衛見直し」を下院に提出
	11.13	ホンジュラスにおける国際緊急援助活動に自衛隊の部隊等を派遣 (~12.9)	12.3 CCW第 改正議定書、日本について発効	7.12 韓国東岸で北朝鮮武装工作員の死体等を発見
	11.15	3自衛隊初の統合演習、陸海空で2,400人規模 (硫黄島)	12.22 情報収集衛星の導入について閣議決定	7.27 中国、初の総合的な国防白書「中国の国防」を発表
	11.19	「防衛調達改革の基本的方向について」を公表	12.22 安波訓練場返還 (SACO事案では初)	8.20 米軍、アフガニスタンとスーダンのテロ施設を爆撃
	11.20	野呂田長官就任		9.5 金正日朝鮮労働党総書記、国防委員会委員長に再任
	12.25	「弾道ミサイル防衛に係る日米共同技術研究について」安全保障会議了承		10.18 台湾の毫振南海峽交流基金理事長訪中、江沢民中国国家主席・共産党総書記と会談
				10.23 イスラエル・パレスチナ自治政府、ワイリバー合意に調印
			11.23 米国防省、EASR改訂版発表	
			12.17 米英両軍・イラクに対し、UNSCOM査察協力拒否への制裁措置として、「砂漠の狐作戦」を開始 (~12.20)	
			12.18 北朝鮮の半潜水艇、韓国南岸に侵入、韓国軍、これを撃沈	

年	防 衛	国 内	国 際			
1999 (平成11)	1. 21	第1回重要事態対応会議	3. 1	対人地雷禁止条約、日本について発効	3. 1	対人地雷禁止条約発効
	3. 24	能登半島沖で発見(3.23)された2隻の不審船舶に対処するため、海上における警備行動を発令	4. 1	情報収集衛星推進委員会設置(内閣)	3. 24	NATO、ユーゴ連邦への空爆開始(～6.10)
	3. 29	旅団の創設	7. 23	東京高裁、第2次厚木基地騒音訴訟判決(原告・国ともに上告せず。8.7判決確定)	4. 24	NATO首脳会議、「新戦略概念採択」
	4. 2	「調達改革の具体的措置」を公表	9. 30	茨城県東海村の民間のウラン加工施設で臨界事故	5. 7	NATO軍、在ユーゴ中国大使館誤爆
	5. 28	「自衛隊法一部改正法」(在外邦人等の輸送)公布・施行	10. 5	自民、自由、公明の3党連立の小渕第2次改造内閣発足	5. 20	米国査察団、北朝鮮の核施設(クムチャンニ)立入
	6. 5	「能登半島沖不審船案における教訓・反省について」関係閣僚会議了承	10. 12	東京地裁、諸富被告人ほか12名に対し、背任罪等で有罪判決	5. 26	インド側ジャンムー・カシミール地方管理ライン沿いで戦闘
	8. 5	海上自衛隊と韓国海軍との初の捜索・救難活動の共同訓練(九州西方海域)	11. 2	政府、北朝鮮のミサイル発射(98.8.31)に対し取った制裁措置のうち、チャーター便の運行停止を解除	5. 27	「フィリピンに一時立ち寄り中の米軍の地位に関する米比協定(VFA)」フィリピン批准
	8. 15	F-4EJ改墜落(空自、九州西方海上)	11. 15	H2ロケット、打ち上げ失敗	6. 4	ユーゴ連邦政府、米欧露提示のコンゴ紛争和平案受諾
	8. 16	防衛庁とロシア国防省との間の対話及び交流の発展のための基盤構築に関する覚書署名(モスクワ)	11. 22	沖縄県知事、普天間飛行場の移設候補地を表明	6. 10	国連安保理、国際安全保障部隊(KFOR)のコンゴ展開を含む和平協議を採択
	8. 25	「周辺事態安全確保法」施行	12. 1	村山訪朝団、北朝鮮へ出発。同訪朝団と朝鮮労働党は共同発表に調印(～12.3)	6. 15	北方限界線を越境した北朝鮮警備艇等と韓国側警備艇との間での銃撃事件
	9. 23	トルコ共和国における国際緊急救助活動に必要な物資の輸送を実施するため自衛隊を派遣(～11.22)	12. 14	日本政府は北朝鮮との間で国交正常化交渉再開のための予備会談及び人道問題に関する赤十字会談を開始する旨発表。また、対北朝鮮食糧支援の見合わせと措置の解除を発表	6. 25	米政府、北朝鮮の核疑惑施設(クムチャンニ)について、現時点では94年の枠組み合意に違反していないとの報告を公表
	9. 25	「日米物品役務相互提供協定を改正する協定」発効	12. 19	日朝赤十字会談	7. 9	李登輝・台湾「総統」、中台関係について「特殊な国と国との関係」であると発言
	9. 30	東海村ウラン加工施設における事故に伴う災害派遣(～10.3)	12. 20	日朝国交正常化交渉予備会談(～12.21)	8. 10	北朝鮮、日朝関係に関する政府声明発表
	10. 5	瓦長官就任	12. 27	沖縄県名護市長、普天間飛行場の代替施設の受け入れ表明	9. 2	北朝鮮、黄海での北方限界線の無効と新たな海上軍事分界線の設定を宣言
	11. 22	東ティモール避難民救援のため、インドネシアへ自衛隊を派遣(～00.2.8)	12. 28	「普天間飛行場の移設に係る政府方針」閣議決定	9. 4	東ティモールでの住民投票結果発表、自治案拒否(独立支持)が圧倒的多数
	12. 17	「空中給油機能に関する検討について」安全保障会議了承			9. 15	国連安全保障理事会、東ティモールへの多国籍軍派遣承認決議案を採択
12. 27	海上保安庁との間で「不審船に係る共同対処マニュアル」策定			9. 24	北朝鮮、今後米朝間で高位級会談を行うこと及びこの会談が行われる期間はミサイルの発射を凍結する旨表明	
2000 (平成12)	3. 22	T-2墜落(空自、宮城県牡鹿郡女川町山岳地)	1. 1	コンピュータ西暦2000年問題、大きなトラブルなし	1. 4	イタリア、北朝鮮と国交樹立(G7の中で初)
	3. 29	有珠山噴火に伴う災害派遣開始	1. 17	民間事業者による対人地雷廃棄開始	2. 6	プーチン・ロシア大統領代行、チェチェン共和国の首都攻略作戦の終結を宣言
	4. 1	「自衛隊員倫理法」施行	2. 1	オウム真理教(アレフと改称)の観察処分決定、官報に公示	2. 9	新「露朝友好善隣協力条約」署名
	5. 8	防衛庁、市ヶ谷庁舎へ移転	2. 16	参議院の憲法調査会初会合(2.17衆議院)	2. 21	中国、「一つの中国の原則と台湾問題」(台湾白書)発表
	6. 16	原子力災害特別措置法(原子力災害派遣の創設)の施行	2. 29	オウム関連企業、防衛庁、文部省ら中央省庁・大企業のコンピュータソフト開発を請け負ったことが判明	3. 18	台湾「総統」選、民進党の陳水扁候補が当選
	6. 27	三宅島火山噴火に伴う災害派遣	3. 16	与党3党政策責任者、有事法制に関し、法制化を目指した検討を開始するよう政府に対して申し入れ	3. 26	ロシア大統領選、プーチン大統領代行が当選
	6. 28	C-1墜落(空自、島根県隠岐諸島沖)	3. 31	有珠山噴火、避難住民17,000人。政府対策本部を設置	4. 14	ロシア下院、戦略兵器削減条約(START)を批准
	7. 4	虎島長官就任	4. 4	日朝国交正常化交渉、第9回本会議(～4.7)	5. 7	プーチン・ロシア大統領代行、正式に大統領に就任
	9. 8	ロシア大使館付武官に秘密文書を漏れしした現職の海上自衛官を逮捕	4. 5	森内閣成立	5. 8	オーストラリアと北朝鮮、外交関係再開に合意
	9. 11	「在日米軍駐留経費負担に係る新特別協定」署名(01.4.1発効)	6. 16	皇太后陛下崩御	6. 13	南北首脳会談(～6.15、平壤)
	9. 13	東海地方集中豪雨に伴う災害派遣	7. 4	第2次森内閣発足	7. 21	米露首脳会談が行われ、「戦略的安定に関する協力」を発表
	9. 23	中国遺棄化学兵器廃棄処理事業(北安市)に自衛官派遣	7. 21	九州・沖縄サミット首脳会合(～7.23)	7. 31	国連安全保障理事会、UNMEEの設立を決定
	10. 6	平成12年鳥取県西部地震に伴う災害派遣	8. 15	日朝国交正常化交渉第10回本会議開催(～8.25)	8. 12	ロシアの原子力潜水艦「クルスク」が沈没
	10. 27	防衛庁「秘密保全体制の見直し・強化について」の報告書とりまとめ	8. 25	普天間飛行場の移設に係る「代替施設協議会」設置	8. 23	国連事務総長、「国連平和活動に関する報告」を公表
	12. 1	防衛庁「防衛庁・自衛隊における情報通信技術革命への対応に係る総合的施策の推進要綱」公表	10. 30	日朝国交正常化交渉第11回本会議開催(～10.31)	9. 1	クリントン大統領、NMDの配備決定を先送り
	12. 4	治安出動に係る防衛庁と国家公安委員会との協定の改正	11. 20	共産党第22回大会において、「自衛隊の容認」を決定	9. 25	北朝鮮と韓国の南北国防相級会談(～9.26)
12. 5	斉藤長官就任	11. 21	森内閣不信任決議案否決	9. 26	ロシア戦略ロケット軍、SS-27の発射実験(～9.27)	
12. 15	「中期防衛力整備計画(平成13年度～17年度)」について「安全保障会議・閣議決定	12. 5	第2次森改造内閣発足	9. 28	シャロン党首、イスラム教聖地訪問を強行	
				10. 3	唐飛・台湾行政院長辞任	
				10. 9	北朝鮮の趙明禄人民軍総政治局長が訪米(～10.12)	
				10. 10	米国で中国に恒久的な最恵国待遇を与える法案が成立	
				10. 11	米国家戦略研究所、特別報告書「米国と日本：成熟したパートナーシップに向けて」を発表	
				10. 12	米国と北朝鮮、米朝共同コミュニケを発表	
				10. 13	イエメンで曳船爆発、米海軍駆逐艦「コール」が大破	
				10. 23	中国、「科技練兵」演習を実施	
				11. 9	オルブライト国務長官、訪朝(～10.25)	
				12. 28	ロシア安全保障会議、2005年までに連邦軍32.5万人削減を決定	
					クリントン大統領、訪朝を断念	

年	防 衛	国 内	国 際
2001 (平成13)	1. 6	1. 6	1. 15
	2. 5	1. 19	1. 20
	2. 9	1. 25	3. 7
	2. 14	2. 10	3. 26
	3. 1	2. 27	4. 1
	3. 7	4. 1	4. 22
	3. 24	4. 26	4. 24
	4. 11	5. 3	5. 1
	4. 11	5. 9	5. 8
	4. 26	5. 15	6. 6
	6. 25	6. 28	6. 15
	8. 8	7. 13	6. 20
	9. 7	8. 13	7. 3
	9. 14	8. 29	7. 14
	9. 21	9. 19	7. 15
	10. 6	9. 27	7. 16
	11. 2	10. 5	7. 23
	11. 2	10. 8	8. 4
	11. 2	10. 29	8. 22
	11. 9	11. 7	9. 3
11. 25	11. 8	9. 11	
11. 29	11. 16	9. 11	
12. 2	11. 28	9. 12	
12. 2	12. 1	9. 14	
12. 2	12. 22	9. 15	
12. 6	12. 22	9. 24	
12. 14		10. 1	
		10. 2	
		10. 7	
		10. 19	
		11. 9	
		11. 13	
		11. 24	
		11. 27	
		12. 1	
		12. 3	
		12. 5	
		12. 7	
		12. 13	
		12. 20	
		12. 22	
		12. 29	
2002 (平成14)	1. 15	1. 9	1. 4
	1. 29	2. 17	1. 8
	2. 8	2. 18	1. 15
	2. 13	3. 6	1. 21
	2. 18	3. 14	1. 25
	2. 20	3. 18	1. 29
		4. 12	2. 5
		4. 16	2. 22
			3. 7
			3. 29

年	防 衛	国 内	国 際
2002 (平成14)	2. 24	第1次東ティモール派遣施設群編成完結	4. 27 小泉首相、東南アジア・オセアニア歴訪
	3. 2	第1次東ティモール派遣施設群(680名)の派遣を開始	5. 17 テロ対策特措法に基づく基本計画の変更を閣議決定(派遣期間を11.19まで延長)
	3. 7	OH-6D、2機墜落(陸自、大分県玖珠郡九重町)	5. 30 東京地裁八王子支部、第5~7次横田基地騒音訴訟判決(6.12~控訴審)
	3. 13	伊藤防衛事務次官のタイ訪問(~3.16)	5. 31 日韓共催サッカーW杯開催
	3. 27	「防衛庁設置法等一部改正法」(自衛官定数・即応予備自衛官員数の変更、予備自衛官補の導入、予備自衛官に対する災害招集制度導入)施行	6. 11 防衛庁情報公開開示請求者リスト事案で「海幕3等海佐開示請求者リスト事案等に係る調査報告書」を公表
	3. 28	日・カナダ防衛首脳会談(中谷・エグルトン、東京)	6. 25 日米首脳会談
	4. 1	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構設立	7. 1 日韓首脳会談
	4. 5	「統合運用に関する検討に関する長官指示」発出	7. 8 日・EU定期首脳協議
	4. 20	日韓防衛首脳会談(中谷・金、ソウル)	7. 29 第9回(最終)代替施設協議会
	4. 22	第2回西太平洋潜水艦救難訓練(わが国が主催した初の多国間共同訓練、~5.2)	「普天間飛行場代替施設の基本計画」決定
	4. 29	小泉総理東ティモールPKO部隊訪問	7. 31 通常国会開幕、武力攻撃事態対処関連3法案継続審議へ
	4. 30	第1次東ティモール派遣施設群(680名)	9. 11 日・EU定期首脳協議
	5. 1	バングラデシュ大隊から業務引継完了	9. 17 日朝首脳会談、金総書記が拉致認め謝罪
	5. 10	第3回調整委員会	9. 22 日韓首脳会談
	5. 13	日米韓防衛実務者協議(東京)	9. 30 内閣改造
	5. 14	日米防衛審議官級協議(東京)	10. 13 日本で初の国際観艦式開催(東京湾)
	5. 28	日英防衛首脳会談(中谷・フーン、東京)	10. 15 拉致被害者の5人が帰国、24年ぶり家族と再会
	6. 1	中谷防衛庁長官のアジア安全保障会議(英国国際戦略研究所主催、シンガポール)への参加(~6.2)	10. 16 横浜地裁、第3~5次厚木基地騒音訴訟判決(10.29~控訴審)
	6. 24	リムバック2002(~7.23)	10. 23 アジア太平洋経済協力会議(APEC)首脳会議
	7. 9	日印防衛首脳会談(中谷・フェルナンデス、東京)	10. 26 日米韓首脳会談
	7. 29	第1回日英防衛当局間協議	10. 27 日中首脳会談
	8. 16	中谷長官、豪・東ティモール訪問(~8.21)	10. 27 福岡高裁那覇支部、楚辺通信所に係る土地明渡訴訟判決(11.13~上告審)
	8. 14	第13次ゴラン高原派遣輸送隊から第14次同隊への交代	11. 4 日中韓+ASEAN首脳会談
	8. 25	萩山副長官、イタリア・スイス訪問(~9.1)	11. 19 テロ対策特措法に基づく基本計画の変更を閣議決定(派遣期間を03.5.19まで延長)
	9. 11	海上自衛隊と韓国海軍との捜索救助活動の第2回共同訓練(~9.13)	11. 21 高円宮憲仁親王殿下急逝
	9. 20	第1次東ティモール派遣施設群から第2次同群への交代	12. 12 武力攻撃事態対処関連3法案、継続審議へ
	9. 30	石破長官就任	12. 13 与党3幹事長・3政調会長、有事法制の早期成立への取組を政府に申し入れ
	10. 1	化学兵器禁止機関(OPCW)へ要員派遣(運用・計画部長)	
	10. 15	多国間捜索救難訓練(関東南方海域・相模湾)	
	10. 20	航空観閲式(百里)	
	11. 1	「自衛隊法一部改正法」(秘密保全のための罰則の強化(防衛秘密))施行	
11. 12	第4回調整委員会		
11. 14	日韓防衛首脳会談(石破・李、東京)		
11. 18	北海道における自衛隊と警察の図上共同訓練		
12. 1	「防衛庁の職員の給与等に関する法律一部改正法」(給与改定)施行		
12. 2	国連PKO局へ要員派遣(軍事部軍事計画課)		
12. 16	テロ対策特措法に基づく実施要項の変更(12.6)を受け、イージス艦「きりしま」が横須賀を出港		
	日米安全保障協議委員会(川口・石破・パウエル・ウルフowitz、ワシントン)		
12. 17	日米防衛首脳会談(石破・ラムズフェルド、ワシントン)		
		4. 14 東ティモール大統領選挙、グスマン氏当選	
		5. 4 ロシア軍、カムラン湾軍事基地のベトナム返還完了	
		5. 6 ミャンマー軍事政権、アウンサン・スー・チー氏の軟禁解除	
		5. 20 東ティモール独立、初代大統領にグスマン氏就任。UNTAETからUNMISSETへ移行	
		5. 20 ASEANテロ対策閣僚会議(クアラルンプール、~5.21)	
		5. 24 米露戦略核兵器削減条約調印	
		5. 25 パキスタン、「ガウリ」の発射実験	
		5. 28 NATO-ロシア首脳会議で「NATO・ロシア理事会」設置で正式合意	
		6. 11 アフガンで移行政権の枠組を決める緊急ロヤ・ジェルガ開催(~6.19)	
		6. 13 米国、ABM条約から正式に脱退	
		6. 29 北方限界線を越境した北朝鮮警備艇と韓国側警備艇との間で銃撃戦事件	
		7. 16 米国政府、「国土安全保障のための国家戦略」発表	
		7. 18 英国、「戦略防衛見直し：新たな1章」発表	
		8. 23 露朝首脳会談(ウラジオストク)	
		8. 25 中国政府、ミサイル関連技術輸出管理条例発表	
		9. 4 スリランカ政府、LTTEの非法化を解除	
		9. 5 カルザイ・アフガニスタン大統領暗殺未遂	
		9. 12 ブッシュ米大統領、イラクに関する国連演説	
		9. 16 インド、ジャム・カシミール州議会選挙(~10.8)	
		9. 16 イラク、国連による大量破壊兵器査察の無条件受け入れを表明	
		9. 20 米国政府、国家安全保障戦略を発表	
		10. 1 米国防省、「北方軍」を新設	
		10. 3 ケリー米国防次官補訪朝(~10.5)	
		10. 12 パリ島で爆弾テロ	
		10. 10 中国、キルギスと対テロ合同演習(~10.11)	
		10. 11 米議会、対イラク武力行使容認決議可決	
		10. 16 米政府、北朝鮮がケリー米国防次官補訪朝時、核兵器用ウラン濃縮計画を認めたとの声明を発表	
		10. 16 インド政府、パキスタン国境の部隊の一部撤退を発表	
		10. 17 パキスタン政府、インド国境の部隊の撤退を発表	
		10. 23 チェチェン武装勢力によるモスクワ文化宮殿劇場占拠事件発生	
		10. 25 北朝鮮外務省、米国に「不可侵条約」締結を提案する談話を発表	
		11. 8 国連安保理、イラクに対する決議1441を全会一致で採択	
		11. 8 中国共産党第16回党大会(~11.14)	
		11. 13 イラク、国連安保理決議1441の受諾を表明	
		11. 14 KEDO理事会、12月からの北朝鮮への重油提供の凍結決定	
		11. 15 中国共産党第16期中央委員会第1回全体会議開催、胡錦濤氏を総書記に選出	
		11. 21 NATO首脳会談、中東欧7カ国の新規加盟を決定、「ブラハ宣言」を発表、NATO即応部隊創設を合意	
		11. 21 米露首脳会談	
		11. 27 国連査察団バグダッド入り、4年ぶり査察再開	
		11. 27 国連治安維持部隊(ISAF)の派遣期間1年延長	
		11. 29 IAEA理事会、北朝鮮に対し核査察受け入れ要求決議	
		12. 4 東ティモールの首都デリで、大規模暴動発生	
		12. 5 スリランカと平和交渉、連邦制をとることで合意	
		12. 7 イラク、大量破壊兵器開発計画に関する報告書を国連へ提出	
		12. 12 北朝鮮、核関連施設の再稼働と建設再開を発表	
		12. 13 EU首脳会議、東欧10か国の新規加盟を決定	
		12. 17 コンゴ民主共和国の内戦で和平協定	
		12. 17 ミサイル防衛配備を発表	
		12. 19 韓国大統領選挙 与党・新千年民主党の盧武鉉氏が当選	
		12. 31 IAEA査察官、北朝鮮出国	

年	防 衛	国 内	国 際	
2003 (平成15)	1. 14	日露防衛首脳会談(石破・イワノフ、モスクワ)	3. 28 イラク難民救援国際平和協力業務実施計画等閣議決定	1. 1 EUの警察部隊がボスニア・ヘルツェゴビナ等で発足
	2. 8	自衛隊が保有する対地雷の廃棄完了(例外保有を除く)	5. 8 東京地裁、上野被告人に対し、背任罪等で有罪判決	1. 8 インド、「アグニ」発射実験
	2. 20	第23回日米装備・技術定期協議(東京)	5. 9 テロ対策特措法に基づく基本計画の変更を閣議決定(派遣期間を11.1まで延長)	1. 10 北朝鮮、核拡散防止条約(NPT)からの脱退を宣言
	2. 26	第14次ゴラン高原派遣輸送隊から第15次同隊への交代	5. 13 東京地裁八王子支部、第4・8次横田基地騒音訴訟判決(5.26~控訴審)	1. 18 ロシニコフ露外務次官、北朝鮮を訪問(~1.21)
	3. 10	UNMOVICへ要員派遣	6. 6 武力攻撃事態対処関連3法、参院本会議で可決成立	1. 24 コートジボアール紛争各派、和平文書に調印
	3. 13	東ティモールPKO物品譲与式典		1. 24 米国土安全保障省、発足
		第2次東ティモール派遣施設群から第3次同群への交代		1. 27 UNMOVIC、IAEA、イラク査察経過報告
	3. 27	「防衛庁設置法等一部改正法」(自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数変更)施行		1. 28 米大統領、一般教書演説
		北富士演習場使用協定(第7次)締結		2. 5 パウエル米国務長官、安保理においてイラク査察違反の証拠提示
	3. 29	日韓防衛首脳会談(石破・曹、ソウル)		2. 5 東欧8か国、プッシュミ大統領の対イラク政策支持の共同宣言
	3. 30	イラク難民救援国際平和協力業務の実施(イラク難民救援空輸隊、3.31にアンマンにてUNHCRに輸送物資を引き渡し、4.2に帰着)		2. 14 UNMOVIC、IAEA、イラク査察経過報告
	4. 11	日露防衛首脳会談(石破・イワノフ、東京)		2. 17 モロ・イスラム解放戦線が比政府との和平交渉再開を拒否
	4. 21	航空自衛隊による空中給油訓練(~5.1)		2. 20 北朝鮮のMIG19戦闘機、北方限界線を侵犯
	5. 1	第5回調整委員会		2. 24 米英西、国連安保理非公式会合で対イラク武力行使を容認する新決議案を提示。仏独露は国連査察をさらに4か月延長する覚書を提示
	5. 4	日印防衛首脳会談(石破・フェルナンデス、デリー)		2. 24 北朝鮮、地对艦ミサイル発射
	5. 31	石破長官のアジア安全保障会議(英国国際戦略研究所主催、シンガポール)への参加(~6.1)		2. 25 盧武鉉氏、韓国第16代大統領に就任
				2. 28 第2次シャロン政権が発足
				3. 2 北朝鮮の戦闘機、日本海で米偵察機に接近、追跡
				3. 4 フィリピンのダバオ国際空港で爆弾テロ、アブサヤフが犯行声明
			3. 6 米上院、米露戦略核兵器削減条約を批准	
			3. 7 UNMOVIC、IAEA、イラク査察追加報告	
			3. 7 米英西、国連安保理外相級会合でイラクに大量破壊兵器の武装解除を求める修正決議案を提出	
			3. 10 北朝鮮、地对艦ミサイル発射	
			3. 14 プッシュミ大統領、パキスタンへの経済制裁解除を表明	
			3. 15 中国の全国人民代表大会、胡錦濤氏を国家主席に選出。江沢民氏は国家中央軍事委員会主席に留任	
			3. 17 米英両国、イラクに関する安保理修正決議案の採択を断念	
			3. 20 米英軍、対イラク軍事行動開始	
			3. 26 印バ両国短距離弾道ミサイル実験	
			3. 31 EU、マケドニアでNATOが行っていた平和維持活動の指揮権を引継ぐ	
			4. 2 韓国、イラク派兵の国会決議採択	
			4. 21 スリランカ、LTTE、和平交渉の一時中断を通告	
			4. 23 米朝中3国協議開催(北京)(~25)	
			4. 28 印バ首脳電話会談	
			4. 29 インド、地对地ミサイル「プリトビ」発射実験	
			4. 29 パレスチナ評議会、PLO事務局長アッバス氏を首相とする自治政府内閣を承認	
			4. 30 米・露・国連・EU、パレスチナ新和平案「ロードマップ」を提示	
			5. 1 プッシュミ大統領、イラクにおける主要な軍事作戦の終結宣言	
			5. 1 ラムズフェルド米国防長官、アフガニスタンにおける主要な戦闘行動の終結を宣言	
			5. 14 米韓首脳会談	
			6. 1 米露首脳会談、米露戦略核兵器削減条約を批准	
			6. 23 中印、「二国関係及び包括的協力の原則に関する宣言」締結	

) 本白書の対象期間にかかる直近の2年(2001~2002年)については、詳しく記載してある。